

議長／これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付いたしましたとおりと定め、直ちに議事に入ります。

日程第1の議案及び報告の38件を議題といたします。

これより、14日の本会議に引き続き、各議案に対する質疑及び県政全般にわたる質問に入ります。

よって、発言は発言順序のとおりに願います。

なお、資料の使用について、山岸みつる君、中村君、細川君より申出があり、許可いたしましたので御了承願います。

山岸みつる君。

山岸（みつる）議員／おはようございます。

福井の党、山岸みつるです。

9月4日金曜日、あの大雨の災害の後、5日目のときに、私、丸岡町の方にボランティアセンターを通じて災害ボランティアのほうに入らせてもらいました。

そこで、私は当日は3人のボランティアグループで丸岡町のYさんという、大体多分80前後ぐらいの高齢の女性の方で片足をすごく悪くされていて、なかなか自分では重い荷物を持ち上げたりとか、多分できないだろうと、そういう方のお宅に、倉庫が膝ぐらいまでですかね、物置が浸かってしまって、中が床下まではいかなかったんですけども、その物置の本当に膝ぐらいまで水がきたということで、中に灯油タンクとかもいっぱい置いていて、それが浮いちゃって、ひっくり返って、灯油と水がもうぐちゃぐちゃに混ざって、その物置のいろんなものが灯油と水のもう混合だらけというか、ぐちゃぐちゃな状況になって。

水は引いたんですけど、べとべとぐちゃぐちゃなかなかひどい状況のところを。

とはいえ床下までとかは行ってなかったんで、3人で1日3時ぐらいまでかけて撤去と災害ごみ置き場にそれを持って行ってというような形で、なんとか一日で終わりました。

最後、その帰り際、3時頃に全部終わってやっと引き上げようというときに、そのYさんが私たち3人に何か包みを、包まれたものを、後で、これお礼の手紙だから後で読んでくれって渡されまして。

私、ちょっと何も考えずにそのときありがとうございます、後で読もうと思っていたんですけども、そのボランティアの一人が、これはちょっとあれと思って、その場ですぐに確認をしたらお礼が、お金が入っていました。

いや、これは受け取れませんと。

これは僕たち受け取るわけにはいかないですと。

僕、もうそのままだと持って帰っていたんですけどというところで、何とか何とかお返しをしました。

何を言いたいかというと、本当にそのYさんは、自分ではどうしようもなかった状況を、別に僕の力がとかじゃなくて、こういう災害ボランティアであり、そして災害ボランティアだけじゃなくてそれを支える社会福祉協議会だったり、そしてさらに言えば県庁職員も含めた市役所の職員さん、消防の方とか、そういう公務員の皆さん。

いざこういう自分の力では太刀打ちできないことが起きたときには、これだけ様々な人の助けで、もうそれで生かされて、本当に多分感謝の表し方がどうしても見つからなくて、お金を包んだんだと思うんです。

それぐらい、本当にこの災害というものに関しては、やっぱり一人で立ち向かえるようなものではない。

それを助けるのがやはり私たち行政関係でもあり、またはボランティアも含めて非常に大事な役目を負っているんだということで、すごくそういうことを痛感しました。

最初にそういう話をあえてさせていただきました上で、本当に今回、行政関係の皆様、県庁職員の皆様も大変な御苦勞が今もあるかと思います。

その御尽力にまず最大限の感謝を申し上げたいと思います。

そして、被災された方、まだまだ苦しんでいらっしゃる方もいらっしゃいます。

心からのお見舞いを申し上げ、そして、私たちも今日の議論も含めて一刻も早くそういった方々を助けていける、前を向けるような状況をつくっていけるように全力を尽くしたいなと思っております。

今回の被害、本当にひどい被害でございました。

不幸中の幸いとしては、死者は県内において出ていないというところで。

ただ、やっぱり経済的なひん死状態とか、そういった方々がたくさん出てしまっている、これが現状だと思っております。

さっきも申し上げたように、本当にもう一企業とか一個人では太刀打ちできないレベルの被災をされている方も非常に多くて、それで、今回、本当に行政の最大の使命がまさに今、この瞬間、私たちも含めて試されているんだと思っておりまして。

1問目の質問は、石田知事に、まさに行政最大の使命であるこういった災害時に対して、どういうふうに苦しんでいる個人または企業さん、そういった方々を絶対にみんな救い切るんだということをメッセージとしても強く打ち出して、実際の支援策もしっかりとつくっていく。

そういったその覚悟であり、メッセージというものを1問目として、まず石田知事からしっかりいただきたいなというふうに思っております。

実際、県議会メンバーでも9月9日に結構視察に回りまして、私個人としても視察を回ったり、いっぱいメッセージもいただいております。

私、鯖江ですけど、むしろ嶺北の知り合いの坂井市とか福井市とかの知り合いの事業者さんからもいろいろメッセージ、それでも鯖江でも来るぐらいで、福井市の議員さんとかもっとよりいっぱい来ているんだろうなと思います。

そんな中である事業者さんが言っていたのは、今回、本当に被害が大き過ぎて、正直大きな融資とかだけでない意味で、大きな支援がない限りもう事業は正直続けられないと本音でおっしゃっていました。

やっぱりこれを救えないと、行政の役割の本来の意味がない、そういうふうに心から思っています。

私自身も何とか、個人名というか、企業名を出すわけにはいかないのと言いませんけれど、絶対にその人が事業をやめてしまうということがないように何とかしていきたいので、ぜ

ひそれをまた石田知事の、この後のメッセージからもお伝えいただけるとうれしいです。ちょっと関連して予算確保においてというところで、県庁の皆さん本当に頑張っていたいっているんですけど、私も何度もいろんな打ち合わせ、災害被害支援についての打ち合わせをさせていただく中で、どうしても県庁の職員さんたち、もう気にしているのは、とはいえ予算も限度がありますのでという。

それはそうなんです、確かにそうなんです。

ただ、こういう非常時の中で、まず気持ちとしては、予算面で弱気なスタートではやっぱりあってほしくないなというところは気持ちとしてはあるので、まずそこも石田知事の絶対救うぞというメッセージを、外にもそうなんですけれど、ぜひこの県庁の中にもまた届けていただきたいというふうにも思っております。

ぜひ財政調整基金とか、あと、各種基金、ほかにも各種基金ですとか、あと、ほかにもよく決算のときに事業の予算が最後余っていたりとか、または最終の2月以下で減額補正したり、こういったことも実際に毎年皆さん御存じのとおり行われています。

そういうのを少しでも早めに、予算がもしちょっと厳しいということであれば、早めに精査をして、もう本当に余りそうな予算があるんだったら、今回の災害に当てるべきじゃないとか、こういったこともあわせて財源確保を進めていただければと思っております。

それが1個目の、それに対してぜひコメントをいただきたいという質問です。

関連して、財源確保についても一つ。

今回、その8月31日、つまり大雨の被害が起きた翌日の8月31日に、ふるさと納税による寄附ページをふるさとチョイス災害支援ということで公開を、県庁のほうでしていただきました。

本当に迅速でスピード感あって、すばらしい対応だなと思っております。

補助資料の1に、実際のそのページを載せております。

このすばらしいスピーディーな対応の中で、3つだけ提案をさせていただきたいことがあります。

1つ目としては、ぜひこのページ、緊急で上げていただいたので結構簡素なものになっているわけなんですけれど、ぜひこれを見た県外の人や県外の人も含めて、やっぱり少しでもお金で寄附できるという人もいるかもしれないので、ページの充実、被災状況をさらに写真とか含めてもっと充実させたり、ここに入れていただいたお金がこういうふうに行政として使いますよというような、そういったこととかももっと入れていただくと寄附する人が、よし、それなら5万じゃなくて10万みたいな、そういうことにもなるんじゃないかなと思っておりますので、それが1つ目の提案です。

2つ目が、返礼品はこれはありませんが、一方で、あえて言うのですが、返礼品がある形の災害支援寄附も、今後というか用意してもいいんじゃないかなと、今回思った次第です。もともと県では旅行券を返礼品としたふるさと納税制度をやっておりますこれは旅行券という返礼品は今回の災害支援の、ある意味返礼品として一つの選択肢としてつくるのはありじゃないかと思うんですね。

県外の人が、じゃあ今、お金でまず寄附して後で旅行券で今度お金を落としに行くぞと、こういう二段構えの支援ができるためにも、そういった形も積極的に出していった方がいい

んじゃないかというふうに思っています。

最後、3つ目が、石田知事が本議会でも皆さん本当に石田知事のSNS発信力をこれでもかぐらいみんな言及しているんですけど、このふるさと納税の話もせっかく県がやっていますので、まだ知事の発信のほうでこれまで上がってきていないようなので、よければページの充実とともにそういうものを知事のほうからも発信することで結構いろんな寄附も増えて財源確保にもなるんじゃないかと思って御提案させていただきます。

お願いします。

議長／知事石田君。

石田知事／山岸みつる議員の一般質問について、お答え申し上げます。

被災支援を最優先とした財源確保についてお答え申し上げます。

災害対応については、何よりも被災された県民の皆様や事業者の皆様の生活やなりわいの再建を最優先に考えるべきものであるというふうに考えております。

県では、これまでの災害対応においても、しっかりと財源を工夫しながら、被災者の方々への支援や災害復旧に要する経費を機動的かつ迅速に予算してきました。

今回も被害の状況や被災者の方々の声を十分にしっかりと確認した上で、必要な予算はしっかりと確保していきたいというふうに考えております。

財源につきましては、先日、県内を視察された関係大臣に対しても、早期の激甚災害への指定であるとか、災害対応に係るこの各種経費に対する財政措置等を強く要望したところでございまして、引き続き、必要な支援というものを強く求め続けていきたいと考えております。

なお、減額補正の前倒しにつきましては、年度途中の段階では所要額が確定していないものもやはり多く、過度に減額補正を今の段階で行った場合、その後の事業の執行に必要な予算が不足してしまっていて、県民サービスや事業の円滑な実施に支障を来すおそれがあるということから、慎重な判断を行う必要があるというふうに認識しているところでございます。

いずれにしましても、健全な財政との両立をしっかりと図りながら、災害対応に必要な予算は追加補正予算にしっかりと盛り込む。

そして、被災された皆様が一日も早く日常生活や事業活動を取り戻すことができるように、迅速に対応してまいりたいというふうに考えております。

議長／未来創造部長田中君。

田中未来創造部長／私からは、ふるさと納税による災害寄附支援についてお答えをいたします。

県では、大雨災害の発生翌日から災害支援を目的としたふるさと納税の受付を開始しております。

被災地の復旧復興には、継続的な財源確保が必要であり、寄附者の理解と共感を得ながら

支援の輪を広げていくことが重要であると考えております。

3点おっしゃっていただきましたが、まず、寄附受付ページにおいては、寄附状況等を掲載し、支援の必要性を分かりやすく情報発信しているところでもありますけれども、今後も状況に応じて内容の充実を図ってまいります。

次に、返礼品については、できる限り多くの寄附金を被災者の生活再建や地域の復旧復興に直接活用することが重要であると考えていることから、災害支援を目的とした寄附については返礼品を受け付けていないところです。

他方、おっしゃっていただきました旅行などで福井を訪れていただくことも、経済を支え、被災地の復興につながる支援の一つであり、寄附者の皆様には応援の形を選択いただけるよう災害支援と通常のふるさと納税の両方で寄附を受け付けているところでございます。最後に、災害支援の呼びかけを含め、知事の発信力については、SNS等の県広報媒体への知事出演など、個々の事案に応じて適宜活用していきたいと考えております。

議長／山岸みつる君。

山岸（みつる）議員／ありがとうございます。

もう本当にしっかり財源も含めて、ふるさと納税返礼品も、今あるふるさと旅行券の返礼品があるものを合わせて発信されるという意味ですね。

今、もうすぐにやってるものがあるのでということですね。

なので、そこはぜひ見えやすい形で出していただきたいなというふうに思います。

今どうしても災害支援のための寄附ってなったときに、義援金とふるさとチョイスのこれしか基本見えてこないように、ページのつくりの上もなっていると思うので、そこに合わせて返礼品がある形での通常のふるさと納税というところでのところも、そうすると、やっぱり3万円で寄附しようとしていた人が、じゃあ、ふるさと納税のそれであるならば、10万円の寄附で行こうとやって、そういうそもそも単価アップの、確かに原価はかかるんですが、単価アップの可能性もある話なので、ぜひそこは見せ方というところでしっかりと見せていっていただければと思います。

ありがとうございます。

では、2つ目の議題のほうに移ります。

次は、災害ボランティアと育成というところで話をさせていただきます。

令和4年8月、南越前町の鹿蒜川氾濫のときに、このときは今回以上に、ある意味1軒1軒の被害状況はひどかったと。

私も実はこのときも現地で災害ボランティアのほうを、当時、2回ぐらい入らせていただきまして、もう本当ちょっとどうしようと。

こっちも何をすればいいんだろうぐらいな、泥が建物自体を倒壊させてしまったりとか、もうそういったところもあったので。

今回はそういった被害はほとんどないかなというところなので、ちょっと状況は違うのですが、そのときにやはり県内で、多分、重機なども含む技術系ボランティアというところがどう生かせるかというのが、あのときに課題になったわけなんです。

それがあのときはそういうのに慣れていなかったことも含めて、なかなかうまく連携が取れていなかったと。

細かいことは言いませんが、私もかなりいろいろとそこは踏み込んで当時やっていましたので感じる場所もあったのですが。

今回、実際、県内の、もう今も、今日もまだ被害が終わっていない中で、技術系ボランティアの方とかが毎日のように今も入っていただいているんですね、県内のいろんなお宅に。その方々と、私も交流がすごくあるので話を聞くと、課題はまだまだいっぱいある。

でも、4年前と全然違うのは、やっぱり行政の方々と連携が本当にちゃんと前進したと。本当に感謝しているということは、本当に私がお世辞で言っているのではなくて、本当に言っていました。

私も傍から見たらすごくそういう片鱗をいっぱい感じるので、本当にそれは皆さんの県の方々に、この4年間の間でいろんな、私もいろいろ、いっぱい一般質問も含めて投げかけもしてしまったんですが、進めていただいて本当に感謝を申し上げたいと思います。

質問として、こういった県内の一般ボランティアもそうですし、技術系ボランティアの方々の重要性が今回、まだなお、今重要性が日に日に分かってくるというのが今の状況だと思っています。

ここの今後の予算であり、施策というところを、今まで以上に育成、今後の災害ボランティアに対しての一般の人の意識啓発も含めた、育成からそういう啓蒙を含めて、そういった予算充実とかというところをぜひ進めていただきたいと思います。

その点、今回のボランティアがどういう稼働状況かも含めて、ぜひ教えていただければと思います。

よろしくお願いします。

議長／未来創造部長田中君。

田中未来創造部長／私から2点、お答え申し上げます。

まず、一般の災害ボランティアや技術ボランティアの活動活躍についてお答えをいたします。

被災した3市に設置をされた災害ボランティアセンターにおいては、これまで述べ約950名の一般のボランティアの皆様が被災家屋の泥のかき出しや家具の運搬、清掃等の活動に御協力をいただいております。

また、技術系のボランティアについては、各災害ボランティアセンターによりますと県内3団体、県外2団体の計5団体が、重機を活用した土砂や流木の撤去、住民の健康チェックなどの活動を行っているほか、地元建設会社にもボランティアとして側溝の土砂撤去等の活動に御協力をいただいております。

本当にありがたく思っております。

活動実績の詳細については、現在、各市や市社会福祉協議会において取りまとめが進められているところでありまして、県としても引き続き、状況の把握に努めてまいります。

次に、一般及び技術系のボランティアに関する施策の拡充についてお答えします。

県では発災時においては現地災害ボランティアセンターの運営支援やボランティアバスの運行、それから、技術系ボランティア団体への活動費支援を実施をしております。

また、平時においては、技術系も含めたボランティア活動が円滑に実施されるよう、訓練や研修会等を行ってきたところであります。

また、現地ニーズと技術系ボランティア団体等のリソースを調整、マッチングをする災害中間支援機能の強化について、昨年度から市町や社会福祉協議会、災害ボランティア団体などと検討を進めております。

今後は今回の大雨災害で得られた教訓や課題の検証を行い、人材育成や関係機関との顔の見える関係づくりを進めることによりまして、災害ボランティア活動が迅速に行える体制の強化に取り組んでまいります。

議長／山岸みつる君。

山岸（みつる）議員／ありがとうございます。

体制の強化に取り組んでいくということを明言していただいて、本当にそこはありがたいと思いますので、特に平時のときが非常に大事だと思っておりますので、どうしても今はみんな意識がちょっと高くなりますが、平時にどういうふうにその育成をしておくか、技術的なほうは特に人手が全然足りていないです、技術的なボランティアに入れる人手というのは相当限られていますので、やっぱりここって行政公務員の方々ももちろんいろいろ頑張っているんですけど、今、実際に現場に入って本当に重機を動かして、床下とかいろいろやっていただいたりしているのはもう間違いなく技術系のボランティアの方々最前線でやっていただいておりますので、ここの平時の育成と、そのためにバックアップの予算付けというところはしっかりと、いざというときに福井県民を救ってくれる本当にヒーローの方々だと思います。

ぜひよろしく願いできればと思います。

次のテーマに行きます。

住宅浸水と空き家問題についてです。

今回の大雨は、ほかの議員の方々も、昨日からも何回も質問もあるとおり、内水氾濫というところが非常に大きく今回の被害に寄与しているという状況です。

それ故に、広範囲での住宅街での冠水とか床上、床下の浸水というところが発生をしております。

ここで大事になってくるのがその後の対処なんですね。

起きてしまったものは今取り戻せないというか、どうしようもないんですけど、この後にどういう対応をするかで、その住宅とその家庭がどうなっていくかが、全く数か月後に変わってきます。

もう御存じの方もいらっしゃると思いますが、知らない方もいると思うので、これ、カビとか悪臭、こういったものの発生というのは今すぐ、出てきているものもありますが後で数か月後に出てくるものがこれから予想されます。

というか、今までも全国の浸水被害でそういうことが起きていて、だからこそ、さっきの

話じゃないんですけど、災害ボランティアの方々、もう全国中を回っている県内のプロの方々が一番危惧しているのはそこで、今しかるべき対策をしないと、数か月後に、大丈夫だと思っていたら住宅がおかしくなってくる。

これがたくさん起きてくるというのが、今までも全国的にも起きていることです。

だからこそ、その知識の啓発とそこのまた対処法、何をすればいいのかの対処に対しての支援というところが非常に大事になってきます。

今回、県は、サーキュレーター、乾燥が非常に大事になる上で、床下浸水した場合、特になんですが、中もじめじめのドロドロで、泥をかき出すのは、まず最初にもちろんやらなきゃいけないんですけど、その後に実は全然乾いていなくて、ここに乾燥を1か月以上かけてとかでしなきゃいなくて、どうやって床下乾燥するのっていう話なんです。

それをサーキュレーター、扇風機みたいなものですね。

サーキュレーターですとか送風機とか、そういったものでずっと風を送り続ける。

外のきれいな空気と循環をしっかりとさせないと、基本床下はこもってしまうので、じめじめして後でカビが生えてくる、悪臭が、衛生的にまずいことになってくるということになると。

なので、そういったことをできるような支援体制として、今回、県が急遽200台のサーキュレーターを購入をしていただいたと聞いております。

また、県外から100台強のサーキュレーターの貸出しを受けて、これを県が合計300台ほど必要なところに貸出しを各市町を通じて回しているというところで、本当にその対応は心から感謝をいたしたいと思っております。

ただ、今後、やはり、今200台買っていてそれをもちろん持っておくというのももちろんあると思うんですが、本当にそれで全て足りるのかというところとか、あと、これはもともと通告で出している内容にちょっと付け足しで。

昨日、専門の業者というか、技術系ボランティアのプロの方から、いや、サーキュレーターはありがたいんだけど、サーキュレーターだけでは実はベストではないと。

いわゆる業務用の送風機、ダクト付きのとか。

そうすると、全然風量が違うので、サーキュレーターって家庭用のものだと連続稼働していると、もうモーターが熱くなって止まっちゃったり壊れたりする中で、基本1か月という単位で風を送り続けなければいけないので、そういう意味で言うと業務用の送風機とかが、ちゃんと貸し出せるほうが本当はいいというところもあったりするので、そういった意味も含めて、今、私のほうから御質問させていただきたいこととしては、こちら辺のサーキュレーターですとか送風機ですとか、こういったところの備えというところを、ぜひしっかりこれから、今後の浸水被害も見越して充実させてほしいと思いますがいかがでしょうか。

あともう一つ質問として、今回、浸水被害にまだ床下だからあまりちゃんと気づけていなかったり、さっき言った衛生的な今後のリスクというところ、あまり分かっていなくて、ちょっと取りあえず水引いたからいいやと、何か床下浸水したっぽいけど、まあいいかって放置してしまっている方もやっぱりいるというふうに現場からも聞いています。

ここへの啓発。

これは市町が主役にはなってくると思いますが、こういったこの啓発に対して、やっぱり自治会から直接、行政職員とか自治会の人とかが、そのお宅に1軒1軒訪問するとか、そこまで予めすることも含めて、しっかりと施策を支援をバックアップをしていただきたいと思いますと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

そして、最後、少し話が変わりますが、空き家の話です。

今回、話を聞いている一つの別の課題としては、床下なり床上なり浸水してしまった住居が空き家やであるという問題を聞いております。

これは何が問題かって、それが空き家だった場合に、その持ち主が近くにいてちゃんと対処してくれるならいいんですけど、もう県外にいたり、何かもう誰が持っているのかもよく分からなかったりとかって、空き家でもうそれが浸水によって一気に朽ちていく。

それが周りの近隣住宅に、今後、衛生的な影響とか倒壊も含めて様々なリスクを一気に、この浸水で上げてしまっている状態になります。

なので、これはもう最後は所有者がどうにかしてもらえないというところで、本当に難しい話なんですけれど、まずその課題はぜひ認識していただきたいなと思っております。その上で、空き家の中長期的な対策の意味で、ちょっと別角度から1個だけ提言させていただきます。

たまたまこの被害が起きる前に、私が空き家とかを買い取りして、部屋を一部リフォームしたり、キッチンをリフォームしたりして、それに合いそうな買い手に中古住宅として販売をしていくということを頑張られている事業者さんたちと意見交換をする機会が、7月、8月にさせていただきました。

そのときに言われて確かになと思ったのが、この空き家、今、住む人が空き家を購入してリフォームするときには市町通じて、県からお金出して補助金を出していただいているんですね。

これはありがたい話だし、大事な話なんですけど、一方で、事業者が空き家をそうやって取得して、一部リフォームして販売していく、ここに対しては何も支援はないですと。

もちろんこれが、いろんな意味でちょっと難しさがあることは分かっていますが、一定の空き家の基準などを設けた上で、ここに少し補助を改装に対して入れられたりすると、その事業者さんたちが言っているのは、俺たちはプロだと。

プロだから、やっぱりこの空き家ならここを直せば買い手が多分ここら辺でつくというのが分かる。

だから、それをやってはいるんだけど、どうしてもやっぱりまだ売り先が決まっていない段階で仕入れて、改装してとなると、コストもかかるし、その分リスクも上がるので、値段に結構乗せなきゃいけなくなってくるので、ここに少しでも何か補助がもう少しあると、中古住宅の空き家の流通というところがもっと活性化するはずだと。

そういうことを例えばトライアル事業からでもいいので、何か検討していただけないかなという、そういう御提案でございます。

以上ですよろしくお願いします。

議長／防災安全部長坂本君。

坂本防災安全部長／私からは、サーキュレーター等の十分な数の備蓄など、確実に備えておく手段を講じることについてお答えいたします。

議員御提案のサーキュレーターでありますとか、ダクト付きの業務用の送風機、こういったものは、床下浸水後の乾燥を促進し、住宅の早期復旧やカビの発生防止に有効であります。

また、サーキュレーターにつきましては、避難所の感染症対策や熱中症対策、換気の効率化にも活用できるなど、平時、災害時を問わず、幅広い効果が期待できると考えております。

今回の大雨では、議員からお話もありましたが、サーキュレーターにつきまして、岐阜県が保有する50台のうちの25台、また、県内のボランティア団体を通じまして90台の協力を得ましたとともに、福井県において235台を購入し、浸水被害を受けた住宅等を支援をしています。

今回、購入しましたサーキュレーターは県内で備蓄をして、今後の災害時に迅速に活用してまいりたいと思います。

今回を上回る規模の災害が発生した場合には、協定に基づく調達でありますとか、関係機関からの支援により、必要な台数の確保を図りたいと考えております。

サーキュレーターは住宅の早期復旧支援のみならず、避難所環境の改善にも有効でありますことから、今後も災害対応に必要な資機材として活用をしていきたいと考えております。

議長／土木部長岩男君。

岩男土木部長／私からは2点、お答え申し上げます。

まず、浸水被害住宅の復旧方法に関する周知についてお答え申し上げます。

県では浸水被害を受けた住宅の復旧方法や注意点を県のホームページや公式LINEに掲載するなど、広域的に情報発信を行っておりまして、各市町においても、自治会など地域住民に対してSNSや電子回覧板などを用いて情報発信を行っていると同っております。今後、市町が自治会への説明や回覧、戸別訪問など、地域住民へのきめ細やかな周知に取り組む場合には、市町からの要請に応じまして、県も積極的に広報に協力していきたいと考えております。

また、今回の災害を受けまして、被災住宅の応急修理や本格復旧に関し、専門知識を有する方が再建に向けた各種助言を行えるよう、県、市町と建築関係団体が連携して、被災者に対する相談窓口を設置することといたしておりまして、現在準備を進めているところでございます。

今後も、市町と連携して、必要な情報が被災者に届くよう努め、被災住宅の適切な復旧を支援してまいります。

次に、買取再販による空き家の流通拡大についてお答え申し上げます。

県では空き家の購入やリフォームを行う個人の方に対しその経費を支援しておりまして、令和4年度からは買取再販を行う民間事業者が空き家を取得、リフォームした物件につきま

しては補助額を加算する制度を設けております。

議員御提案の買取再販事業者に対する直接的な支援につきましては、物件が売却に至らなかった場合の補助金返還など、制度運用上の課題が多く、現時点では実施は困難であると考えているところでございます。

なお、近年の物価高騰に伴い、リフォームに要する経費も増加していることから、支援制度の拡充について検討を進めるとともに、県のホームページなどで買取再販した優良事例を情報発信することで、空き家の売却や購入意欲の向上につながるよう取り組んでまいります。

議長／山岸みつる君。

山岸（みつる）議員／ありがとうございます。

1点だけ、さっきのサーキュレーター関係の話なんですけれど、送風機の話は今の段階で多分まだあまり言える状況ではないと思うのであれなんです。

例えば、本当に送風機のほうも、今後、ぜひ検討していただきたいという要望だけお伝えしたくてですね。

場所によってはそのほうがいい場合が結構あったりしますので、建築資材とかそういうもののレンタル事業者とかとの、例えば連携とかというところも考え得ると思うんですね。

そういったことの新しいスキームも含めてぜひ今後検討していただければと思います。

では、次のテーマ、4つ目に行きます。

福井のこの大雨と熊本地震と、そして被災者支援ナビというところについてです。

実は、八代市が今回、熊本地震において、一番最も大きな被害を受けておりますが、私の大学時代の本当に最も仲のよかった、一緒に活動をいっぱいしていた親友が八代市に現在住んでおります。

被災をしてしまいまして、避難所生活も一定期間、もう今は戻りましたが、されてしまった。

その友人が、僕がこういう立場をやっているというのも知っているので、何かの今後の参考になればということで被災で大変な中、私にA4、2枚分ぐらいのレポートとして文字をまとめて、こんな課題が見えたよ、これが便利だったよとかをいろいろ実はまとめて送ってくれました。

その中で抜粋して御提案をさせてもらいたいことがございまして。

その私の友人が言っていたのが、被災して避難所とかで生活をし始めるときに、情報がやっぱり全然ないと。

どの避難所がどういう状況かも分からない。

その中で、被災後割とすぐに民間のサイトが立ち上がり、そしてそこに全部の情報がいろいろまとまっていて、本当に便利ですごく助かったと。

これ、後で私のほうでしっかり調べたら、熊本被災者支援ナビというものでした。

これ、補助資料の2につけさせてもらっていてまして。

もうすごく簡単に言うと、避難所の情報はもちろんのこと、その市町とかのこの境界線も

全部またいだ形で、総合的にどこに給水所がある、お風呂がある、避難所はどこだ、その避難所にエアコンがどうなんだ、あるのかないのか、トイレがどうなのか、そういったこととか罹災証明の写真の撮り方とか、そういう、とにかく被災者に必要な情報を全て一手にまとめたサイトになっている。

これを、実は民間の熊本県内の事業者の方が、もう絶対必要だと思って、被災後1日でAIも使ってまとめ上げてつくって、そして、最新情報を全部AIが各市町の各ホームページで発せられる情報を自動で、毎日、高頻度で拾ってきて、全部ここにきれいに集約をするということをほぼ1人でつくったそうです。

本当にすごいなと思ったのが、実際にこれ、ピーク時には3秒に1回開かれるサイトになっていたと。

今でもたくさん使われている、そんなものになっていて、八代市とか、公式的な行政もいろいろとこれの案内をむしろ行政もしているというような状況です。

今回、提言させてもらいたいこととしては、福井県内で今後どういう災害がいつ起こるか分かりません。

被災者の支援情報というのは実は、今、まとまったものがなくて、今回、県のホームページの中の1ページとして被災後数日後に県の職員頑張っていたいただいて、まとめてもらいましたが、やっぱり専用のものじゃないので決して見やすいわけではない。

その中で、こういったものを今後、民間事業者と連携することも含めて、事前に用意をしておいて、いざとなったらすぐに使い始められる、そういったことはできないかという提案でございます。

よろしくお願いします。

議長／知事石田君。

石田知事／私からは、民間の力を借りた被災者支援情報ポータルの事前準備についてお答え申し上げます。

今回の大雨におきまして、県では発災後、ホームページに被災者向けの支援の情報をしっかりと集約しまして、制度や相談窓口等々の周知に努めてきたところではございますけれども、被災者の方々が必要な情報により容易にたどり着ける、そうした工夫であるとか、情報の見やすさ、さらには、即時性の向上といったものが非常に重要であるというふうに捉えております。

議員御指摘の熊本県のこの事例でございますけれども、国や県、市町村などの行政機関の情報のみならず、民間の情報も含めAIを活用して収集した上で、被災者の方々に分かりやすく集約して提供しているということで、非常に先進的な取組であるということで、参考となる点が非常に多いというふうに認識しております。

このため、県としましても、他県のこの先進事例をしっかりと情報収集しまして、災害発生時に被災者の方々が必要な情報を一元的かつ分かりやすく取得できるこの仕組みづくりについて、民間事業者の知見や技術の活用も含めてしっかりと研究してまいりたいというふうに思っております。

議長／山岸みつる君。

山岸（みつる）議員／研究を始めていくというところまでございまして、一方で、災害はいつ本当に起こるか、今回起こったわけですがけれども、実際、福井でも。

さらなる大きな災害がいつ起こるか分からないという中で、ぜひ研究から次の検討段階まで確実にスピーディーに進めていっていただきたいです。

もう本当にこれが、これはたまたま民間事業者さんが好意でというか善意でやってくれたから助けられた人がいっぱいいて、これは本来は、やっぱり行政が事前に用意しておいて、いざとなったらずいこうという仕組みができますという状況にしておくべきものだと私は非常に感じましたので、進めてほしいなというふうに心から思っております。

あと2項目あるんですけれども、ちょっと時間がオーバーしておりますので、もうこれは私、今回、予算決算特別委員会がちょっと時間があるので、そちらでやらせていただきたいなと思っております。

いずれにせよ、本当に冒頭お話しした苦しい事業者さん、必ず救っていただきたいというところと、あと、本当に改めてやっぱり感謝申し上げたいのは、今回ひどい災害だったと思うんですが、思いのほか被害が広がりそこまで広がりきっていない側面もあるので、それはこれまで着実に福井豪雨後に重ねていただいた行政の本当に努力のたまもの、結果だと思っていますので、引き続き防災対策、しっかりお願いできればと思います。

本日はありがとうございました。

議長／以上で、山岸みつる君の質問は終了いたしました。

先ほど、山岸みつる君の発言中、不適切と思われる発言がありましたので、後刻、記録を調査の上、不適切な発言あった場合には措置することといたしますので御了承願います。

中村君。

中村議員／越前若狭の会の中村綾菜でございます。

まずは、一人一人の子どもの可能性をひらく多様な学びについての質問をさせていただきます。

不登校児童生徒が増加する中、学校以外の学びの場でありますフリースクールの役割が大きくなっております。

では、なぜ今フリースクールが必要とされているのでしょうか。

先日、県内でフリースクールを運営されておりますごきげん学園を訪問させていただきました。

そこで大切にしているのは、すぐに勉強しよう、学校に戻ろうと求めることではありませんでした。

不登校になった子どもたちの中には、学校に行けない、そういったことで自分は駄目なんだと自信や自尊心を失っている子どもたちがおります。

だからこそ、まず安心して過ごし、そして、自分の存在を認めてもらい、自尊心を取り戻

していく、まず、それを大切にしているとおっしゃってありました。

また、ごきげん学園では、学習だけではなく、ICT教育やダンス、制作活動、人との関わりを通じて様々な体験の機会をつくって、一方的に何かをやらせるのではなく、いろいろな経験の中から子どもたち自身やってみたいとか、これならできるかもしれない、そういった気持ちを生まれるのを待つ。

この待つということが大事だというふうにおっしゃってありました。

そして、その小さなやってみたいを大切にしているそうです。

私はここにフリースクールの大きな役割があるというふうに感じました。

学校という環境で力を発揮する子どもたちというのも確かにあります。

たくさんいると思います。

しかし、全ての子どもに同じ教育の形が合うわけではありません。

大切なのは学校に行けるか行けないかではなく、その子が自分に合った場所で人とつながり、そして学び、可能性を開くということだというふうに考えております。

私はこの夏、UNICEFの子どものウィルビーイングランキングで世界2位のデンマークの教育現場も視察させていただきました。

子どもの幸福度を大切にしながら、1人当たりGDPは何と日本の約2倍ということで、高い経済力、そして生産力も維持しております。

デンマークは1864年、プロイセンなどとの戦争に敗れ、国土の大きな部分を失いました。

その後、経済力や生産性だけを追い求めていくのではなくて、教育や福祉、民主主義を大切にしながら、一人一人の人間力を高めることで国の力を高めていく、そして現在はそういった方向に変わり、変え、そして現在は一人当たりGDPが世界8位にまでなっております。

そんなデンマークの教育から何かヒントが見つかるのではと考え、視察に行ってみりました。

特に、高校を卒業した若者が大学など次の進路へ進む前に行く学校、過ごす場所というのがあるんですけど、それをフォルケホイスコーレと申します。

そこに訪問した際に、副学長から非常に印象に残る言葉をいただきました。

学校は民主主義を学ぶところです。

ここでいう民主主義とは、選挙や政治制度を学ぶことではありません。

人と人とがどう関わり、どう話し合い、どう決めていくのか、そのプロセスを学ぶことだということです。

そして、その土台にあるのがあなたはどう思うという問いかけだそうです。

デンマークでは幼稚園や公立小学校にも訪問いたしましたが、どの学校でもこの問いかけをあらゆる場所で繰り返しを行い、自分の考えを持つこと、そして相手の考えを尊重すること、これを大切にしていると各学校の理事長さんがおっしゃってありました。

意見が違うからこそ話し合う、自分にはなかった考えに触れることで自分の考えも深まり、そしてお互い成長をしていく、そうした対話の積み重ねこそがよりよい社会を共につくりていく、そういった民主主義の土台だということをおっしゃってありました。

一方、日本の教育にも世界に誇れるすばらしい教育というものがあります。

学級活動や学校行事などを通して自分たちで考え、そして協力し、よりよい集団をつくる特別活動、いわゆる特活は日本初の教育として海外に今、広がっております。

私は日本のこの教育をデンマークの教育に変えればよいとは思っておりません。

むしろ日本が培ってきたよい集団をつくる力にあなたはどう思うという問いかけをさらに加える、ふりかけのようにかけていく、例えば特別活動の話合いのときに自分の意見を言ってもいい、違う意見を言っても受け止めてもらえると感じる子どもたちを増やしていく、そういったことだというふうに思っております。

そして、一人一人の自分の考えを持ち、違う意見を否定するのではなく、なぜそう考えるのかということ聞き合い、そして新しい答えを一緒につくる、これが非常に大事だと思いました。

教育を全く違うものに変えるのではなく、日本の教育のよさを土台にこれからの時代に合わせてアップデートしていく、そういった必要があると考えております。

そして、このあなたはどう思うという考え方は、ごきげん学園のやってみたいを待つという姿勢にもつながっています。

大人が答えを決めるのではなく子ども自身を学びの主体にする、だからこそフリースクールを学校とは別のものとして切り離すのではなく、多様な学びを支える選択肢の一つとして位置づける必要があります。

そのためには持続可能な仕組みも必要です。

フリースクールで子ども一人一人に丁寧に関わるためには、人が必要だというふうにお伺いしました。

しかし、利用料を高くすれば利用できない家庭が生まれ、利用料を抑えれば運営側の負担が大きくなり、運営者と保護者双方の負担を考える必要があります。

今年の夏は私、長野県と群馬県を視察に行きました。

長野県では信州型フリースクール認証制度を設け、一定の基準を満たした施設を県が認証し、運営への財政的支援などを行っています。

群馬県ではフリースクールへの運営支援を進めておりました。

義務教育でありながら、その子に合う場所がフリースクールだった場合には家庭に利用料が発生しますし、子どもの学ぶ選択肢が家庭の経済力によって左右されてしまうということはあってはなりません。

以上を踏まえ、まず石田知事に伺います。

知事は世代や立場の違いを超えて一人一人を尊重する全世代リスペクトを掲げられております。

私も非常に共感をしております。

意見が違って否定するのではなく、まず相手の考えを聞く、そして対話することで自分にはなかった考えに気づき、お互いが成長していく。

私はこうした相手を尊重する姿勢を子どもの頃から育てていくことがとても大切だと考えております。

知事も先日、ごきげん学園を実際に視察されたとお聞きいたしました。

多様な学びの場が子どもたちに果たす役割をどのように感じられたのか、また今後、多様

な学びの場をどのように広げていくとお考えか、あわせて全世代リスペクトを掲げる知事として相手を尊重し、多様な価値観を認め、異なる意見を生かし合いながら新しい福井をつくっていくということについての知事の考えをお聞きます。

そして、県は多様な環境にある子どもの居場所や親子の選択肢の拡大を図るため、福祉と教育の連携強化に向けて取り組んでいるとお聞きしております。

先月開催されたこども・子育て応援ラウンドテーブルでも、こども・子育て支援団体から多様な学びについて意見があったとお聞きをいたしました。

長野県や群馬県の取組も参考に、福井県においても一定の基準によるフリースクールの認証制度を設け、運営への支援と利用する家庭への軽減を一体的に行うなど、多様な学びを社会全体で支える福井県版の仕組みを構築すべきと考えますが、こうした仕組みの構築に向け、現在、県ではどのような検討や議論がなされているのか、今後の方向性も含めてお聞きをしたいと思います。

また、大瀧副知事はこれまでの経験の中で、地域社会の閉塞感を打破する必要性について強い思いを持っておられると伺いました。

福井県の閉塞感をぜひ打破していただきまして、新しい挑戦が生まれる地域にしていくためには、立場や世代、価値観の違う人の意見を尊重し、その違いを地域の力として生かしていくことが重要であると考えております。

副知事は、相手を尊重し、多様な価値観を認め、異なる意見を生かしながら新しい福井を創っていくことについてどのようにお考えか、お聞きをいたします。

次に、教育長にお伺いをいたします。

自分の意見を持つことと同時に、自分とは異なる意見を尊重し、対話を通じて互いに理解を深め、共に成長していく力を子どもの頃から育てていくことが重要だと考えております。福井県の教育において、相手を尊重し、多様な価値観を認め、異なる意見を生かしながら、新しい答えをともにつくっていく力を育てることについて、教育長の所見をお伺いをいたします。

議長／知事石田君。

石田知事／中村議員の一般質問について、お答え申し上げます。

多様な学びの場が子どもたちに果たす役割と、その選択肢をどのように広げていくかについて、お答え申し上げます。

私も7月にフリースクールの一つを視察させていただきました。

不登校の児童生徒の中には、学校に足が向かない子どもたちもおりまして、そのような子どもたちにとって、ダンスやプログラミングなどの体験機会を提供していただける非常に貴重な居場所であるというふうに感じたところでございます。

県では私も先日視察させていただきました校内サポートルームであるとか、市町が設置する教育支援センターの充実など、学校内外の居場所づくりに努めておりまして、多様な体験や他者との関わりを通じて、この社会性を育むこと、これが非常に重要であるというふうに考えております。

全世代リスペクトという考え方にに基づき、年齢や立場にかかわらず、お互いをしっかりと尊重して、多様な価値観や意見を受け止めながら県政を進めること、これは極めて重要であるというふうに捉えております。

私自身も海外での経験を通じて、その重要性を肌で感じているところでございまして、引き続き子どもたちをはじめ、あらゆる世代の声を丁寧に伺いながら新しいこの福井づくり、これに取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長／副知事大瀧君。

大瀧副知事／私から、多様な価値観を認め異なる意見を生かしながら新しい福井をつくるについてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、地域の活力を高め、新たな挑戦を生み出していくためには、多様な考え方や経験を持つ人々が互いに認め合って、それぞれの強みを生かしていくことが重要であると考えております。

私自身、地方創生や過疎対策に携わる中で、例えば地域を限定をして規制緩和を行う特区制度などにも取り組んでまいりましたが、特区の場合には例えば、提案する側も提案を受ける側も、この双方が理屈があるわけですが、それぞれ地方創生というその観点の中でお互いに理解をして尊重していかなければ制度は進んでいけないというふうに思いますので、そうした観点でも相互の理解は大変重要かと思っております。

また、地域社会の閉塞感とい意味におきましては、アンコンシャス・バイアスですとか、同調圧力の存在、また、心理的安全性の低さなど、挑戦を阻害する要因が数多く存在するということは実感しております。

また、もう一つ言うのであれば、私は子どもの通っている学校とかでもあるんですが、例えば学校において、運動会においてリレーが主要な種目ではないと。

なぜかという、例えば、足が速い子は当然小学校の運動会で活躍しますけれども、そうではない子がいるというためにリレーではない競技を開発をして、それがメインの競技になっているというのがございますけれども、それを子どもたちが自主的に判断をしてやっていくということが大変重要かというふうに思っております。

そうした意味で、様々な事例がありますけれども、若者や女性をはじめといたしまして、全世代の様々な方の声に耳を傾けて、一人一人の意見や思いを尊重するということが大切であるというふうに考えております。

現在、様々な分野におきまして、そして、県庁内におきましても挑戦を後押しするという仕組みが試されていると承知をしておりますけれども、多様な価値観や個性の尊重を重視をいたしまして、新たな挑戦が次々と生まれる福井の実現に向けて力を尽くしてまいります。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／私からはフリースクールと連携した支援の仕組みづくりの検討状況と

今後の方向性について、お答えいたします。

フリースクール等の民間施設は、不登校の児童生徒にとって学校以外の多様な学びや居場所の選択肢として重要な役割を担っております。

また、その運営を安定させる仕組みが必要であるという点は私たちも認識を同じくしております。

一方で、支援の対象を県が一律の基準で選別する場合、各施設が基準に沿った運営を求められることとなり、一人一人の状況に応じた柔軟な関わりが損なわれる懸念がございます。フリースクールの価値はその多様性にあると考えており、認証制度につきましては、慎重な検討が必要であると認識しております。

県といたしましては、まず、不登校の児童生徒の学びや生活を支える居場所の確保を図ることが重要であると考えております。

県内では既にこども家庭庁の地域こども生活支援強化事業を活用し、市町がフリースクール等への補助を行うなど、居場所づくりの取組が進められております。

今後、県におきましては、学校復帰に向けたフリースクール等と学校との連携促進や、フリースクール職員が学校や福祉分野との連携手法を学ぶ研修、民間団体同士のネットワークづくりを進めますとともに、施設関係者の御意見を伺いながら支援の在り方について引き続き検討をしてまいりたいと考えております。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から、多様な価値観や異なる意見を生かし、新たな答えをつくっていく力を育てることについてお答えを申し上げます。

本県では、主に小中学校におきまして、福井県版ポジティブ教育を推進しており、自分も相手も大切にするとソーシャルスキル、仲間同士で支え合うピアサポート、困難や失敗に直面してもそれを乗り越えるレジリエンスの3つの力を育んでいます。

例えばソーシャルスキルでは、自分とは異なる意見を傾聴する姿勢を学んだり、ピアサポートでは考えが違う者同士による意見交換の場面を設定し、役割・演技などを通して互いの立場を考える学習を行っております。

また、県立高校の探究活動では、チームで地域の課題解決に向けて議論する機会などを通じて、様々な異なる意見の中から合意形成を図り、新たな解決策を提案する力を養っております。

今後も、多様な体験や学びを通して、まずは主体的に自分の考え方を持つ、同時に他者との対話を通じ、異論も含め、様々な価値観に触れることにより、省察を重ねて自らの考えを発展させ、新たな価値を共に創造する力を育んでいきたいと考えております。

議長／中村君。

中村議員／答弁ありがとうございます。

そのポジティブ教育についてですが、私もすばらしい教育だというふうにももちろん感じて

おりまして、ぜひ全県に広げていただきたいなというふうに感じているところでございますし、同時に自分とは異なる意見にも耳を傾け、なぜそう考えるのという対話をお互いを、違いを認めながらより答えを出して、そして新たな答えを一緒につくっていく、そういった価値観というのもこのポジティブ教育にプラスしていただきたいなという思いで質問させていただいております。

自己肯定感を高めるというのはすごくいいことだなと思いますし、プラス今おっしゃったような子どもたちの主体性や対話する力、共に新しいものをつくっていくということを土台に、ぜひ教育の土台にしていくというのも一つ面白いかなというふうに考えておりますので、また検討を進めていただきたいなというふうに思っております。

よろしくお願いをいたします。

時間がないので、次に進めさせていただきます。

続きまして、大雨対策についてお伺いをいたします。

まず、荒川の氾濫と今後の治水対策についてお伺いをいたします。

資料を御覧ください。

今回の大雨では福井市東部を流れる荒川の水位が大きく上昇をいたしました。

原目観測所では、8月29日21時、もう21時の段階で氾濫危険水位を超え、1.82メートルに、その後も上昇し、30日9時には氾濫危険水位83センチも回って、2.53メートルに達しました。

約19時間、長い時間にわたって危険な状態が続いたということでございます。

河増観測所でも30日3時に氾濫危険水位3.60メートルを超え、10時には4.10メートルまで上昇し、こちらも約17時間にわたりまして氾濫危険水位を超えました。

今回、荒川では2か所で水があふれ、14か所で護岸破損が確認され、流域では農業用水路や排水路などからの越水による浸水被害も多発いたしました。

平成16年の福井豪雨後も河川改修が進められてきたのにもかかわらず、なぜ今回これほど水位が上昇し、溢水や浸水が発生したのか、これまでの治水対策がどこまで効果を発揮したのか検証する必要があると考えております。

そこで伺います。

今回の荒川流域における流域平均の最大時間雨量は何ミリであったか、荒川の河川改修、想定している降雨と比較してどの程度の規模だったのか、また今回の実績降雨、水位、流量、溢水箇所、用排水路等からの越水などを検証し、なぜ今回これほど水位が上昇し、被害が発生したのか。

その原因とこれまでの治水対策の効果を検証していただきたいと考えますが、県の所見をお伺いいたします。

荒川の河川については、平成16年の福井豪雨以降、各年度にどの程度の事業費を投入し、どの程度の改修を進めてこられたのでしょうか。

また、福井豪雨後直近の事業費や整備ペースを比較して、現在の予算規模と整備ペースを県はどのように評価しているのでしょうか。

今回の被害を踏まえ、必要な予算を確保し荒川の河川改修を前倒し、そして加速すべきというふうに考えますが、県の所見をお伺いをいたします。

荒川の治水計画には2か所の遊水池が位置づけられております。

そのうち上流の遊水池は既に完成しておりますが、もう1か所の下流遊水池、北今泉町の隣ですが、こちらは未整備でございます。

そして、今回の大雨ではその下流遊水池の周辺において複数排水路、そして農業用水路で越水が確認をされております。

遊水池は大雨の際に河川の水を一時的に貯めることで下流へ流れる水量を抑え、河川のピーク水位を低下させる役割があります。

だからこそ、今回もし下流遊水池が完成していたら被害がどう変わっていたのかということも検証することが重要であると考えております。

そこでお伺いをいたします。

今回の実績降雨を用いて、仮に北今泉町の隣に設置予定の遊水池が完成した場合、荒川のピーク水位をどの程度低下させることができたのか、また周辺の浸水被害をどの程度軽減、あるいは防止できたのかを検証すべきと考えます。

その上で今回の被害を踏まえ、遊水池の整備を前倒しし、早期完成を図るべきと考えますが、県の所見をお伺いをいたします。

続きまして、狐川の流域における内水被害と排水能力の強化についてお伺いをいたします。

こちらは資料2を御覧ください。

こちらは福井市西部の社北地区をはじめとする狐川流域で道路が冠水し、住宅への床上・床下浸水が多発いたしました。

荒川とは違い、狐川そのものが堤防を越えて氾濫したわけではありませんでしたので、内水氾濫が大きな要因の一つだったというふうに考えます。

狐川の水は最終的に日野川へ流れますが、日野川の水位が上昇すると逆流を防ぐため、水門を閉じ、狐川排水機場のポンプで強制的に排水をいたします。

現在、排水機場には1秒当たり5立方メートルのポンプ台が4台あり、合計20立方メートル毎秒の排水能力がございます。

この排水能力というのは上限が決められておりまして、なかなかこの上限を変えるということは難しいというふうには聞いておりますが、他県ではこういった内水被害を契機に排水能力を増強した事例というのも多くございます。

埼玉県の大宮市では大場川下流排水機場を、京都府福知山市では法川排水機場の能力強化が行われております。

今回の大雨を想定を超える雨だったで終わらせず、実際の降雨量や狐川への流入量、日野川への水位、樋門の操作、排水機場の運転状況なども検証し、排水能力について改めて検証する必要があると考えております。

そこで伺います。

今回の大雨を受け、現在の20立方メートル毎秒という排水能力が十分であったかを検証するとともに、排水能力を増強した場合、浸水面積や浸水深、浸水戸数をどの程度軽減できるのかシミュレーションを行い、5台目のポンプ増設に含めた排水能力の強化を検討すべきだというふうに考えておりますが、県の所見をお伺いをいたします。

排水機場の能力強化だけでは十分ではありません。

地域の水を排水機場まで運ぶ狐川そのものの流下能力も重要です。

今回の大雨を踏まえ、各区域で流下能力を検証し、土砂の堆積や樹木、草木によって流れが妨げられていないか、また、現在の河道が近年の大雨に対応できるものか、改めて確認する必要があるというふうに考えております。

そこで、今回の実績降雨を基に狐川各区間の流下能力を検証し、必要な箇所についてはしゅんせつや河床掘削、堆積土砂・樹木の撤去、あるいは河道拡幅などを含めた河川改修を進めるべきと考えますが、県の所見をお伺いをいたします。

さらには、河川の水を流すだけではなく、流域で一時的にためるという対策も必要でございます。

短期的に大量の雨が河川や排水路へ流れ込めば、河川や排水機場への負担が大きくなります。

埼玉県では、県と市が連携し、さいたま市の公園整備と一体となって調整池を整備、東京都では、善福寺川の治水対策として、地下調整池の整備を進めております。

他県では県と市が連携して、こういった公園などの公共区間と調整地を一体的に整備する取組や公園等の地下空間を活用した調整池の整備が進められております。

県としても今回の浸水被害を踏まえ、狐川流域にある公園やグラウンドなどの公共用地について、治水・雨水貯留に活用できる場所がないか、福井市とともに検討を重ね、調整地や地下貯留施設など施設の可能性を検討すべきと考えますが、県の所見を伺います。

最後に、水門の開閉状況についてお伺いをいたします。

狐川の水門は30日6時台に閉鎖されました。

その後、周辺では水位が急激に上昇し、道路の冠水や車両の浸水がたくさん多発いたしました。

地域の方からは、水門が閉まったことを早く知っていれば、車を安全な場所に移動できたかもしれない、そういった声をたくさんいただいております。

水門の閉鎖は必要な操作でございますが、その情報を早く伝えることで防げる被害があったのではないのでしょうか。

狐川に限らず、県が管理する水門を大雨時に閉鎖した場合、その情報を速やかに関係市町へ伝えるとともに、住民にもリアルタイムで分かる形で公開し、車両の移動や早期避難など、被害を最小限に抑える行動につなげらるよう、本県の防災情報発信を強化すべきと考えますが、県の所見をお伺いいたします。

議長／土木部長岩男君。

岩男土木部長／私から7点、お答え申し上げます。

まず、荒川の氾濫原因とこれまでの治水対策についてでございますが、河川改修で想定する降雨は流域内に降る雨の総雨量などにより設定されるものでありますことから、今回、流域平均の最大時間雨量との比較は行っておりませんが、今回の大雨は足羽川と荒川合流点の福井観測局では、24時間雨量で観測史上最大を記録した大雨でございまして、今後、降雨状況や河川水位の変化などを詳細に分析し、荒川における被害発生を要因を検証して

まいります。

今回の大雨で未改修区間である間山町地係と松岡吉野地係で氾濫し、浸水被害が発生している一方、中流部の重立遊水池で約21万立方メートルの洪水を貯留しまして、原目地点では約20センチの水位低減効果を発揮しております。

下流部では河川に近する浸水被害は今回発生しておらず、詳細な検証は今後のことですが、河川改修による事前防災の一定の効果はあったものと考えているところでございます。

次に、荒川の河川改修の進捗についてお答え申し上げます。

荒川の河川改修につきましては、福井豪雨後は、最も流下能力の低い中・上流部の整備を行っておりまして、重立遊水池をはじめ、北陸自動車道や中部縦貫自動車道付近の河道拡幅などを進めてきたところでございます。

予算規模といたしましては、福井豪雨からの22年間で年平均約1.5億円、総額約34億円を投資しておりまして、このうち、豪雨直後の5年間は平成22年に供用開始した中流部の遊水池等の整備に約15億円を集中投資いたしましたが、近年は事業用地の相続問題の解決に時間を要したことなどから、直近の5年では約5億円となっているところでございます。

荒川を含め、河川整備を推進していくためには、まずは国全体における必要な公共事業予算を確保した上で、県にとって必要な予算額を要望することが極めて重要であると考えておりまして、先月4日には知事による河川整備推進の要望を国土交通省に対して行ったところでございます。

今後もあらゆる機会を通じて、国に対する要望を行ってまいります。

次に、荒川の未整備の遊水池についてお答え申し上げます。

議員御指摘の未整備である下流部の遊水池につきましては、最大毎秒20立方メートルの洪水を調節する計画でございますが、今回の大雨で荒川下流の水位をどの程度低減させることができるかについては、今後の検証が必要であると考えております。

なお、今回の浸水被害につきましては、この遊水池よりも上流で発生したことから、仮に遊水池が完成していたとしても浸水被害の低減効果はごく僅かであったものと考えております。

荒川につきましては、現在、最も流下能力が低い上流部の河道拡幅を進めておりまして、この上流部の改修後に下流部の遊水池に着手する計画でございます。

なお、今後の河川改修の進め方につきましては、今回の災害の検証を踏まえて判断してまいります。

次に、狐川における今回の大雨の検証と今後の豪雨被害を抑えるための対策について、一括してお答え申し上げます。

狐川につきましては、これまで河川の改修や排水ポンプの設置とともに、毎年しゅんせつや伐木を実施し、河川の流下能力が確保されていたことから、今回の大雨に対しても、河川による氾濫は確認されなかったというところでございます。

また、狐川下流の日野川の水位上昇に伴いまして、日野川からの逆流を防ぐための樋門が閉じられた後も狐川が氾濫していないことから、今回の大雨に対する排水能力についても確保されていたものと考えております。

県といたしましては、今回の大雨を契機として、被害発生要因とともに従来の治水計画や治水安全度について、狐川を含めた県管理河川で検証を進めていくこととしておりますが、狐川の内水被害に対しましては、福井市も検証していくものと考えておりまして、県と市が連携しながら、流域全体での治水対策に取り組んでまいります。

次に、狐川流域の治水・雨水貯留についてお答え申し上げます。

内水被害の軽減には、議員御指摘のとおり、流出抑制効果のある調整池や雨水貯留施設などの整備が有効であると認識しております。

狐川上流では、市が福井市木田の鹿江公園に調整池を整備しておりまして、今回の大雨では、そのほか福井市管理の雨水貯留施設23か所全てが満水となり、内水被害の軽減に一定の効果を発揮したものと考えております。

また、県では県有施設の更新に併せまして雨水浸透施設の整備を進めており、福井市木田の児童・女性相談所においても整備をしているところでございます。

県ではあらゆる関係者とともに流域全体での効果的な治水対策を検討する流域治水ワーキングにおきまして、公共用地を活用した雨水貯留浸透施設についても検討を行い、県内全域での導入を進めているところでございます。

引き続き、県と市町が十分に連携しながら、公共用地をより一層活用するなど、流域治水の取組を進めることで今回の大雨のような被害を軽減できる、実効性のある治水対策に取り組んでまいります。

最後に、水門開閉情報の共有と防災情報発信の強化についてお答え申し上げます。

県が管理する排水機場の水門につきましては、職員及び委託業者が現地で河川状況を確認しながら操作を行っておりまして、水門の開閉状況を一元的に把握し、リアルタイムに情報発信するための設備を備えていないというのが現状でございます。

一方で、近年のデジタル技術の進展やD Xの推進によりまして、防災情報を迅速かつ広汎に共有、発信する手法は進化しているところでございます。

このため、県では河川水位や河川監視カメラ映像などについて、インターネットを活用した情報提供の充実を図っておりまして、住民の適切な避難行動につながるよう、取り組んでいるところでございます。

今後、市町の意見も踏まえながら、排水機場の更新の機会などを捉えまして、関係市町や住民の皆様へ、水門開閉情報の提供の在り方について検討してまいります。

議長／中村君。

中村議員／ありがとうございます、答弁。

今の最後のお答えですけど、排水機場の更新時のときというふうなお話でしたが、水門を開けたか閉めたかなんてすぐデータで分かるわけですし、その情報を市町にすぐ伝えるというのは別にいつでもできるかなと、体制だけ整えておけばできるんじゃないかなと思いますので、その辺はいかがでしょうか。

再質問します。

議長／土木部長岩男君。

岩男土木部長／お答え申し上げます。

今ほど答弁でお答えしたとおり、現在、水門の開閉につきましては、職員及び委託業者が現地で状況を確認しながら手動で操作を行っておりまして、残念ながら開閉をリアルタイムに把握できるような機器等の設置を行っていないという情報でございまして、今、情報を市町に伝えることは電話、ファックス等で連絡しておりますが、すぐインターネットなどにアップできるような体制になっていないというところでございます。

したがいまして、排水機場の更新の機会などに、そういう、当然、今後遠隔操作ですとか自動開閉などの機能がつきますとそういうセンサーも備えられますので、その際に検討してまいりたいと考えているところでございます。

議長／中村君。

中村議員／システムをいろいろ改修するのも一つだというふうに思いますので、検討をよろしくお願いします。

あと県と市が連携して検証していただくというのはとてもありがたいなというふうに思いますので、ぜひ進めていただきたいなと思う一方で、下流の荒川ですけれど、下流の地域、遊水地の例えば近くは浸水していないというような答弁があったかなというふうに思いますが、ここの今回の補助資料でも示させていただいたとおり、あらゆるところで内水氾濫ですか、あれですよ、狐川と同じでいろんなところの農地、そして住宅、氾濫しております。

浸水しておりますので、その辺は荒川の流がやはり水位が高くなったからなんですね。なので、そこはしっかりと検証していただかないといけないというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願いします。

これは要望とさせていただきますし、狐川のポンプの排水能力も狐川は氾濫していないから、じゃあこの能力は適切だったというような答弁もございましたが、排水能力と内水被害は関係ないという根拠というのは私は示させていただきたいなというふうに思いましたので、今お答えできなくてもいいんですけど、ぜひこの辺もきちんと検証を重ねていただきたいなというふうに、住民の方からの切な要望でございますので、よろしくお願いをいたします。

以上で終わります。

議長／以上で、中村君の質問は終了いたしました。

北川君。

北川議員／民主・みらいの北川でございます。

たくさんお伺いしたいことがありますけれども、今日はその中から４点を取り上げました。簡潔で、そして前向きな御答弁をよろしくお願いいたします。

まず最初に、最低賃金の引上げと県内事業者への支援について伺いたいと思います。

令和8年度の最低賃金について、福井地方最低賃金審議会、これは現在の時間額1053円から59円引き上げ、1112円にすると答申を行って、10月4日から適用されることとなりました。

物価高が長期化して、食料品や光熱費、そして生活に欠かせない支出が増加する中で、働いても暮らしに余裕が生まれないという声は少なくありません。

そうした中で59円という大幅な引上げは、働く方々の生活を支え、そして人材確保や地方地域経済の好循環につなげるという意味でも、大きな前進であると高く評価しています。

今回の最低賃金引上げによって、賃金の引上げが必要となる県内労働者は少なくとも3万6000人、その約6割がパートタイム労働者と推計されています。

特に小売、飲食、宿泊、介護、福祉、人手不足が深刻で、最低賃金に近い水準で働く方の多い業種への影響は小さくありません。

また、最低賃金が59円上がれば、職務や経験、責任に応じた賃金体系を維持しようとすれば、企業には幅広い従業員の賃上げが求められてきます。

だからこそ必要なのは、最低賃金を幾らにするかという議論の次に、その賃金を地域の企業が継続して支払うことのできる経済循環をどうつくるかという議論なのだと考えます。

そこで伺います。

今回の1112円の最低賃金引上げを、県としてどのように評価し、県内の中小・小規模事業者、特に影響の大きい業種への経営上の影響をどのように把握しているのか伺いたいと思います。

本県では、ふくい業務改善・賃上げ応援事業を設け、国の業務改善助成金を活用した事業者に対して、その支給決定額の5分の1を県独自に上乗せするとともに、事業場内最低賃金を90円以上引き上げた場合には、対象労働者1人当たり10万円、最大10人まで奨励金を支給する制度を設けています。

国の制度に県独自の支援を重ね、賃上げと生産性向上を後押しする姿勢は大変評価するところですが。

しかし一方で、今回の59円という大幅な最低賃金引上げを考えたとき、現在の制度で十分なのかという検証も重要です。

例えば、県の補助金も奨励金も、基本的には国の業務改善助成金の活用が入り口になっています。

設備投資を伴わない事業者、制度を知らない、あるいは申請手続への人的余裕がない小規模事業者など、最も支援を必要とする事業者が制度からこぼれ落ちることはないのでしょうか。

また、本県のふくい業務改善・賃上げ応援事業では、最低賃金の59円引上げに対応しただけでは、奨励金の対象にはなりません。

90円以上の事業場内最低賃金引上げが必要です。

大幅な引上げに対応するだけでも大変な小規模事業者が、90円に届かなければ県の奨励金を受けられない、受け取られない、この点については釈然としないものを感じてしまいます。

10月4日の発効を前に、制度を用意しただけで終わらず、どれだけの事業者が制度を知り、実際に利用できるのかという視点が大変重要です。

賃金を上げることと企業経営を守ることは、決して二者択一ではありません。

働く方の取得が増え、それが地域での消費につながり、企業の売上と収益を高め、さらに次の賃上げにつながっていく、この好循環を実現して初めて、今回の最低賃金引上げは真に地域経済の力になるものと考えます。

最低賃金引上げを単なる企業の負担増で終わらず、福井県経済の持続的な賃上げへの転換点としていくために、県として必要に応じて追加支援を講じるべきと考えます。

ふくい業務改善・賃上げ応援事業について、申請件数や利用状況だけでなく、利用できなかった事業者や制度の対象から外れる事業者の実態も検証し、国の業務改善助成金の利用を前提としない支援、また、県独自の対象を拡大、支援要件の見直しなど、今回の1112円時代に対応した制度へさらに拡充する必要があると考えますが、武部副知事の所見を伺います。

お願いします。

議長／副知事武部君。

武部副知事／北川議員の一般質問にお答えをいたします。

私からは、最低賃金の引上げと県内事業者への支援に関する県独自の対象拡大や支援要件の見直しについてお答えをいたします。

県が実施いたしますふくい業務改善・賃上げ応援事業につきましては、申請件数が年々増加しておりまして、昨年度は349件となっております。

本年度も、9月1日から募集を開始したところでございます。

県独自の支援策として、約100名の社会保険労務士が約800社を訪問し、補助金の周知でありますとか、就業規則の改定、補助金申請の補助など、伴走支援をきめ細かに行っているところでございます。

また、国の助成金と併せまして、設備投資額の最大9割の補助が受けられる手厚い制度となっております。

さらに、利用者を増やしていくため、また、支援を必要としている多くの事業者が社会保険労務士へ相談いただけますよう、新聞広告などの広報のほか、商工団体などを通じて一層の周知に努めてまいります。

一方、県内企業が継続的に賃金を引き上げながら安定した経営を続けていただくことは、非常に重要でございます。

そのため、価格転嫁や収益力の向上、省力化など、幅広い取組が必要と考えております。今後も、経済団体や関係機関から現場の声をしっかり伺いながら、賃上げ支援にとどまることなく、県内企業の経営力の強化を後押しすることによりまして、県内経済の発展につなげていきたいと考えております。

議長／産業労働部長田中君。

田中産業労働部長／私からは、最低賃金引上げの評価と経営上の影響についてお答え申し上げます。

最低賃金の引上げについては、7月に知事が福井労働局や経済団体への要請を行っており、国の目安額を3円上回る59円の改定となったことにつきましては、地域間賃金格差の是正、縮小に寄与するものと評価しております。

今年6月に開催した継続的な賃上げ実現のための意見交換会においては、価格転嫁が十分に進んでおらず、賃上げの原資確保に苦慮している中小・小規模事業者が多いという意見が経済団体からあったほか、福井地方最低賃金審議会においても、近年の最低賃金の大幅な引上げにより、経営維持が困難となる企業がこれまで以上に増加する可能性が高いとの意見が出ているところでございます。

加えて、福井労働局の調査によれば、県内中小企業等の労働者の27.5%が賃上げ対象であり、多くの企業の人件費の上昇が見込まれているとされております。

特に、宿泊業や飲食業などの業種では、売上高に対する人件費の比率が高く、パートタイム労働者も多いことから、こうした業種の経営への影響は大きいと考えております。

議長／北川君。

北川議員／ありがとうございました。

これに1112円が適切なのかという視点については、また常任委員会の中で、今度はリビングウェイズとのつながりの中からいろいろな意見交換をしたいと思います。

次に、医療的ケアを必要とする子どもたちとその家族への支援について、6月議会での質疑を踏まえて伺います。

6月議会で予決の総括質疑において、医療的ケアを必要とする子どもたちの放課後等デイサービスについて取り上げました。

県全体では一定のサービス提供量が確保されているとして、医療的ケアの必要性や障害の程度、地域による施設の偏在などによって、希望するサービスを十分に受けられない家庭があります。

特に問題なのは、放課後等デイサービスだけでは時間が十分に確保できず、市町が実施する日中一時支援を併用せざるを得ないケースです。

放課後等デイサービスには、所得に応じた月額の利用者負担上限があります。

一方、日中一時支援は市町が実施する地域生活支援事業であるため、別に利用者負担が発生する場合があります。

保護者が希望して2つのサービスを選択しているのであればともかく、地域に十分な受入れ先がないために併用せざるを得ず、その結果、住んでいる市町によって経済的負担差が生じるとすれば、私はこれを単なる制度の違いとして片づけるべきではないと考えます。

そこで、私は医療的ケア児とその家族が住む場所によって、必要な支援や負担に大きな差が生じないようにすることは、市町だけではなく県の重要な役割であると考えます。

県の基本的な認識を伺います。

6月の総括質疑では、こうした実態を示した上で、放課後等デイサービスと日中一時支援の利用者負担を合算して一定の上限を設けることについて検討を求めました。

それから約2か月が経過しています。

この間、県は各市町における日中一時支援の利用料金、また負担上限の設定状況、放課後等デイサービスの併用状況、さらに医療的ケア児とその家族が実際にどの程度の負担をしているのかについて、どこまで実態を把握したのでしょうか。

また、この問題について、市町の医療的ケア児支援センター、関係事業者、当事者、保護者などどのような協議や意見交換を行ってきたのか。

6月議会以降の具体的な対応状況を伺います。

日中一時支援の実施主体が市町であり、放課後等デイサービスとは制度が異なることは承知しています。

しかし、制度が違うことと負担格差を解消できないということは同じではありません。

県が市町の調整役となり、少なくとも医療的ケア児など、地域の受入れ体制の事情によって、両サービスを併用せざるを得ない家庭については、利用者負担を合算して一定の上限を設定する仕組みや県内で共通する負担軽減の考え方を設けること、これを具体的に検討すべきです。

制度の谷間を家庭の負担によって埋めるのではなく、制度と制度を行政がつなぐ、そのことこそが求められています。

6月議会での問題提起を受け、県として市町とどのような協議を進め、合算上限の設定を含む負担軽減策について、いつまでに一定の方向性を示していくのか、今後の見通しと現在の状況を伺います。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／では、北川議員の御質問に、私から3点お答えさせていただきます。

まず1点目、医療的ケア児への支援に対する県の基本的認識についてお答えいたします。

県内のどこで生活していても、障がいの有無にかかわらず、全てのお子さんと御家族が安心して暮らし、希望を持てる地域づくりを進めることが重要と認識しております。

このため、県では医療的ケア児とその御家族の負担を軽減するため、受入れ事業所への整備補助や、送迎、入浴及びレスパイト等の支援を実施してまいりました。

さらに、令和8年度から整備費補助に訪問入浴に係るメニューを追加いたしますとともに、補助単価増や入浴補助回数上限を撤廃するなど、支援を拡充してきたところでございます。これにより、受入れ事業所は各県域で制度開始前の約5倍に増加し、空白地域であった地域にも3か所新たに整備することができました。

サービスが充実してきているという認識でございます。

地域によって医療的ケア児及びその御家族の負担に差が生じないよう、市町関係機関と連携しながら支援体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

2点目、医療的ケア児の家族の実態把握及び関係機関との協議の状況についてお答えいたします。

日中一時支援の利用負担額上限につきまして、放課後等デイサービスの上限と合算する市町は7市町となっております。

なお、日中一時支援は、市町が地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業でございます。上限額の設定は市町ごとに異なりますが、県では、全市町の設定状況を把握しております。

放課後等デイサービスと日中一時支援を併用している医療的ケア児は、県内で6名おられます。

うち、放課後等デイサービスを補うため、必要時に併用している児は2名でございます。6月議会以降、市町や医療的ケア児者支援センター、障がい福祉サービス事業所との20回を超えるヒアリングを通じて、御家族の状況を伺いますとともに、必要な支援や課題等の把握に努めてまいりました。

御家族が入浴介助を希望する方が29名、レスパイトを希望する方が20名おられ、また、遅い時間まで預かってほしいというお声をお聞きしたほか、事業所からは、実際に受け入れてみると想定よりも多くのスペースが必要であったというお声もお伺いしております。

今後、様々な場面で医療的ケアが必要な方やその御家族、事業所の皆様からお声をお聞きし、必要な支援について検討、実施してまいりたいと考えております。

最後、3点目、負担軽減策に関する今後の方向性についてお答えいたします。

利用者上限額の合算は、放課後等デイサービスを補う形で日中一時支援を利用する場合に、市町の判断で利用者の負担を軽減するために行われているものでございます。

今年8月から敦賀市において合算が開始され、嶺南全市町において対応がそろったところでございます。

合算が行われていない市町では、両サービスを併用する方がいない、あるいは近隣市町の事業所を利用することで対応ができていることなどから、現時点で合算は予定していないとお聞きしております。

これまで、御家族の負担軽減のため、在宅生活を支える事業所への支援を進めてまいりまして、医療的ケア児・者が利用できる事業者は制度開始である平成27年12事業所から、今年度64事業所まで増えており、現在、障がい者福祉計画に掲げる目標65か所をほぼ達成している状況にあります。

合算を含む負担軽減の在り方につきましては、来年度に実施いたします次期障がい者福祉計画の策定作業の中で、当事者や市町、関係機関の御連携伺いながら、県としての考え方を整理してまいりたいと考えております。

あわせて、御家族の御要望の多い入浴やレスパイトなど、在宅支援につきましては引き続き充実を図ってまいりたいと考えています。

議長／北川君。

北川議員／ありがとうございます。

8月から嶺南全市町で合算上限が設定されるということで、とてもうれしく感じている方は少なくないと思います。

それは、人数というよりも、その姿勢、取組の形、それがその人たちにいろんな勇気を与えるという意味で、とても大事だと思います。

ただ、ほかにも申請や手続、先ほどあった送迎というその部分、通学等への支援、その中でも苦しんでいる人はたくさんおられます。

少なくありません。

ぜひ県としても、アンテナをずっと高くしてそのニーズに向き合っていたきたい、そのことをお願いしておきます。

次に、6月議会での同じ質疑の中で取り上げた、今年度、県が新たに創設した放課後児童クラブ等充実支援交付金について伺います。

この交付金は、各市町の放課後児童クラブ数に25万円を乗じた額を上限額として、市町がそれぞれの地域の実情に応じ、受入れ態勢の拡大や環境改善、長期休暇中の昼食提供、人材の確保、定着などに活用できるものとなっています。

現時点で県内17市町のうち、何市町から申請があり、何か所の放課後児童クラブで活用されることとなっているのか、また申請額は予算額に対しどの程度となっているのか、さらに、受入れ体制の拡大、施設設備の環境改善、昼食提供、人材確保、定着など、その中のどのような課題に対する申請が多かったのか、具体的な申請状況と、そこから県がどのような課題を把握しているのか伺いたいと思います。

一方で、私は申請があった事業だけを見るのでは十分ではないと考えています。

交付金を活用しなかった市町や児童クラブについて、課題がないから申請しなかったとは限りません。

制度の対象と現場ニーズが合わなかった、25万円という規模では解決できない課題があった、または市町の財政負担や事務負担が障害となった、または現場の課題そのものが県まで十分に届いていなかった、そんな可能性もあります。

だからこそ、申請率だけをもってこの事業の成果を評価するのではなく、申請した理由と同時に、申請しなかった理由を把握することが重要だと考えます。

そこで、申請しなかった市町や児童クラブについて、県はその理由をどのように把握分析しているのか、また、実際の申請状況を踏まえ、児童クラブ数掛ける25万という上限額、補助対象や補助率、申請方法など、現在の制度に改善すべき点がないか、県の評価を伺います。

放課後児童クラブは、共稼ぎ家庭をはじめ、多くの子どもたちが放課後や長期休暇を過ごす重要な生活の場、居場所です。

一方、それぞれのクラブが抱える課題は多岐にわたります。

今回の交付金を一過性の支援で終わらせず、次の政策につなげるためには、県内全ての放課後児童クラブについて、こうした実態を横断的に把握する必要があります。

そこで、県内全ての放課後児童クラブを対象に、施設環境、利用児童数、また支援員の状況、処遇、長期休暇中の昼食やメニュー、障がい児等の受入れ、保護者ニーズなどについて、実態を把握して課題別に整理分析することを提案いたします。

それによって全体が見える化し、共通する課題と地域固有の課題を明らかにすることによって、初めて次に県が打つべき手立てが見えてくるのだと考えます。

伺います。

県は、ふく育県として子育て環境をさらに手厚く、きめ細かな支援を行う方針を挙げていることから、児童クラブの実態把握、分析を改めて詳細に行い、来年度以降の制度の改善や新しい支援策につなげていくべきと考えますが、知事の所見を伺います。

議長／知事石田君。

石田知事／私からは、児童クラブの実態把握、分析を踏まえた来年度以降の制度改善や支援策の検討について、お答え申し上げます。

放課後児童クラブにつきましては、核家族化の進展等により、利用者数が増加する中、家庭と仕事の両立を支え、子どもが安全・安心に過ごすことができる大切な居場所として、継続的に環境整備に取り組んでいく必要があると認識しております。

県内の児童クラブの状況は、毎年、国の調査を通じて運営状況の実態を定期的に把握しております。

また、調査結果の分析だけでは実際に子どもや親と接する職員の御苦勞であったり、現場の課題を把握するのは困難であるということから、ふく育推進チームによる市町や子育て当事者との意見交換等々を通じて、児童クラブの職員の方々や、利用者の方々の声を丁寧に伺い、子育て施策の拡充に反映しているところでございます。

県においては、今年度より、放課後児童クラブ等充実支援交付金を創設しまして、児童クラブのサービス改善につながる市町の取組、これを積極的に応援しているところでございます。

制度を運用する中で、市町ごとに優先する課題であるとか、今後の運営方針の違い等々が明確になってきておりまして、地域の実情にしっかりと寄り添いながら、児童クラブの質の向上に取り組ましまして、ふく育県の子育て環境をさらに充実させていきたいと考えております。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／私からは、2点お答えいたします。

現時点の交付金の申請状況と県が把握している課題についてお答えいたします。

県の交付金の申請状況につきまして、現在6市町16クラブからの申請があり、申請額は県予算額の3150万円の約3割、846万円となっております。

今年度中に、さらに3市町が申請を予定しておりまして、合わせて9市町となる見込みでございます。

申請内容につきましては、空き教室へのエアコンの新設による受入れ定員の拡大や、照明設備の交換による生活環境の改善、昼食提供の仕組みづくりなどがございまして、市町からは実効性があり、子どもの安心・安全につながる設備更新等の課題に対して、多く申請がなされております。

この事業につきましては、市町から交付対象となる事業内容が分かりにくい等の意見がご

ございますことから、今後、市町がより多くの課題解決に交付金を活用できますよう、想定される事例や交付金の有効な活用策等の情報を整理し、横展開した上で定期的に市町と情報共有を行い、さらに活用しやすい制度に運用を改善してまいります。

続きまして、市町が交付金を申請しない理由と、申請状況を踏まえた現在の制度に対する県の評価についてお答えいたします。

市町が交付金を申請しない理由につきましては、制度創設から間もないこともあり、設備更新の時期と予算確保のタイミングが合わず、現時点で申請できない場合があるほか、市町からは、交付金のメニューを活用した事業を予定していない、他市町の事例を参考に検討したいなどの御意見を伺っておりまして、交付金を活用方法に関する市町間の情報共有が必要であると考えております。

また、市町からは改善を要する点として、1クラブ当たりの交付額について見直してほしい、最低基準額を設定してほしいといったお声を聞いております。

市町の状況も踏まえ、柔軟な交付額の設定を含め、市町が優先する課題やニーズを丁寧に把握した上で、交付金を活用した効果的な事例やノウハウを共有するとともに、市町の御意見を制度に反映し、さらに充実した制度となるよう必要な検討を行ってまいります。

議長／北川君。

北川議員／ありがとうございました。

今回の事業ですけれども、石田知事の子育て支援政策の目玉であったと私は感じていました。

特に就職支援、これについては多くの期待を持っていました。

その事業が今伺いすると、17市町のうち6市町が申請ということですから、その評価をどう見るか。

期待どおり進んでいないようにも感じてなりません。

ただ、知事がやろうとしているこの事業の方向は間違っていないと思うんですよ。

それだけに、大切なのは次の年、今おっしゃったように、令和9年度に向けてこの事業をどんなふうに見直していくか、この部分だと思います。

そのためにも、ぜひ先ほどの児童クラブのニーズを吸い上げていく。

私も今回のために幾つか回りましたが、それぞれの現場はとても大変です。

意見交換をしたいんだけど、意見交換に集まれるそんな人材とか時間がない。

その中でどんなふうに吸い上げるか、これは個別に回るしかないですよ。

そのことをぜひお願いして、次の期待に込めたいと思います。

それでは、4つ目の質問ということで、学校現場におけるカスタマーハラスメント対策について伺います。

教員の時間は子どもたちのために使われるべき時間です。

授業を準備し、教材を研究して、そして何より一人一人の子どもと向き合い、小さな変化に気づく時間です。

教員の働き方改革を考えると、単に勤務時間を短くするだけでなく、教員の時間をいか

に子どもたちに返していくのかという視点が大変重要です。

その意味から、学校現場における保護者や地域住民の対応について伺います。

もちろん保護者は学校にとって顧客ではありません。

子どもの成長を共に支える大きなパートナーであり、正当な意見や要望には真摯に向き合うことが教育の基本です。

一方、長時間にわたる電話や面談、同じ要求の執拗な繰り返し、教職員の処分、退職を求める要求、SNSへの投稿を示唆した威圧的な言動など、社会通念上、許容される範囲を超える行為まで教職員一人が受け止め続ける必要はありません。

県教育委員会は本年3月、学校と保護者のよりよい関係づくりのためのガイドラインを策定し、子どもの安心と成長を第一に、教職員一人に抱え込ませず、組織的に対応する考え方を示して、スクールロイヤーによる法的支援の強化も進めています。

これらは大変評価するところです。

ただ、大切なのは、現場でそれが実際に機能することです。

伺いたいと思います。

県内の小学校、県立学校、特別支援学校において、保護者などによる過剰な要求、威圧的言動、長時間繰り返しの対応がどの程度発生し、教職員がどれほどの時間を費やしているのか、その実態と教育活動への影響を継続的に把握、分析すべきです。

カスハラ対策を教員の働き方改革の一環として位置づけ、そこで生み出された時間を子どもと向き合う時間へ返していくことについて、教育長の認識と今後の取組を伺いたいと思います。

次に重要なのが、誰がどの時点でカスハラと判断するのかという問題です。

全ての厳しい意見や苦情がカスハラというわけではありません。

学校改善につながる大切な指摘もあります。

だからこそ、正当な意見・展望と社会通念上、許容されない行為との線引きは大変重要です。

担任個人の判断に委ねるべきものではありません。

一般行政においても、窓口職員一人に判断を委ねることは、職員を守ることにも、県民の正当な意見を保障することにもつながらないということと同様だと思います。

そこで、学校長、市町教育委員会、県教育委員会のそれぞれが、どの段階で事実確認し、誰がカスハラに該当すると判断するのかなどを明確にした県内共通の対応フローを整理して、全ての学校で共有すべきと考えますが、教育長の所見を伺います。

そして、判断したその後が重要です。

カスハラと判断しても、担任や学校が対応し続けるのであれば、教職員を守る仕組みとして十分ではありません。

どの段階で教職員を直接対応から切り離し、教育委員会、スクールロイヤー、弁護士、警察などへ対応を移すのか、具体的な連携体制を伺います。

あわせて、カスハラ対策は保護者との対立を生むためのものではありません。

子どもの安心と成長という共通の目的の下、正当な意見には真摯に向き合う一方、社会通念上許容されない行為には、組織として毅然と対応するという考え方を保護者や地域にど

のように周知啓発していくのか、教育長の所見を伺います。

教員を守ること、子どもと向き合う時間を守ること、これは別々の問題ではありません。学校任せ、教職員一人任せにしない仕組みを確立し、教員の時間を子どもに返す、そのことを学校のカスハラ対策の最終的な目的としていただきたいと思います。お願いします。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から3点お答えをいたします。

まず、学校現場における保護者対応の実態と子どもと向き合う時間の確保に向けた対策についてお答えをいたします。

県では、福井県教育振興基本計画や福井県学校業務改善計画に基づき、教職員が心身にゆとりを持って子どもたちと向き合えるよう、働きがいと働きやすさを両立する働き方改革を推進しております。

県が昨年度実施した教職員ウェブアンケートでは、一部の保護者等からの過度な要望や要求への対応が働きやすさを妨げる要因の一つとして挙げられております。

また、超過勤務の要因としても保護者対応が挙げられており、教職員の負担増につながっているものと認識をしております。

このため県では、昨年12月に学校と保護者とよりよい関係づくりのためのガイドラインを初めて策定し、教員1人が抱え込まないよう組織的な対応を進めております。

あわせて、本年4月からはスクールロイヤーによる法的支援制度を拡充し、教職員が安心して教育活動に専念できる環境づくりを進めております。

今後も教職員の働きやすさの向上を図り、子どもたちと向き合う時間の確保につなげていきたいと考えております。

次に、不当かどうかの認定から対応までの県内共通フローの整備についてお答えをいたします。

県ではガイドラインにおいて、子どもの安心と成長を第一に考え、保護者との信頼関係を大切にしながら対応することをまずは基本としております。

その上で、保護者からの訴えについては、正当な相談や要望であるか、また、社会通念上許容される範囲を超える要求なのか、これを適切に見極め、組織的に対応することとしております。

事案が発生した際には、学校において速やかに事実確認と情報共有を行い、担任のみで抱え込むことなく、管理職を含めたチーム学校で対応するよう求めています。

また、社会通念上許容範囲を超える要求や言動につきましては、例えば、教育活動、授業活動、宿題の量、座席など、細部に対する過剰な干渉や要求、また、担任の変更、異動、辞任を求める要求など、要求内容そのものが不当、過剰であるもの。

また、声を荒げ、執拗に責め立て、高圧的に自らの要求を主張する場合、また、要求を通すための頻繁な学校への電話や学校訪問など、要求の対応が不当、過剰であるものなどをガイドラインに具体例を記載しておりまして、適切な判断につなげております。

さらに、学校だけで対応を抱え込むことのないよう、教育委員会やスクールロイヤー、弁護士、警察などの関係機関と連携する対応の流れをガイドラインの中で示しております。次に、学校外との連携体制と対応方針の保護者への周知啓発についてお答えをいたします。ガイドラインでは、過度な要求や強要、高圧的な言動などが見られる場合には、速やかに管理職へ報告し、複数の教職員による組織的な対応へ移行することとしております。また、学校だけで対応困難な場合には、教育委員会につなぎ、学校と連携して対応する流れを示しております。

教育委員会につながった事案につきましては、必要に応じてスクールロイヤーによる法的助言を活用しております。

さらに、学校や教育委員会のみでの解決が困難な事案につきましては、弁護士による法律相談を継続しながら、必要に応じて代理対応へ移行できる体制を整えております。

県では、昨年の4月に保護者向けの啓発チラシを県のPTA連合会や県高等学校PTA連合会と連盟でチラシを作成、配布いたしまして、適切な対応を各家庭に依頼をしております。

国におきましても、本年度8月にガイドラインが初めて示されたところでありまして、その中で示された保護者、地域住民向けのチラシ等も活用しながら、引き続き、学校と保護者のよりよい関係づくりへの協力を呼びかけてまいります。

議長／北川君。

北川議員／ありがとうございました。

ただ、今のお話を伺っていると、最初にお伺いしたカスハラかどうかを判断する、それを誰が行うのか、そのあたりはちょっと曖昧かなという思いがどうしても残ってしまいます。このあたりもう一度確認をしっかりとやっていただきたいと思います。

時間がありますのでちょっとだけ話させてもらいますけども、私は現場で学校預かっているときに、必ず保護者の皆さんに話したことがあります。

それは、保護者の皆さんは、お子さんのホクロの位置まで全て知っている。

我々は、職員は、その子が集団の中でどんな立ち位置で、どんな考え方、どんな動きをしているのかを皆さんよりも知っている。

その両者が力を合わせてやっていく、それは目標は一緒なんだと。

その子がいい人として育っていく、そのために力を合わせていく、それによって全てが解決するんだということを必ず話しました。

それが我々の今、私自身、今もなお心の中にしっかりと残っている事柄です。

ぜひ、そういう面からも学校教育を、カスハラに惑わされない、しっかりした柱立てをお願いしたいなと思います。

終わります。

議長／以上で、北川君の質問は終了いたしました。

ここで、休憩いたします。

＊ 休憩中 ＊

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤君。

後藤議員／自民党福井県議会の後藤でございます。

本日一般質問をさせていただきます。

まず、1項目目、県庁におけるカスタマーハラスメント対策についてお伺いいたします。
カスタマーハラスメント対策における事業主の措置等の義務を定める労働施策総合推進法の改正法が本年10月1日から施行されます。

この法律は職場での顧客、取引の相手方、施設の利用者、その他事業の関係者の言動であって、業務の性質などの事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、当該労働者の就業環境を害することという3つの要件に該当するものを対象として、こうした顧客等の言動により、労働者の就業環境が害されることのないよう当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、その他必要な措置を講じなければならないとしています。

さて、福井県は本年、ハラスメント防止条例を制定し、職場におけるパワーハラスメントなどのハラスメント防止のための対応に大事な一步を踏み出しました。

これと労働施策総合推進法改正法の施行と合わせて、福井県庁はあらゆるハラスメントを適切に排除・抑制し、職員が生き生きと職務に当たれる職場を目指さなければなりません。
福井県庁におけるカスタマーハラスメント対策については、本年度カスタマーハラスメント対策強化事業として、対応困難案件について県顧問弁護士に引き継ぐことや、電話における録音事前告知メッセージや録音機能の導入を図ることとされています。

以前においてもカスタマーハラスメント対策については、啓発チラシ等の作成・活用や行政対象暴力対応マニュアルや研修・指導等の対策強化を進めていることや、この行政対象暴力対応マニュアルに抜けがないかなどの確認作業をしているとのことでした。

私自身、福井県暴力追放センターの行政対象不当要求対応講習の講師を務めてきたほか、官民における不当要求に対応してきた経験がございますが、それを踏まえてこうした対応マニュアルは作成して終わり、形式的に共有・周知して終わりというのではなく、職員間において実際にそのマニュアルの趣旨に沿った対応ができるような意識、また、関係性が築かれて初めて本当に意味を持つものだと考えております。

そこで、県のカスタマーハラスメント対策についてお伺いいたします。

県は職員に対するカスタマーハラスメントをどのような課題として認識しているのでしょうか。

また、労働施策推進改正法が間もなく施行されるに当たり、職員の安全と尊厳を守りながら質の高い行政サービスを維持していくため、今後どのような基本方針の下でカスタマーハラスメント対策を進めていく考えか、知事の所見をお伺いします。

さらに、違法または不当な行為を要求する行政対象暴力に組織的に対応するために、策定

している行政対象暴力対応マニュアルについて、見直し・確認作業は行っているのか、また、職員への周知や研修などはどのように実施しているのか、今年度の計画も含めてお伺いをいたします。

議長／知事石田君。

石田知事／後藤議員の一般質問について、お答え申し上げます。

カスタマーハラスメントの課題及び今後の対策についてお答え申し上げます。

カスタマーハラスメントは、職員の人格や尊厳を傷つけ、心身の健康を害する恐れがあるだけでなく、行政サービスの質の低下や県政運営への支障にもつながりかねない重要な課題であるというふうに認識しているところでございます。

県には職員が安全で安心して働くことができる職場環境を確保する安全配慮義務がございまして、カスタマーハラスメントから職員を守ることは、私の重要な責務であるというふうに認識しているところでございます。

その上で、県民の皆様からの正当な意見や要望に真摯に対応しつつ、職員の人格と尊厳を守り、社会通念上相当な範囲を超える言動や要求に対しては、個人任せにせず、組織として毅然と対応することを基本に対策を進めているところでございます。

引き続き、今年10月施行の改正労働施策総合推進法や国のガイドラインの内容も踏まえ、研修の充実や組織的な対応の徹底などにより対策を強化し、職員が安心して働ける環境づくりと質の高い行政サービスの提供につなげていきたいというふうに考えております。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私からは、行政対象暴力対応マニュアルの見直しや職員への周知についてお答えを申し上げます。

御質問の行政対象暴力対応マニュアルでございますが、現在、改正労働施策総合推進法の施行も踏まえまして、職員のプライバシー保護や相談者への不利益な取扱いの禁止、特に悪質なカスタマーハラスメントへの対応方針の明確化などを盛り込む形でマニュアルの改訂作業を進めているところでございます。

また、職員への周知についてでございますけれども、今ほど議員からもお話しいただきましたとおり、行政対象暴力やカスタマーハラスメントに対する研修を実施するとともに、対応困難な事案については、警察OBである行政相談員や顧問弁護士と連絡しながら組織的に対応してまいりました。

今年度は、見直し後のマニュアルの内容につきましてeラーニングの導入や庁内周知を通じて、職員への理解促進と対応能力の向上を図るとともに、所属長を中心とした組織的対応を改めて徹底いたしまして、マニュアルが実際の対応に生かされるよう取り組んでまいりたいと考えております。

引き続き、現場の状況を踏まえながら、必要な見直しを続けてまいります。

議長／後藤君。

後藤議員／今ほどeラーニングなどのお話もございましたけれども、とにかく窓口で対応している、現場で対応している職員がしっかりと上長に相談しやすい環境、ぜひこれをつくっていただきたいというふうに思います。

続きまして、学校・教育への法務的な支援体制について伺います。

本県におけるスクールロイヤー制度は、昨年度大きな見直しが行われ、本年度から弁護士が学校を代理して保護者等の関係者に対応できるようにする制度がスタートしました。

この制度は、文部科学省や全国の教育行政関係者、そして、日本弁護士連合会や全国各地の弁護士会において議論と検討が重ねられているものですが、実際に制度を導入・運用している例はまだ非常に少なく、本県の取組は全国的に見ても先駆的なものと評価することができると思います。

さて、本県でこの弁護士代理対応制度がスタートして5か月余りが経過しております。

この半年近くの運用状況を踏まえ、より実効性のある制度を目指して、必要に応じて随時制度を見直していくことが重要だと考えます。

そこでお伺いいたします。

本県において、弁護士による代理対応に関わるこれまでの新制度の運用はどのような状況でしょうか。

制度の創設段階で作成された実施要領などの見直しの必要などは生じておりませんでしょうか。

代理対応制度は初年度ということもあって、当初予算額はかなり控えめに設定されていたものと思われます。

しかし、代理対応につながる可能性のある弁護士相談関与案件に関する実績が積み重なっていくというようなこととお聞きしていますが、そのような現況を踏まえると当初予算額では年度中に不足する可能性が高いものと思われます。

かといって予算的な制約があることを理由として、弁護士相談対応などを控える運用するのは本末転倒というほかありません。

そこでお伺いいたします。

本県独自のスクールロイヤー制度の活用について、県内各地の学校に周知はされているのでしょうか。

また、年度後半に活用希望件数が多く出てきた場合、予算が足りないからとせつかくの先駆的な取組が生かされないという事態にならないよう希望しますが、所見をお伺いいたします。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から学校・教育への法務的な支援体制について、2点お答えをいたします。

まず弁護士による代理対応の運用状況とスクールロイヤー制度の要領などの見直しについてお答えをいたします。

県では令和8年3月に福井弁護士会と連携協定を締結し、スクールロイヤー制度を充実いたしました。

この協定によりまして、県立学校に加え、小中学校までを対象と拡大するとともに、学校だけでは対応が困難な事案については弁護士による代理対応も可能としたところです。

前会長にも大変御尽力いただいたところであり、感謝を申し上げます。

全国的に見ても先進的な連携体制を構築したことにより、相談件数も増え、中には代理対応に移行する事案も出てきております。

困難な事案については、最後は弁護士による代理対応が可能になった、最後は任せられるということが学校や教員の安心感を高め、対応にかかる心身の負担軽減にもつながっているという声も聞いております。

なお、学校からの相談の中には、1回の面談や電話のみでは解決に至らず、継続して調査や打合せ、資料作成が必要なケースも出てきており、7月からはこの時間についても報奨の対象とするよう見直しを行いました。

今後とも法的支援のさらなる充実を図り、教職員が安心して教育活動に専念できる環境づくりに努めてまいります。

次に、制度の周知状況と活用規模が増加した場合の予算確保について申し上げます。

本年度拡充したスクールロイヤー制度につきましては、年度初めに全学校に要綱を配布し、加えて、県立学校長会や市町教育長会議、校長・教頭研修等で周知を図ってまいりました。

また、6月には弁護士による保護者対応に係る教員研修を実施いたしまして、本制度の趣旨や手続について、説明をいただき、活用を促したところです。

こうした取組により、今年度の相談件数は、現在延べ34件となっております、既に昨年度1年間の件数24件を上回っております。

あわせて、手続を見直した結果、学校からの相談があった場合には速やかに弁護士へつなぐ体制が機能しており、制度の活用が学校現場に浸透しつつあるものと考えております。相談件数が増加している状況も踏まえ、今後とも学校現場の実情に応じた支援が継続して行われるよう、必要な予算の確保に努めてまいります。

議長／後藤君。

後藤議員／ありがとうございます。

コメントしたいんですが、まだほかの質問もございますので、先に進ませていただきたいと思います。

続きまして、学校教育と福祉等の連携についてお伺いをいたします。

本年度、教育と福祉の連携のために、まさにそうした活動を行っている民間団体への支援を事業化していただいたことには心から感謝をいたします。

しかし、教育と福祉を連携させ、支援を必要とする子どもたちへあまねく支援を届けていくためには、それだけでは十分とは言えません。

ここでは、スクールソーシャルワーカーを取り上げ、その推進を御提案いたします。

これまで本県において、スクールソーシャルワーカーの意義や必要性が論じられる際には、

いじめ対策や不登校対策に特に重点が置かれることが多かったのではないかと思います。福井県教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検・評価に当たっては、スクールソーシャルワーカー配置事業の成果指標として、1000人当たりの不登校児童生徒数が増えられていますので、ここにも不登校対応への重点を置く考え方が伺われます。

しかし、子ども、あるいは子どもを取り巻く問題としては、いじめや不登校など以外にも、発達障害、貧困、虐待、非行、ヤングケアラーなど多様な問題がございます。

発達障害は、3歳児検診やこども園などへの入園を機に気づかれることも少なくないと思われていますが、一方、就学以降に教員らが気づくケースや、あるいは早くから兆候があっても保護者らがそれを理解し、受け入れることができなかったために、就学以降に問題となるケースも少なくないと思われています。

そのため、この段階で子ども本人、保護者、そして学校、教員と福祉や医療をつなげるためにソーシャルワークが必要となるケースは少なくありません。

次に、相対的貧困の問題を抱える家庭にも着目する必要があります。

県は令和6年度に福井県子どもの生活状況調査について、小学5年生と中学2年生、また、それぞれの保護者を対象として、子どもの生活状況の調査を実施しました。

この調査によれば、独り親世帯について、等価世帯収入の水準が中央値2分の1未満の場合は約4割と2人親世帯の約1割と比較するとかなり高くなっています。

ただ、逆に言えば2人親世帯でも約1割は低収入という実態があります。

この層では、食料や衣服が買えなかった経験や公共料金などを支払えなかった経験のある保護者が、より世帯収入の高い層と比べて顕著に高くなっています。

本県の低収入世帯における支援制度の利用割合は国の調査よりも低く、例えば就学援助については国が5割超の利用なのに対し、福井県では3割未満という低水準となっています。そして、就学援助や母子家庭等就業・自立支援センターを利用していない理由として、利用したいが今までこの支援制度を知らなかったから、それから利用したいが手続きが分からなかったり、利用しにくいから。

これが合わせて1割を超えています。

福祉サービスなどの有益な支援がそれを必要とする保護者にきちんと届いていない実態があります。

子どもに目を向けると、低収入世帯では学校がある日の1日当たりの勉強時間について全くしない、学校での授業について分からないことが多いといった回答が高くなっているほか、きちんと3食を取らない日がある旨の回答が見受けられました。

相対的貧困の問題を抱えた家庭においては、子どもの教育・養育環境が良好でない可能性が高まるんだというふうに読み取ることができますが、こうした家庭、保護者、そして児童生徒を福祉的な支援につなげることの重要性がまさにこの調査結果に示されています。

福井県教育委員会は、令和3年には家庭教育に関する調査を行いました。

この調査からは、県内の家庭教育の状況はおおむね良好であることが確認されましたが、ここでもやはり少数ながら課題のある子ども・家庭に着目すべきと考えます。

例えば、あなたの家の大人は日頃、あなたの話を聞いてくれますかという問いに対して、聞いてくれないと、どちらかといえば聞いてくれないを合わせて、小学校5年生で約4%、

中学2年生で約5%となっています。

あなたの家の大人はあなたの意見や考えを大切にしてくれていると思いますかとの問いに対しては、大切にしてくれていないと思う、どちらかといえば大切にしてくれていないと思う、どちらかといえば大切にしてくれていないと思うを合わせて小学校5年生で5%弱、中学校2年生で7%超。

家の大人に社会のルール、マナーを守るよう言われたい、これが、これはどちらかといえばではなくて、言われたいと言い切っているものが小学校5年生で6%弱、中学校2年生で5%弱となっています。

これは子どもの自己肯定感にも非常に影響しており、自分にはよいところがあると思うについては当てはまらない、これもどちらかといえばではありません。

当てはまらないとはっきりと言っている回答が小中学生とも7%前後となっています。

確かに調査結果を全体的に見れば決して悪いものではないのですが、概数的に見ても全体の5%程度は家庭に深刻な問題を抱えている可能性があると考えられます。

この5%という割合は小さく見えますが、仮に福井県内の小中学生と高校生の5%となると単純計算で3700人を超える児童生徒数になります。

決して軽視できない相当数の子どもの家庭において養育上の課題がある可能性があるんだというふうに認識することが重要です。

分かりやすい例としては、従来から給食費や教材費、PTA会費などをなかなか支払わない保護者は存在していました。

それが経済的な困窮によるものであれば保護者の資質や価値観によるものであれば、家庭のこのような問題にいち早く気づくことができるのは学校の教員でした。

かつてはその未納金を教員が必死に回収したり、場合によっては立替払いをしたりして、何とか重大な問題にならないように努力されていましたが、現在はむしろそのような対応をするべきではありません。

教員が家庭環境や保護者の行動等に問題を感じたときは、教員の教育的関与だけではなく、むしろ福祉的な支援を要する黄信号、赤信号だと捉えるべきです。

以上のように、発達障害を持つ可能性のある子や経済的な困窮、あるいは家庭における不適切な育児状況などが疑われる子など、気がかりなところがある子を一人も乗り取り残さずに健全な育成を図るため、福祉と教育の2つの領域をつなぐためにスクールソーシャルワーカーの担うべき役割は大きいと考えます。

そこでお伺いします。

市町への配属となっている方や教育研究所への配属となっている方、あるいはそれらの兼業の方など、一切を含め県内のスクールソーシャルワーカーの人的体制はどのようになっていますでしょうか。

単純な人員数だけではなく、その平均就業時間数や社会福祉士などの保有資格などの状況はいかがでしょうか。

また、スクールソーシャルワーカーは、児童生徒や保護者に対し、日頃どのような支援を行っているのでしょうか。

また、不登校や児童虐待、家庭の経済的な困窮などの課題解決に向けて関係機関との連携に

より、どのような成果が上がっているのか。

また、現場でどのような課題があると認識しているのか、併せてお伺いします。

令和7年度福井県教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書によれば、昨年度のスクールソーシャルワーカーの相談件数は473件、決算額は3875万円とのことでした。

令和6年度は相談件数570件、決算額3181万円、令和5年度は相談件数729件、決算額3214万円、令和4年度は相談件数879件、決算額3266万円となっています。

お伺いします。

直近2、3年における相談件数の減少傾向はどのような事情によるものでしょうか。

また、令和7年度において前年度より相談件数が減りながら決算額が増加したのはどのような事情によるものでしょうか。

続いて、福井県教育総合研究所においては、チーム学校を掲げ気掛かりな児童生徒のチーム支援会議を校内で実施する場合、教育相談センターの所員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも加わって、多面的な見立てや多様な手立てを考えるための助言、コンサルテーションを行っているものとお聞きをしております。

このような取組は支援を必要とする学校に確実に行き届いてほしいところですが、県内各地の学校に周知されているのでしょうか。

また、近年におけるこの活動の利用状況はどのようになっているのか、併せてお伺いいたします。

先ほど指摘しましたとおり、全ての児童生徒との家庭、保護者等をつぶさに見ると、福祉的な支援を潜在的に必要としているケースというのは、現状、スクールソーシャルワーカーの目が届いているところよりも、実際は圧倒的に多いものと思われます。

真に教育と福祉の連携を進め、子どもたちが健全に育ち、学べる環境を整えるためにスクールソーシャルワーカーを一層増員するとともに、事例研究などの研修を推進すべきだと考えますが、この点についての所見をお伺いいたします。

そして、この件、最後です。

スクールソーシャルワーカーについて、その給与体系、給与水準はどのような条件となっていますでしょうか。

その職務の重要性や難しさ、社会福祉士などの資格の保有の状況などを考慮し、処遇の改善を図るべきと思われますが、この点についての所見をお伺いいたします。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から学校・教育と福祉等の連携について6点お答えをいたします。

まず、県内のスクールソーシャルワーカーの人的体制についてお答えいたします。

本県ではスクールソーシャルワーカーを県関係で14名、市町に28名、合わせて42名配置をしております。

そのうち、教育総合研究所と嶺南教育事務所に配置された7名が全県的な困難事例や緊急

案件を含む案件に対応しております。

この42名の就業時間ですけれども、平均で年間408時間、週当たり約10時間となっております。資格ですけれども、42名のうち社会福祉士の資格保有者が30名、また、精神保健福祉士の資格保有者が7名おまして、その他、過去に教育または福祉の分野における活動経験を有する専門家を採用しております。

次に、スクールソーシャルワーカーが行う支援とその成果や課題についてお答えをいたします。

スクールソーシャルワーカーは学校や教育委員会等からの要請を受け、不登校や発達に関する課題を抱える児童生徒や保護者への相談支援を行っております。

事案ごとに学校や福祉医療等の関係機関とケース会議を行い、家庭が必要な支援を受けられるよう調整を行っております。

具体的には不登校に悩む生徒の場合、スクールソーシャルワーカーが児童生徒やその保護者との継続的な相談、支援を行い、市の福祉部局の臨床心理士とともに面談することで、安心感が生まれ登校できるようになった事例があります。

また、発達に特性がある児童生徒の場合、面談の中で医療機関の受診を勧め、スクールソーシャルワーカーが医療機関に付き添うことにより、本人や保護者の不安を和らげ、必要な医療や支援につながった事例などがございます。

一方で、学校現場においては、例えば児童生徒自身がヤングケアラーであることの自覚がないことにより、周囲の大人に相談できないケースがあります。

また、家庭によっては支援に対する心理的ハードルがあり、支援につながりにくいケースもありますので、引き続き学校や関係機関と連携した継続的な働きかけが重要となっているところです。

次に、令和7年度の相談件数の減少と決算額の増加についてお答えをいたします。

相談件数につきましては、電話や面談、家庭訪問等により、継続的な支援を行った場合でもその一連の支援を1件として計上しております。

これは国の考え方でございます。

このため、同一の児童生徒や保護者に対して複数回支援を行った場合であっても相談件数としては1件となっております。

一方で、述べ件数ですけれども、小中高等学校、特別支援学校合わせまして、令和5年度は6288件、令和6年度は7869件、令和7年度は1万1713件となっております。

このように、全体で見るとスクールソーシャルワーカーが対応した件数は増加傾向にあると認識しております。

なお、この延べの相談件数は増えておりますけれども、令和6年度と7年度を比較いたしますと、総勤務時間数はほぼ変わっていないという状況でございました。

7年度の決算額が増えましたのは、この7年度から時間当たりの報酬を500円引き上げるという処遇改善を行いましたので、その結果、決算額が増加したものというふうに捉えております。

次に、教育総合研究所におけるチーム支援会議の学校への周知状況と利用状況についてお答えをいたします。

教育総合研究所におきましては、令和3年度より、いじめや不登校などの事案で対応に苦慮している学校から相談があった場合には、チーム支援会議を開催し、子どもや家庭が抱える課題の背景を整理しながら保護者への働きかけや、関係機関との連携、学校での具体的な支援方法などについて助言を行っております。

こうした支援体制につきましては、全ての小中学校に毎年度活用を呼びかける通知を発出するとともに、教育総合研究所のホームページにお知らせを掲載し、随時申込みを受け付けるなど、周知を図っております。

令和3年度から昨年度までの支援会議の実施回数は年平均約80回となっておりまして、各学校へのサポートとして、一定機能しているものと考えております。

次に、スクールソーシャルワーカーの増員と研修の推進についてお答えをいたします。

スクールソーシャルワーカーは、様々な悩みを抱える家庭に対し、教育と福祉をつなぎ、専門的な見地から支援する極めて重要な役割を果たしていただいております。

ニーズの高まりを受けまして、今年度からは市配置のスクールソーシャルワーカー1人当たりの勤務時間をこれまで480時間でしたけれども、560時間に増やすなど、体制の充実を図ったところであります。

なお、スクールソーシャルワーカーは極めて専門性の高い職でありまして、質の確保という観点から、現在は人員42名を維持しております。

スクールソーシャルワーカーの資質向上に関しては、年2回の研修会におきまして、外部の講師を招聘し、児童虐待や発達に特性のある児童生徒への対応、課題を抱える家庭への関わりなど、学校と関係機関の連携について、学ぶ機会を設けております。

また、スクールソーシャルワーカーを対象として、2か月に1回、事例の検討や情報交換を行う会議を開催しております。

あわせて、スーパーバイザーからの指導・助言を受ける機会を設けるなど、実践的な支援力の向上に努めております。

今後、県としては、研修の充実や関係機関との連携強化を図りながら、教育と福祉の連携をさらに深め、子どもたちが健全に学べる環境づくりに努めてまいります。

最後に、スクールソーシャルワーカーの給与体系や給与水準の現状と処遇改善についてお答えをいたします。

先ほども申し上げましたが、県では令和7年度よりスクールソーシャルワーカーの1時間当たりの報酬単価を500円引き上げ、有資格者の報酬を3300円とするなど、処遇改善を図ったところでございます。

500円ということで、年収ベースでは最大約30万円の増となっております。

スクールソーシャルワーカー配置に伴う人件費につきましては、国の補助事業を活用しております。

しかしながら、例年本県を含め、地方の要望に応えられる予算規模となっていないという現状がございまして、国に対しては配置時間の増加や給与水準の引上げに必要な財政支援を継続して要望しております。

引き続き、国に対して十分な財政措置を行うよう要望するとともに、県といたしましても、質の高い人材の確保につながる適切な処遇について引き続き検討してまいりたいと考えて

おります。

議長／後藤君。

後藤議員／ありがとうございます。

では、最後の項目に移ります。

福井再審事件の検証と、今後の捜査の在り方について伺います。

昭和61年3月19日、福井市内の市営住宅で女子中学生が刺殺されるという事件が発生しました。

福井女子中学殺人事件、あるいは福井再審事件と呼ばれる事件です。

犯人につながる物的証拠が乏しい中、翌昭和62年3月に被疑者逮捕、その後は平成2年に1審無罪となりながら、平成7年に控訴審で逆転有罪判決、そして、平成9年に最高裁判所で有罪判決が確定しました。

しかし、この事件では、平成16年に第1次、令和4年に第2次の再審請求が行われ、名古屋高等裁判所金沢支部は令和6年10月に再審開始を決定し、さらに、令和7年7月18日に再審無罪の判決を下しました。

名古屋高裁金沢支部はその再審開始決定判決において、警察官が重要証人に対して利益供与を伴う不当な誘導等を行ったことなどを挙げ、検察、警察の不正、不当な活動ないしその具体的な疑いは単に検察、警察に対する信用を失わせるのみならず、刑事司法全体に対する信頼を揺るがしかねない深刻なものなどと厳しく非難しました。

この判決を受けて、当時の増田県警本部長は判決を重く受け止める、また真摯に反省しているとおっしゃっていましたが、検証を行うことは考えていないとコメントされていました。

しかし、同じく裁判所から批判を受けた検察庁では、名古屋高等検察庁がこの事件についての調査を行い、本年7月10日、調査結果報告書を公表しました。

ところで、私自身は暴力団等の反社会的勢力の排除や被害防止等のために福井県警と連携・協力してきた経緯がありますので、多くの警察官の方が職務に誠実であることを存じております。

昨今は全国的に匿名・流動型犯罪グループによる強盗や、県内も含め詐欺事件などが頻発するなど、従前以上に警察への期待も高まっています。

そのような中、県民の一層の信頼と付託を受ける機関となるため、福井県警としても事件発生から40年、そして、再審無罪判決から1年が経過したこの機に本事件の捜査における問題点等を検証するべきだと考えます。

そこでお伺いします。

福井女子中学生殺人事件における再審無罪判決などにおける批判等を踏まえ、福井県警として本事件の捜査の問題点等を検証するお考えはございますでしょうか。

また、本事件の捜査上の問題点からどのような反省を行っておりますでしょうか。

また、他県の事案ではございますが、昨年9月、佐賀県警察科学捜査研究所の職員が7年余りにわたりDNA型鑑定で虚偽の書類を作成するなどの不正行為を行っていたことが明

らかになりました。

佐賀県警は本年7月に再発防止に係る取組を公表するなど、様々な対応に負われています。福井県警においては、かように不適切極まりない行為は絶対ないものと信じておりますが、他県の事案を他山の石とし、また、福井再審事件の反省等を踏まえて、自白や供述に頼ることなく、一層適切な捜査を進めていくことは重要なことと考えます。

科学捜査が進展してその重要性が一層増していくとともに、刑事司法等の在り方なども変わってくる中で福井県警として、今後の捜査の在り方についてはどのような方針で臨むお考えかをお伺いいたします。

議長／警察本部長平野君。

平野警察本部長／私のほうから、福井再審事件の検証と今後の捜査の在り方について、2点、お答えいたします。

まず、福井再審事件の検証と反省についてお答えいたします。

判決において、警察捜査の一部が不正・不当ないし、その具体的な疑いがあるとして、周囲（？）関係者の供述の信用性が否定され、本件について合理的な疑い（？）を超える程度の意思表示をされているとは認められなかったものと認識しておりまして、県警察としましてはこのような指摘をされたことを重く受け止め、また、真摯に反省しているところでございます。

また、判決に提出（？）された点につきましては、捜査活動において、このとおり疑いを持たれることのないよう、十分に留意すべきであることと認識しております。

この点、被疑者の処遇につきましては、***や取調べ監督制度等に従いまして、これまでも適正***な取組を***してきたところであり、本事件の捜査が行われた当時に比べても周囲（？）の改善が図られていると考えております。

また、関係者の取り調べや利益供与については、取調べの高度化、適正化を推進してきたところであり、本事件の捜査がこの当時に***ましても、取調べ指導、供述の吟味等、種々の改善が図られると考えております。

こうしたことから、県警察といたしましては、判決において指摘された事項について***検証を行うことは考えておりませんが、指摘された部分も踏まえましてより一層緻密かつ適正な捜査を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、今後の捜査の在り方についてお答えいたします。

県警察におきましては、現在、取調べに過度に依存することのない緻密かつ適切な捜査を推進するため、事件の全容を把握した上での適切な捜査方針の樹立、事件の性質に応じた組織的捜査の推進など、捜査幹部による的確な捜査指揮（？）を行うとともに、客観証拠の***収集、司法活動の適正な評価、先入観を廃した***について取り組んでいるところでございます。

こうした中、議員のおっしゃるとおりDNA型鑑定をはじめとする鑑定監視活動、防犯カメラ画像等の分析、犯罪に悪用されたスキル解析など、捜査技術の活用は客観証拠による的確な***を図る上で極めて重要なものと認識しておりまして、議員御指摘のその県警

察におけるDNA型事案の鑑定の不適切な事案や、それに伴う警察署から発出された再発防止策、その指示等を踏まえまして、こうした技術の適正な活用に努めてまいりたいと考えております。

いずれにせよ、福井警察といたしてはこれらの点に留意しつつ、引き続きより一層緻密かつ適正な捜査を推進し、県民の皆様の安全・安心の確保に万全を期してまいりたいと考えております。

議長／後藤君。

後藤議員／ありがとうございました。

少し時間がございますので、再質問はございませんが少しコメントだけさせていただきたいと思います。

まず、最後に取り上げさせていただきました福井事件のことにに関してでございますが、これ、非常に残念なことに全国的にやはり福井事件と呼ばれるんです。

このようなことというのが、決して今後、福井県警の行われる捜査の中で決してないようということ、ぜひ今後も、これまで非常に捜査の適性を図ってこられたということを信じたいというふうに思いますけれども、今後決してないように緻密かつ適切な捜査をお願いしたいというふうに思います。

40年前の事件でございますので、その当時に比べれば、あらゆる捜査の手法等を含めて変わっているところでもございますし、同じようなことはもう起こらないというようなことは、一般論としては確かにあるのかもしれませんが、なかなかその物的証拠が例えば乏しいといった中で、何とか、これ重大事件であればなおさらですが、何とか被疑者の検挙につなげたいという、そこでどうしても捜査機関において、場合によってはやり過ぎをしてしまうということもあるのかもしれませんが。

私ども人間は、また、組織は過ちを犯すものですので、その過ちをまた繰り返さないようにという意味で、その意味では、少なくともこの事件というのをぜひ反省と教訓ということとつなげていただきたいというふうに考えております。

それから、その前に取り上げましたスクールロイヤー、それからスクールソーシャルワーカーの件ですけれども、いろいろと答弁をお聞きして安心をいたしました。

これについては、一朝一夕にあらゆる状況が改善するというようなものではございませんので、しっかりと地道にいろいろなケースに当たっていただきながら、その中で課題をしっかりと抽出し、運用の改善等を図っていただいて、また、特にスクールソーシャルワーカーについては、質をしっかりと担保しながら増員等も図っていただいて、多くの子どもたち、御家庭が福祉的な支援を受けて、子どもたちがのびのびと育つ、そういう環境を福井県としてつくっていただきたいということをお願いとして申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長／以上で後藤君の質問は終了いたしました。

渡辺竜彦君。

渡辺（竜彦）議員／自民党福井県議会の渡辺竜彦です。

まずは今回の嶺北地方を中心に降り続きました大雨によって被害を受けられた方、被災をされた皆様方に心からお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

恐らく、今日同席されている嶺北地方の議員さんは、あの日、それぞれの災害現場を見られて、非常に、場合によってはすごいなという形と、どうしたらいいんだろうというふうに思い悩んだのではないかなというふうに思っております。

実際、私も朝から携帯電話が鳴りっぱなしの中で、現場に出向き、歩いて行きましたが、途中からはもう身動きが取れないほどの、膝上ぐらいまでの浸水がありまして、あとそのときに感じたのは、ちょっと話がずれるんですが、津波になると、ある程度、腰下ぐらいの高さになっても体がすくわれるというお話を聞いたことがあります。

実際、私も、膝上ぐらいだったんですが、途中、川からの流れの水の中で体が持っていかれそうなことがありましたので、やはり水の災害というのは怖いなというふうに感じました。

そういった現場を見たことと、それから産業常任委員会、土木警察常任委員会、冒頭で9日の日にそれぞれの災害現場を見て、そして、その中で聞いたお話を中心に今回は一般質問をさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうかまた、理事者の方にはしっかりとそれらを受け止め、すばらしい回答をいただきたいというふうに思います。

それでは、まずは福井県産米の生産支援について質問いたします。

今年の福井県産米の概算金が大幅に下落し、県内の生産者から深刻かつ不安の声が上がっています。

J A福井県は今年8月、2026年産米の内金を決定し、60キロ当たりハナエチゼンを1万6000円、コシヒカリを1万7000円としました。

これはいずれも前年より1万2000円の大幅な引下げであり、農家にとっては極めて厳しい水準となっています。

また政府は、昨年放出した備蓄米59万トンのうち、21万トンを買戻す方針を決定しましたが、農林水産省の試算では、買戻し後も来年6月の民間在庫は過去最大の283万トンに達する見込みであり、価格下落を食い止める効果は限定的とされています。

生産現場では肥料、燃料、資材、機械費などの負担は依然として高止まりしており、価格だけがこれだけ大きく下がれば再生産は困難になり、今回の大雨被害による機会故障などの負担増と収入減の二重苦に直面しています。

報道では、生産原価は60キロ当たり2万円を超えるという声も伝えられており、このままでは離農の増加や作付意欲の低下を招きかねません。

福井の米作りは地域農業の土台であると同時に、中山間地や集落を支える基盤でもあり、米価下落と災害被害が重なる今年は農家にとってまさに複合災害と言える状況です。

県として現場の声を踏まえ、農業の持続性を守るため、総合的な対策を早急に講じるべきと考えます。

そこで、米価下落は一時的な現象ではなく、古米在庫の積み上がり、消費量の減少、そし

て令和８年度の豊作基調など構造的な要因が重なった結果であり、県産米を持続可能な形で消費していくことが米価下落に対する一つの対策として考えられます。

県産米の販路拡大や消費喚起に、県としてどのように取り組んでいくのか、早急かつ具体的な策が求められますが、大瀧副知事の所見を伺います。

また、米価下落の一つの要因として、古米在庫の積み上がりが考えられますが、そこで、流通在庫の圧縮に向け、古米の業務用展開や飼料用での活用など、県として需要側の政策を強化すべきではないかと考えますが、県の所見を伺います。

議長／副知事大瀧君。

大瀧副知事／渡辺議員の一般質問につきまして、私から、米価下落に対する県産米への対策についてお答えを申し上げます。

令和８年産米のＪＡの概算金の低下につきましては、民間在庫量が過去最大となりまして、需給バランスが崩れているということが要因と考えられ、まずは国において需給バランスを整えるということが先決であると考えております。

また、生産者が安心して米作りを続けるためには、生産コストに見合った合理的な米の価格が安定して継続されるということも重要であります。

このため、今月１日、国に対しまして、政府備蓄米のさらなる買い戻しや適正な米価形成の実現につきまして、ＪＡとともに要請をしたところでございます。

引き続き、備蓄米の買い戻しに係るスケジュールなど、全体像を早期に示すよう求めてまいります。

また、県産米の販路拡大に向けましては、これまでもＪＡによる販売促進の支援や、ご飯食の推進などを行っておりまして、今年度につきましても、主要都市圏において、さらなる販路拡大に加えまして、輸出用米として拡大が見込めるシャインパールですとか、新たな早生の品種のはな結びの売り込みなどによりまして、県産米全体の安定した需要の確保を図ってまいります。

議長／農林水産部長大石君。

大石農林水産部長／私からは、米価下落に対する需要側の対策についてお答え申し上げます。

流通在庫の圧縮につきましては、ＪＡグループからは全国的に民間在庫量が増え、販売状況が厳しい中、国の米穀周年供給・需要拡大支援事業も活用しながら、計画的な販売に努めていると伺っております。

県としましては、民間在庫量が過去最高水準となっている中、政府備蓄米のさらなる買い戻しの動向を注視するとともに、令和９年産の作付に向けまして、国が示す全国の需給見通しを参考に、需要に応じた生産収量の目安設定を県も参加する県農業再生協議会において、関係機関と協力しながら調整を進めてまいります。

また、現在、国において進められている水田政策の抜本的な見直しの中で、これまで対象

でなかった業務用米への支援が新たに示されておりまして、これら対策を最大限に活用し、主食用米だけでなく、米粉用や輸出用米、飼料用米など様々な需要に対応した米作りを支援していきたいと考えております。

議長／渡辺竜彦君。

渡辺（竜彦）議員／ありがとうございました。

それでは続けて、2番目の令和8年度熊本地震を受けてを質問いたします。

令和8年熊本地震では、避難の長期間化、車中泊の増加、避難所環境の悪化、支援物価の偏在、被災自治体の受援体制の混乱など、多くの課題が明らかになりました。

特に、指定避難所以外に避難した方や在宅避難者の把握が難しく、必要な支援が十分に届かない事例が問題となりました。

内閣府は在宅避難者や車中泊避難者への支援の手引きを示し、避難者の実態把握と健康管理、生活環境の確保の重要性を明確にしています。

福井県においても平成28年の熊本地震の教訓を踏まえ、地域防災計画の中で被災市町への人的応援体制の強化、広域物流拠点の指定、車中避難者の状況把握と健康支援、旅館やホテルの活用による多様な避難所の確保、さらに災害医療体制の強化などを位置づけています。

県の公表資料でも、福井県産業会館、サンドーム福井、つるがきらめきみなと館を広域物流拠点として想定し、民間団体の協力による物資配送体制を整える方針が示されています。避難所のトイレ、寝床、空調、女性や高齢者への配慮は十分か、車中泊や在宅避難者をどう把握し、どう支援につなげるのか、さらに市町職員が不足する中で、県の応援職員や外部支援人材をどのように受け入れ、指揮命令系統をどう整理するのか、受援体制の実効性が厳しく問われます。

そこで伺います。

熊本地震の教訓を踏まえ、福井県として避難者把握、避難所環境の改善、物資供給、人的応援を含む受援体制について、現在どこまで実践的な備えが進んでいるのか。

また、県内各市町とさらなる連携が求められる中、市町と連携した訓練や検証を通じて、実効性を今後どのように高めていくのか、所見を伺います。

厚生労働省は、8月12日時点で、熊本県内979施設などの高齢者関係施設で、建物被害や停電、断水、ガス停止などが発生したと公表しています。

発災直後の7月30日時点でも熊本県内312の施設で被害が確認されており、高齢者施設が災害に極めて弱い現実が改めて浮き彫りになりました。

高齢者施設では、建物被害だけでなく、電気や水が止まることによって、空調、食事、衛生、介護、医療の継続が一気に難しくなります。

特に、要介護高齢者や認知症のある方は、一般避難所での生活が困難であり、代替受入れ先や搬送手段、応援職員の確保が遅れれば、命に直結する深刻な事態になりかねません。国も高齢者施設等の防災改修や非常用自家発電整備を支援対象として位置づけ、平時からの備えの強化を求めています。

そこで伺います。

県内高齢者施設について、非常用電源、給水、食料、介護物資、通信手段の確保はどこまで進んでいるのか、また、施設が被災した場合の広域受入れ、搬送、応援職員の派遣調整を、県としてどこまで具体化しているのか、さらに市町や施設、医療機関との訓練と検証を通じて実効性をどう高めていくのか、所見を伺います。

また、熊本地震では多くの方が長期にわたり避難所生活を余儀なくされ、その中で感染症の予防と拡大防止が大きな課題となりました。

熊本県は、この経験を踏まえて、災害時の感染症と食中毒対策のガイドラインを策定し、現在も避難所での手指衛生、咳エチケット、換気、トイレ清掃などの徹底を呼び掛けていますが、そこで、本県でも感染症に備えた避難所運営の手引きを作成していますが、熊本地震の教訓を踏まえ、避難所における感染症対策について、災害直後から誰が指揮し、どのような基準で衛生管理、物資確保、要配慮者への対応を進めるのか。

また、平時から市町や福祉施設、保健所とどのように連携し、実効性ある訓練と備蓄を進めていくのか所見を伺います。

議長／危機管理監伊藤君。

伊藤危機管理監／私からは、避難所における感染症対策と関係機関の連携についてお答えいたします。

県では、災害対策本部が設置され、全県的な保健医療福祉活動に関する総合調整が必要と見込まれる場合には、保健医療福祉活動調整本部を設置した上で、感染症に備えた避難所運営の手引きなども参考に、保健所や医療、福祉関係者と連携しながら感染症対策を講じることとしております。

具体的には、避難者の健康状態の把握や発熱者等の専用スペースの確保、手指衛生や換気の徹底により、感染拡大の防止を図るとともに、マスクや消毒液など必要な衛生資機材を確保し、避難所へ供給するとしております。

また、要配慮者につきましては、市町が指定しています福祉避難所や協定を結んでいる宿泊施設へ受入れをお願いするなど、それぞれの状態に応じて適切な避難場所を提供してまいります。

県としましては、今後も市町や福祉施設、保健所等と連携した避難所運営訓練や研修を実施するとともに、感染症対策に必要な資機材の備蓄を進め、避難所における感染症対策の実効性向上に取り組んでまいります。

議長／防災安全部長坂本君。

坂本防災安全部長／私から２点、お答えいたします。

まず、熊本地震の教訓を踏まえた現在の福井県の実践的な備えの進捗状況についてお答えいたします。

県では、避難者の把握に当たっては、LINE避難所システムを活用していますが、避難

所以外に避難される方の把握が困難でありますことから、避難場所や支援ニーズを登録できる機能の追加を検討しております。

また、避難所環境の改善については、トイレの備蓄や空調の整備など、市町の取組を支援しておりまして、環境改善を進めております。

また、物資供給については、協定に基づく実動訓練を実施しているところです。

一方、受援体制については、応援職員の執務スペースや宿泊場所の確保などについて、昨年、受援応援計画を改正したところでありますが、能登半島地震や熊本地震を踏まえますと、被災地での宿泊場所の確保は困難を極めますことから、国に対しても全国的に円滑かつ迅速に宿泊場所を確保できる仕組みの構築を要望しているところであります。

県としましては、今後、国や熊本県が行う災害検証なども参考に、対応が必要となる項目を分析し、実践的な備えを進めてまいります。

次に、市町と連携した訓練や検証を通じた実効性の確保についてお答えいたします。

県では、毎年市町とともに総合防災訓練を実施します。

その中で、実働期間と連携した救助訓練や地元の住民の方が参加した避難所の立ち上げから運営までを行う訓練などを実施し、毎回、最新の知見を踏まえた内容を取り入れ、対応力の向上を図っております。

また、市町の防災担当職員に対して、国の最新の動向や防災DXの紹介、要配慮者のための避難所運営訓練など、実践的な内容で年に6回程度研修を実施し、幅広い知見の習得につなげているところです。

さらに11月に大野市において実施いたします県総合防災訓練においては、熊本地震での課題を踏まえまして、車中泊避難者の把握方法の確認や保健師等の巡回による健康管理、また暑さ対策への対応手順等についても確認するなど、実践的な訓練を実施する予定であります。

今後は、訓練や検証で明らかになりました課題を、市町と共有するとともに、連携が必要な事項について研修等を充実し、災害対応の実効性の向上を図ってまいります。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／私からは、高齢者施設における災害時物資の確保状況、被災時の広域支援体制と実効性向上についてお答えいたします。

高齢者施設における災害時のサービス継続に向けて、県では災害時情報共有システムを活用いたしまして、各施設の被災状況を把握しております。

本年4月からは、新たに各種物資の備蓄状況の把握を始めたところでございます。

報告率はまだ十分ではございませんが、報告のあった施設では、飲料水、食料は約8割、簡易トイレなどの介護物資は約5割、非常用電源は約4割で確保されておりました。

今後も報告を促しながら、平時からの備蓄強化につなげてまいりたいと考えております。

また、施設が被災した場合は、県老人福祉施設、協議会等の関係団体と連携し、応援可能な施設を調整してまいります。

人材の派遣、食料、飲料水や生活必需品の提供、避難先の確保など、施設のニーズに応じ

た支援が行われますよう対応してまいります。

今後は、熊本地震で明らかになった課題も踏まえ、関係機関と連携した実地訓練や図上訓練を通じて、利用者の搬送、代替施設への受入れ、応援職員の派遣調整等を実践的に検証し、災害時においても実効性のある広域支援体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

議長／渡辺竜彦君。

渡辺（竜彦）議員／ありがとうございました。

最終的にまたまとめて、時間があれば提言ないし質問させていただきたいというふうに思います。

それでは、3点目の豪雨被害対策について質問いたします。

近年、豪雨災害は全国で頻発・激甚化しており、令和8年8月の千葉豪雨、さらに石川、富山での豪雨では、住宅浸水、道路寸断、避難の遅れ、被災後の生活再建など、多くの課題が改めて浮き彫りになりました。

こうした被害は気候変動の影響により、どの地域でも起こり得る現実の脅威であります。そして、福井県においても、8月30日には大雨特別警報が発表され、県民に大きな緊張が走りました。

特別警報は数十年に一度の重大な災害が差し迫っている場合に出される極めて重い情報であり、この日は県民の間でも河川の増水や土砂災害、浸水被害への強い不安が広がり、避難の判断を迫られる緊迫した状況となりました。

福井県にとっても豪雨災害はもはや他県の出来事ではなく、いつ甚大な被害が発生してもおかしくない、切迫した課題であることが改めて明らかになったと考えます。

こうした教訓を踏まえ、福井県として備えの実効性を高める必要があります。

そこで、降雨時に県と市町が河川や道路の被害箇所、停電や断水箇所などの情報をどこまで一元的に把握し、避難判断や初動対応に結びつける体制となっているのか、県の所見を伺います。

また、豪雨災害時に高齢者を含めた要支援者などの支援対策が求められますが、そこで、高齢者や障がいのある方など、避難行動要支援者について、名簿整備にとどまらず、情報伝達、避難支援、安否確認まで実際に機能する仕組みができているのでしょうか、県の所見を伺います。

また、今回の豪雨では、県内各地で河川の越水や内水氾濫が発生し、農地浸水も確認されるなど、農業にも大きな影響が及びました。

とりわけ、農作物被害では、福井、あわら、坂井、大野、勝山、鯖江市、永平寺の7つの市町で田畑の冠水や土砂流入などが確認され、道路規制も広範囲に及んだことから、収穫期を控えた作物への影響や今後の営農継続を不安に感じている農業者も多いと考えます。

そこで、県は今回の豪雨による農地、農業用施設、作物被害の実態をどのように把握しているのか、あわせて被災農業者に対する早期の支援、農地や農業用排水施設の復旧、再発防止に向けた排水対策や基盤整備を今後どのように進めていくのか、知事の所見を伺いま

す。

最後に、豪雨災害時に道路の冠水や土砂崩れなどによる集落の孤立化などが大きな問題として考えられます。

今回の豪雨災害により、集落ごと自宅から全く外出することができなかった方からも悲痛な声を多くいただきました。

そこで中山間地や孤立集落を想定し、物資搬送、通信確保、道路啓開を含めた訓練と関係機関の連携強化を今後どのように進めていくのか、福井県地域防災計画でも、要支援者への情報伝達や安否確認、孤立集落対策、道路冠水対策などが位置づけられていますが、計画を実際に動く体制へどう具体化するのか、県の所見を伺います。

議長／知事石田君。

石田知事／私からは、今回の農業被害の実態把握と被災農家への支援、農地や農業用施設の復旧、再発防止に向けた再発防止に向けた基盤整備についてお答え申し上げます。

農業被害の実態把握については、私自身も被災された農家の方々を訪問させていただきまして、被災状況を直接確認するとともに、具体的な被害状況につきましては、延べ300人を超える県職員を導入しまして、市町やJ A、土地改良区、生産者等と協力しながら、エリアごとに現地調査を行いまして、農地、農業用施設やため池、作物被害の速やかな把握等々に努めているところでございます。

県としては農地等の一日も早い復旧を急ぐとともに、被災した生産者の方々が年内に収穫する野菜の種のまき直しなど、今後の再生産に意欲を持って取り組めるよう支援をしっかりと講じていく所存でございます。

また、気候変動に伴う豪雨の頻発化・激甚化の中で、排水ポンプの能力強化や水路の拡幅、ため池の押さえ盛り土による補強等々、農業基盤の強靱化対策を進めて災害の再発防止を図り、安心して安定的な農業生産、これを維持できるようしっかりと努めていく所存でございます。

議長／危機管理監伊藤君。

伊藤危機管理監／私からは、降雨時の県と市町の情報把握と避難判断や初動対応に結びつける体制についてお答えいたします。

県では、河川の増水状況や土砂災害に関する情報、道路の通行規制情報、停電や断水の状況について、関係機関から災害対策本部に情報を集約した上で、それらの情報を災害情報インターネットシステムにより市町と共有する体制を整えております。

また、大雨等のおそれがある場合には、ふくい県域タイムラインに基づく危機感共有会議というものをオンラインで開催し、福井地方気象台や河川管理者、市町、報道などの関係者が気象情報や今後の見通しを共有しながら、避難情報の発令や初動対応につなげております。

今回の大雨におきまして、2日前の8月27日に危機感共有会議を開催するとともに、29

日の夜にレベル4、土砂災害警戒警報が発令された際には、私から警報が発令されました地域の市長、町長に直接電話をいたしまして、避難指示を適切に発令するよう求めたところ です。

今後も、市町や関係機関と緊密に連携しながら、河川や道路等の被害把握に努めるとともに、住民の的確な避難判断と迅速な初動対応につながる適切な災害即応体制の確保を図ってまいります。

議長／防災安全部長坂本君。

坂本防災安全部長／私から、2点お答えいたします。

まず、避難行動要支援者への情報伝達、避難支援、安否確認の実際に機能する仕組みについてお答えいたします。

本県の避難行動要支援者の個別避難計画の作成状況につきましては、個人情報の提供に同意をされています避難行動要支援者1万7686名いらっしゃいます。

このうち、7月1日時点で1万3694名の方の作成が完了をしております。

作成率は77.4%となっております。

今回の大雨では、勝山市においては高齢者等避難の目安となりますレベル3、大雨警報、それから避難指示の目安となりますレベル4、土砂災害危険警報、これらが夜間に同時に発表されるなど、避難行動の難しさが改めて浮き彫りとなりました。

一方で、大野市や鯖江市、永平寺町においては、個別避難計画に基づきまして、支援者が要支援者の安否を確認し、あらかじめ指定する避難所に適切に避難支援を行った事例もあったと伺っております。

県としましては、計画の作成率の向上はもとより、訓練を通じた実効性の確保を市町に働きかけるとともに、市町へ専門家を派遣するなどしまして、情報伝達や避難支援、また安否確認まで含めました個別避難計画の実効性の向上を図ってまいります。

次に、中山間地や孤立集落対策など、地域防災計画の実効性向上に向けた具体化の内容についてお答えいたします。

県地域防災計画では、孤立集落対策としまして、衛星通信設備の配備やドローン等による物資輸送体制の確保に努めることとしております。

県では、アクセスする道路が1本しかなく、土砂災害等により道路が寸断され、孤立のおそれがある集落を対象にしまして、ドローンの飛行ルートを設定し、昨年度の県総合防災訓練では、衛星通信を活用した映像伝送訓練を実施いたしました。

また、各土木事務所においては、建設事業者や電力事業者等とともに、道路啓開訓練を実施しておりまして、啓開手順の確認など、計画の実効性の確保に努めているところです。

また、市町においては、自主防災組織や民生委員、福祉関係者など、地域の関係機関が連携し、要支援者への情報伝達訓練や安否確認訓練を実施しているところです。

今後とも、実践的な訓練を重ね、市町や関係機関との連携を強化し、孤立集落対策をはじめとする地域防災計画の実効性を高め、災害に強い地域づくりを進めてまいります。

議長／渡辺竜彦君。

渡辺（竜彦）議員／ありがとうございました。

それでは、最後、4点目を質問いたします。

北陸新幹線敦賀開業を契機に、本県を訪れる人の流れは大きく変わり、福井に目を向けていただく好機が広がっています。

これから秋の観光シーズンを迎え、県内各地では祭り、食、自然、歴史文化を生かした催しが続き、多くの来訪者が期待されます。

しかし、イベントに人が集まったとしても、その多くが日帰りにとどまれば、地域経済への効果は限定的であり、消費が一部の会場周辺や特定の観光地に偏れば、県内全体への波及はつながりにくいのが現実だと思います。

大切なのは、来ていただいた方に県内をもう一步回っていただき、できれば1泊でも2泊でもしていただき、飲食、買物、体験へと、次から次へと消費を広げていく流れをどうつくるかが必要不可欠だと考えます。

本県では、今年の9月1日から10月31日まで県内宿泊者に福井県内の対象宿泊施設に泊まると地域通貨を付与する宿泊キャンペーンを実施し、宿泊需要の喚起に取り組んでいます。また、県の観光施策では、誘客、交通、観光地づくりを一体的に進める方向が進められています。

さらに、観光DXの分野では、来訪者の周遊や消費をデータで把握し、次の政策へ生かす考え方も広がっており、こうした取組は評価するものでありますが、今後さらに必要なのはイベント単体の集客にとどまらず、その前後でどこに立ち寄ってもらうのか、どうすれば宿泊に結びつくのかを地域ごとに具体的に設計していくことだと思います。

二次交通のつなぎ、宿泊施設との連携、夜の滞在価値の向上、商店街や観光地で使いやすい仕組みづくりまで、一体で進める視点が欠かせません。

そこで、秋の観光需要を地域経済に着実につなげるため、県はイベント来訪者の周遊と宿泊消費を今後どのように伸ばしていくのか、また、観光データをどのように活用し、地域ごとの効果検証を行いながら、次の誘客策や消費拡大策にどう結びつけていくのか所見を伺います。

議長／交流文化部長中村君。

中村交流文化部長／秋の観光需要を消費につなげる取組、データを活用した誘客策、消費拡大策についてお答えいたします。

県におきましては、秋の行楽シーズンに向けて、大手の宿泊予約サイトで、お勧め観光スポットであるとか、グルメ情報などを今、実施しております「いいとこ、掘りだくさん。キャンペーン」とあわせて紹介するとともに、サイトの会員に向けまして、メールによる情報発信を行うなど、本県への宿泊周遊、そして観光消費の拡大につなげるべく、様々な対策を講じております。

また、観光データの活用につきましては、F T A S という県の観光情報分析システム、こ

れに約10万件のアンケートデータがありまして、これを公開するとともに、市町や観光事業者がそれぞれの施策や事業に活用できるよう、生成AIが地域ごとにデータを分析して、属性や意見などから、対応策を提案する仕組みも構築しておりまして、勉強会などを行って、その活用を促しているところでございます。

そしてまた、FTASのアンケートに御回答いただいた方々に、毎月、観光情報をメール配信することによりまして、再来訪、リピートを促しております。

今後も蓄積した観光データをAIも活用しながら分析しまして、属性に応じたきめ細かくてタイムリーな情報発信、また、地域ごとの課題解決につなげてまいりたいと考えております。

議長／渡辺竜彦君。

渡辺（竜彦）議員／ありがとうございました。

それでは、残り時間の中で幾つか提言等をさせていただきたいと思っております。

まず、米の概算金なんですが、これは行く先々で農家の方に口酸っぱくと言いますか、言われますので、先ほど副知事、農林水産部長からの御説明もあった部分のところで、やむを得ないという言葉を使いたくないんですが、そういうところがありますが、ぜひぜひ知恵と汗を振り絞っていただいて、何らかいい解決策を見つけていただきたいなというふうに思います。

それから、熊本地震と災害の関連なんですが、特にやはり心配なのは、高齢者施設等が非常に災害があったときにもろいなといいますか、大変だなというふうに思いますので、先ほど御説明していただいた中では、しっかりとある程度の対応という準備はされているというふうに伺いましたが、しかし、本当に今回の豪雨災害も含めて、いつ何どき何が起こるか分かりませんので、万全に万全を期した体制で行っていただきたいなというふうに思っております。

やはりそういうときに一番弱いのは、いわゆる災害弱者と呼ばれる方だというふうに思いますので、ぜひその点は十分な御配慮と御対応をお願いしたいなと思います。

あと今、坂本部長からも御説明いただきました、いわゆる孤立集落、これはせんだって部長もいらっしゃったのでお分かりだと思いますけれども、知事要望で坂井市からの要望の中でお話しさせていただいた、ずばりもう言ってくれというので地名も出していますが、福井空港の北側のところの集落なんです。

そこは空港も滑走路含め水がついて、そこからどんどん嶺北縦貫線にも水がついてということで、初日だけならまだしも、結局3日間、その集落に出入りすらできなかったと。トイレも途中で逆流しかかってきたということで、非常に大変だということで、連絡があって、じゃあ何をしてほしいかという水が入ってこないように土のうということなので、市であるとか、消防のほうにお願いして、土のうは何とか手配したんですが、その土のうも消防署も持っていけなかったんです。

結局、水が浸かっているということで。

それは今回、どの機関に対しても私は責めるつもりはないですし、ああいう大変な時期だ

ったなというふうに思っていますが、しかしながら、今回の事例をしっかりと検証していただいた上で、春江のど真ん中の町でもそういうふうになるんだということで、ぜひそういうふうな治水を含めての部分は土木部長お願いしますけれども、そういう対応を強くお願いして、私からの一般質問を終わらせていただきます。
ありがとうございます。

議長／以上で、渡辺竜彦君の質問は終了いたしました。
三宅君。

三宅議員／ふくいの党、三宅わたるです。

本日は、後方に議員ターンシップに参加してくれている大学生たちも見に来てくれておりまして、等身大で真剣に取り組む姿を、私だけじゃなく皆さんと一緒に見せれたらいいなというふうに思っています、よろしくお願いします。

1つ目のテーマは、知事の発信力を生かす情報発信についてです。

知事は就任以降、徹底した県民目線を県政方針の一つに掲げ、現場の視察に力を入れています。

私も地域を回る中で、最近、知事に現場に来てほしい、この取組を見てほしい、この県産品を食べてほしい、発信してほしいといった声を以前にも増して耳にします。

とはいえ、全ての要望に応えることは現実的ではなく、各部局は公平性などを考慮しながら選択されているかと思っています。

かつて宮崎県では、東国原元知事が高い知名度と発信力を県産品のPRなどに積極的に生かし、現在の宮崎県知事も、当時を振り返り、その功績を高く評価しています。

その手法をそのままねる必要はないと思っていますが、個人としての発信と行政としての発信を適切に区別する必要があると思いますが、トップの個性や強みを生かすという視点は、今の福井県にも通ずるものがあると考えます。

そこで質問です。

県産品や地域の取組について、知事に知ってほしい、触れてほしい、発信してほしいという県民の声があります。

こうした思いを大切にしてほしいと私は思っています。

こうした県民の期待に、今後どのように答えていくのか、知事の考えを伺います。

次に知事起用による発信効果についてお聞きします。

これまでの県議会では、知事の政治家個人としての情報発信と行政としての情報発信は、法的な意味合いからも区別して考える必要があるとの答弁がありました。

私も、知事個人のSNSは、

最終的には知事自身の判断と責任で運用されるべきものと考えています。

一方、私もSNSで発信する中で、知事が登場する投稿は閲覧や、いいねなどの反応が大きいと感じることがあります。

だからこそ、県政としてここで議論していきたいのは、知事個人のアカウントの運用をどうするかの話ではなくて、県公式のSNSや動画、広報誌などの県の媒体において知事の

高い発信力を県の情報発信にどう生かせるかという点です。

実際、県の媒体でも、既に知事自身が出演する情報発信が行われています。

そこで質問です。

県公式SNSや動画広報誌など、県の広報広聴課の媒体で知事を起用した発信にはこれまでどのような事例があるのか、また、通常の発信と比べた閲覧数やリーチ数、反響など、その効果を県としてどのように分析、評価しているのか伺います。

次に、情報リーチ戦略ワーキンググループの方向性についてお聞きします。

6月議会で示された知事の政策方針では発信改革が掲げられ、届く・伝わる情報発信を進めるとともに、情報リーチ戦略ワーキンググループの立ち上げが示されました。

ワーキンググループは、未来戦略課、DX推進課、広報広聴課など、部局横断で取り組み、現在は各部局の情報発信の課題を棚卸しし、媒体や手法を整理しながら検討している段階とのことで、今後は専門家の意見も取り入れて進めていくと伺っています。

これまで私が担当部局から説明を聞く中で受けた印象としましては、まず行政として知事個人の発信力に依存するのではないと。

そもそもこれまで届きにくかった県政情報を的確に県民へ届けるという普遍的な課題のほうに重点を置いているような印象を受けました。

この視点も大変重要であります、一方で現在の知事が持つ高い発信力は他の自治体が望んでも簡単に持てるものではなく、今の福井県だからこそ持っている大きな強みであります。

そこで質問です。

ワーキンググループは普遍的な情報リーチの改善を主眼としているのか、それとも石田知事の発信力を生かす視点も含めて検討しているのかを伺います。

もし前者が主眼であったとしても知事の発信力や県民からの期待も県の大切な資源と捉え、その生かし方についても専門家の知見を交えながら検討すべきと考えますが、所見を伺います。

議長／知事石田君。

石田知事／三宅議員の一般質問についてお答え申し上げます。

知事の発信力に対する県民の皆様、期待への応え方についてお答え申し上げます。

福井県には、伝統工芸を始めとする県産品、発酵などの食文化、古くから受け継がれてきた歴史や祭りなど、地域の魅力といったものが数多くございますけれども、十分にまだ知られていないものもあるということで、より多くの方々に知っていただきたいと強く考えております。

大切なことは私自身が現場に足を運んで、地域の方々の声を直接伺いながら、地域の魅力や特色ある取組について理解を深めることが重要だというふうに考えております。

そのため、知事の現場実践プロジェクトとして、これまで企業や学校、子育て支援施設、地域づくりの現場等々を訪問させていただいて、自らの目で現場を見て、県民や事業者の皆様から直接お話を伺いながら、現場の把握に努めてきているところでございます。

今後も、しっかりと機会を捉えて、視察や意見交換はもとより、様々な場面で地域に足を運んで、現場にしっかりと触れながら、その魅力や価値を私自身の言葉で発信してまいりたいと思っております。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私からは、知事の起用による発信の効果についてお答えを申し上げます。県の広報広聴課の媒体でございますが、広報誌に知事のコーナーを新設しましたほか、Y o u T u b e で知事が若サイクルを走る動画を投稿しております。

また、S N S では知事個人のアカウントの県政に関する動画をリポストするなどもしているところです。

広報誌の読者アンケートを見ますと、知事の活動が知れてよかった、あるいは若い世代が県政に関心を持つきっかけになるなどの好意的な意見が寄せられているところでございます。

さらに、S N S では、知事が出演した投稿では、I n s t a g r a m で平均閲覧数が約3万7000回ということで、これは通常の投稿の約6倍となっております。

その一方で、発信するコンテンツによっては差もございまして、自転車ヘルメットの着用を呼びかける知事出演の動画は約40万回閲覧されるという高い数字でございましたが、別の知事が出演されたコンテンツの啓発動画におきましては約7000回になるなど、テーマによってばらつきもあるということでございます。

県政の広報におきましては、県民が必要とする情報を正しく分かりやすく伝えることが重要でございます。

今後も、知事による情報発信を混ぜながら、県民の県政への理解を深め、行動変容につながる広報に努めてまいりたいと考えております。

議長／未来創造部長田中君。

田中未来創造部長／私からは、情報リーチ戦略ワーキンググループの方向性についてお答えいたします。

情報リーチ戦略ワーキンググループは、県庁、各部局で発信をしております県政情報や県の魅力が、必要な人にしっかりと届くことを目標に、発信方法等の改善に主眼を置いております。

現在、情報発信の手法や対象者、S N S アカウントの現状等に関する全庁調査を行っており、発信の状態や課題について分析を進めているところでございます。

今後、分析結果や有識者の意見を踏まえながら、より効果的な発信方法やS N S 活用の在り方などについて、検討をしてまいります。

なお、国内外に向けて、福井の魅力を伝えるとともに、県民の皆様に県政をより身近に感じていただく観点から、県の広報媒体等への知事出演による情報発信については、個々の事案に応じて適宜活用してまいりたいと考えております。

議長／三宅君。

三宅議員／ありがとうございます。

本当に圧倒的な発信力かなというふうに思っておりますので、ぜひそれを戦略に据えないというのは県民益を考えても

不十分だと私は思いますので、しっかりとその戦略の一つには大事な柱として捉えていただきたいということを思っております。

2つ目にいきます。

2つ目のテーマは、夏休みを終えて子どもたちの夏をどう支えるかについてです。

子どもたちの夏休みが終わりました。

今年も厳しい暑さが続き子どもたちが長時間を過ごす学童保育の環境について改めて考える夏となりました。

学校では普通教室はもとより、避難所機能の観点から体育館への空調整備の重要性も広く認識され、整備が進められているかと思えます。

一方、国は今年、家庭の住環境や冷房設備の状況にかかわらず、夏休みに子どもが安心して過ごしく暮らせる居場所を社会的に確保する重要性を示しています。

クーリングシェルターもこれに関連することであります。

夏休みは学童で過ごす時間が長く、利用児童が増える施設もあります。

酷暑で屋外活動が難しい中、プレイルームや遊戯室など体を動かして遊べる屋内空間の重要性は一層高まります。

地元の児童館職員からも、避難所となる体育館の空調設備が重要であるのと同様に、長い夏休みの間、子どもたちが毎日のように、しかも長時間を過ごす場所にもきちんと目を向けてほしいという声を聞きました、これはもっともだと思います。

そこで質問です。

県内の放課後児童クラブ全体の状況としてプレイルームや遊戯室など、子どもが体を動かして遊べる屋内スペースを有する施設はどの程度あり、そのうち空調設備が未整備の施設はどの程度あるのか伺います。

次に、県内の長期休暇中の子どもの昼食提供の状況についてお聞きします。

長期休暇中、家庭の事情により昼食を食べずに過ごしたり、十分な食事を取れなかったりする子どももあり、まず子どもの福祉の面から重要な課題です。

同時に毎日の昼食を準備する保護者の負担も大きく、学童の利用にかかわらず、多くの家庭にとって大きな悩みです。

どういうメニューにしようか考えるのも大変ですよね、長いから。

私自身も小学生の親として、2度目の夏休みを経験し、そんな大変さを感じます。

次の春休み、冬休み、そして来年に向けた議論としたいと思います。

県内の小学生の放課後児童クラブにおける長期休暇中の昼食提供について、昨年2月の本会議では3市12施設で実施とのことでした。

答弁としては、県としては保護者からのそういった要望をすごく認識していただいている

ことが分かりましたし、その上で先行事例を共有し、利用者ニーズや仮定状況など実情に応じた対応を市町に働きかけていくとのことでした。

それから約1年半が経過し、昼食提供は昨年度は4市町41施設、今年度は6市町49施設へと広がっているそうです。

数としてはこのように広がっているのですが、この数字にはイベント時などスポット的な提供も含まれており、例えば1回だけやるとか、そういうのも入っていますので、昨年度、長期期間休暇中、毎日昼食を提供していたのは41施設中15施設だそうです。

県内には約260の放課後児童クラブがあるので、昨年の数字ですけれども、全体の6%にとどまっている、例えば17施設に一施設がやっているような現状ということです。

そこで質問です。

今年度、昼食提供を実施している施設のうち、長期休暇中に毎日提供している施設は幾つあるのか、また県は現状をどう評価し、昼食提供を広げる上での課題をどう認識しているのか伺います。

次の議題は、先ほどの北川議員の一般質問とも重なるんですが、私なりにアプローチしたいと思いますし、それだけ重大なことで受け止めてもらいたいと思います。

次に、県の放課後児童クラブ等充実支援交付金の活用状況についてお聞きします。

石田知事は子育て支援を県政の重要課題に位置づけ、その一つとして今年度、県独自の放課後児童クラブ等充実支援交付金を創設しました。

市町ごとにクラブ数かける25万円を交付基準額とし、環境改善や人材確保、長期休暇中の昼食提供など、地域ごとに異なる課題に柔軟に活用できる制度です。

各クラブへの一律配分、一律に25万ということではなくて、市町の判断で必要性の高い取組に重点的に集約してどこかで当てるみたいなこともできるようになっているとのことです。

3月の常任委員会では、この交付規模で多様なニーズに十分対応できるのか、実際の活用を踏まえて検討すべきとの議論もありました。

実際地元の担当課に活用方針を確認したところ、空調設備の更新や照明のLED化など、まずは日常の基本的な環境整備に充てたいということでした。

そこで質問です。

本交付金は現在、幾つの市町で、ここ、ちょっとかぶってますね、幾つの市町で具体的にどのように取組に活用されているのか、昼食提供に関する活用の有無も含めて伺いたいと思います。

また、実際の活用状況から、限られた交付金の中で市町のクラブがどのような課題へ対応を優先しているのかが見えてきたのであれば、それも教えていただきたいと思います。

その実態を今後の運用にどう生かしていくのかも合わせて伺います。

ちょっと長く続くんですが、もう一つ、長期休暇中の昼食支援は、国でも大きな政策課題となっています。

国超党派の子どもの貧困対策推進議連盟は、今年4月、夏休みこども緊急セーフティネット構築プランを政府に要請し、こども家庭庁も5月に夏季休業期間中の酷暑対策及び食支援の通知を自治体に発出。

地域こどもの生活支援強化事業などの活用を強く促しています。

今年度、県もこれを市町へ周知したのですが、現時点でこの事業を活用して昼食提供を申請した市町はなかったとのことです。

非常に残念だなと私は思っています。

全国では民間事業者の配達弁当に自治体が費用の一部を支援する例や、保護者が直接業者に注文して決済して、それを単に児童クラブで受け取るっていうふうな形のやり方もオッケなんですけど、そういった仕組みなど、様々な手法も実践されています。

また、2024年にこども家庭庁が実施した保護者調査では、児童クラブに改善してほしいこととして、昼食の提供が52%と、つまり全体の半分ぐらいの人がそれを求めているということです。

子どもの福祉と幅広い子育て負担の軽減、その両面から向き合うべき重要な課題だと考えています。

そこで子育て当事者であり、国での行政経験を持つ大瀧副知事に伺います。

こうした国の動きや家庭のニーズを踏まえ、県としてこの課題にどのような考えで向き合うのか、副知事自身の思いも合わせて伺います。

次に、社会の変化を踏まえた夏休みの在り方についてもここでお聞きしておきたいなと思っております。ここまで夏休み中の学童保育の環境や昼食支援について伺ってまいりました。

かつては、専業主婦や祖父母が子どもを見る家庭も多くあったとは思いますが、今は共働きが増え、高齢者の就業も進むなど、夏休みを支える社会の前提は大きく変わっています。30日から40日近い長期休業は、家庭だけでなく、学童保育の利用や担い手確保など、福祉分野にも大きく影響していると思います。

一方、福岡県古賀市では、週5日のうち4日を5時間授業にして、その分夏休みを25日間に短縮することで、子どもや教員の時間を年間でよりよく配分するという取組を進めています。

学校の空調環境は、多額の予算を投じ大きく改善していく中、こうした環境を生かす視点も含め、夏休みを教育だけの問題とせず、社会全体の影響からその在り方は幅広く考えていくフェーズに入り始めていると思います。

そこで質問でございます。

家庭や学童保育など幅広い領域への影響も踏まえ、長期休業の期間など、年間を通して学校時間をよりよく配分するという考え方をどう捉えるのか、今後の選択肢を広げていくという観点から、この先行事例も踏まえ、見解を伺いたいと思います。

議長／副知事大瀧君。

大瀧副知事／私から、長期休暇中の昼食支援に対する考え方、対応方針につきましてお答えいたします。

児童クラブにおける長期休暇中の昼食支援につきまして、核家族化や共働き世帯の増加など保護者のニーズが高まる本県におきまして、仕事と育児の両立支援や子育てしやすい環

境づくりを進める上で、重要な課題であると認識をしております。

国では、御紹介ございましたけれども、今年度から地域こどもの生活支援強化事業を拡充しまして、支援を強化する一方で、県としても周知を図ったところでありますけれども、拡充内容に関する内容が行き届かなかったこともございますし、昼食提供を担う人材や事業者の確保などの課題もありまして、市町による制度利用が進んでいない状況にあります。県としては保護者の希望に応じた求職支援の体制が整備されるように、国が拡充した補助事業や、県が今年度創設した放課後児童クラブ等充実支援交付金、これを積極的な活用を促進しまして、市町の取組を後押ししてまいりたいと考えております。

私自身も福井に来る前には子どものお昼ご飯を毎日用意しておりまして、忙しいときには朝5時に起きて昼ご飯をつくり、6時に出勤するということもありましたが、大変さは十分理解しております。

現在におきましても、子どもの弁当をこちらからスマホで注文して決済しているということもございまして、事業者が抱負に存在する東京都内との違いということもあろうと思いますがそこもしっかりと踏まえた上で、児童クラブの利用者や職員の声を丁寧に伺いながら、市町と共に県全体でのサービス向上に取り組んでまいります。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／私からは3点、お答えいたします。

まず1点目、放課後児童クラブのプレイルーム等における空調設備の設置状況についてお答えします。

県内259施設ある放課後児童クラブ施設におきまして、子どもが体を動かして遊ぶことができる屋内スペースを有するクラブは239ございます。

県内全ての児童クラブで教室には空調設備が整備されている一方、屋内スペースは66施設で空調設備がない状況でございます。

なお、屋内スペースに空調設備がない児童クラブの約7割に当たる49施設は、大型の体育館を有する小学校や児童館でございまして、一般的な児童クラブのプレイルームや遊戯室より改修規模が大きいことから、各市町におきまして空調設備の整備や設置の検討を進めているところでございます。

引き続き、市町の整備状況を確認しながら、必要に応じて早期の整備を働きかけてまいります。

続きまして、長期休暇に昼食を提供する児童クラブの数と県の現状評価、課題認識についてお答えいたします。

県内では、長期休暇中に1日でも昼食を提供する児童クラブは49施設ありまして、そのうち、毎日昼食を提供する施設は約半分の24施設でございます。

保護者のニーズが高い地域では、実施施設の拡大が必要と考えておりまして、各市町の取組により昼食の提供をする施設数は毎年、着実に増えてきております。

一方で、毎日の昼食提供には、安定した調理、配送体制の確保や、保護者の費用負担、食物アレルギーへの個別対応に加え、地域によって配食事業者の確保が困難であることなど、

様々な課題があると認識しております。

県におきましては、こうした市町の課題の解決に向け、引き続き全国の先進事例や、県内における施設の状況等を共有するとともに、国の補助事業や県の交付金制度の活用を通じて、市町の取組を支援してまいります。

最後に、県の放課後児童クラブ等充実支援交付金の活用状況と今後の制度運用について、お答えいたします。

これも北川議員にお答えしたところと重複する部分ですが、県の交付金につきましては、現在6市町から申請がございまして、今年度中にさらに3市町が申請を予定しております。あわせて9市町となる見込みでございます。

主な申請内容は、生活環境の改善でございまして、空き教室のエアコンの新設による受入れ定員の拡大、照明システムの交換など、実効性があり、子どもの安全・安心につながる設備更新の課題対応を優先的に実施している現状でございます。

交付金を昼食提供に活用する市町は1市町のみでございまして、弁当の注文、管理や回収等の仕組みづくりに取り組んでおられます。

県としては、引き続き市町が優先する課題やニーズを丁寧に把握した上で、交付金を活用した効果的な事例やノウハウを市町に共有するとともに、制度内容につきましては必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から、夏休み期間の短縮化など、年間を通した学校時間の配分について、お答えをいたします。

夏休み期間は、学校管理規則に基づき、学校設置者である学校が定めております。

全国的には40日弱ということでありまして、県内の平均日数も全国平均とほぼ同程度でございます。

夏休みや自由研究や読書など、自分で計画して学ぶ力を育てるよい機会であるとともに、旅行や帰省など家族と過ごす時間が長くなり、家族のつながりや大切さを実感する機会にもなっております。

また、地域の行事や各種団体が実施する体験活動や、スポーツ・文化活動などが多く実施される期間でもありまして、地域に見守られながら活動する機会にもなっております。

また、教員にとっても授業の研究や研修などに集中して取り組むことができる貴重な期間であります。

子供の居場所づくりは重要な観点だと思いますけども、学校や教員の負担も考慮する必要がありますし、また今のところ市町からも特に問合せ等ありませんので、現時点においては夏休み期間の見直しを積極的に行う状況にはないというふうに考えております。

議長／三宅君。

三宅議員／答弁ありがとうございます。

東京とはまた違うんですが、福井県のほうでもいろいろお弁当を作ってくれる民間事業者だったり、配達を含めてやってくれる事業者も増えておりますし、あるいは今はなかったとしてもローカルな仕出し屋さんとかが、それならやってみたいなという話だったり、いろんな地域によっていろんな戦略を立ててやってもらうことができるなと思っていますし、国の制度もそういうことを想定した上で作ってもらっていますので、活用をぜひ進めたいなと思いますし、実は都道府県の中で静岡県が一番進んでいるんですけど、そこでも最初はなかなか活用してもらえなかったみたいで、それを国会議員の方々が各市町を歩いて説明に回って、ようやくこれで実現していった、広がっていったということもあるので、我々県議会の子ども議連もありますけども、そういった僕らの熱意で広げていくしかないのかな。

そして理事者の皆さんも市町を行っていただいて、熱意で広げていくしかないかなと思っています、どうかよろしくお願いします、ふく育県としてどうかよろしくお願いします。

3つ目のテーマは学校統廃合と子どもの通学をどう支えるかについてです。

小浜市では4つの小学校を一校に統合したことに伴い、スクールバスの運行経費が年間約5800万円に上ること、また将来的な学校再編の方針を一旦、白紙としたことが報じられまして、その背景の一つとして市町にのしかかる財政負担が指摘されました。

学校を集約すれば教職員配置の効率化などにより、県が負担する人件費は縮減する可能性があります。

一方、統廃合によって新たに必要となるスクールバスや地域交通と組み合わせたデマンド交通などは基本的に市町の負担領域となります。

つまり社会構造の変化に合わせて、教育の提供体制を効率化しても、そこで生じる財政効果と新たな負担が県と市町に分かれるため、必要な経費へ予算がきちんと移るスライドしていく仕組みにはなっていないと思います。

ここに問題の難しさがあると考えます。

そこで質問です。

国の遠距離通学への補助は原則5年間に限られています。

国に恒常的な財政支援を求めるとともに、県としても統廃合に伴う通学支援を教育コストとして捉え、スライドさせ、市町だけに負担を求めず運行経費の一定割合を負担する仕組みを検討してはどうか、所見を伺います。

次に、学校再編の判断の在り方についてお聞きします。

今回の報道をきっかけに私も小浜市長に直接お話を伺いました。

当初、私は人口減少を見据えた学校再編が一旦、白紙となったことをやや後ろ向きに取られていました。

しかし、話を伺ったところ、学校を一度なくせば簡単に元に戻せないからこそ、地域ごとの実情や構造を捉え直し、今後の在り方を丁寧に考えようとしていることに気づかされました。

私は人口減少社会においては、どちらかというとスマートシュリンク、つまり賢く縮むという発想を持っておりまして、学校再編を先送りせずに議論する必要があると考えています。

一方で、近年の研究や政策論では小規模校におけるきめ細やかな教育など、その規模ならではの価値も改めて注目されているそうです。

また、学校という存在は地域活動や防災、世代間交流などと深く結びつき、地域コミュニティの核として地域社会の構造そのものに組み込まれております。

農業で言ったらよく多面的機能農業とかって言いますが、こうした多面的な価値や影響を丁寧に捉えながら判断することは言うのは簡単ですが、実践は容易ではありませんでもだからこそ重要だと考えています。

そこで質問です。

県がこうした学校の多面的機能を学校再編の判断要素として明確に位置づけ、市町が丁寧にあるいは総合的に検討判断できるように支えていくというふうな方向性も必要があると考えますが、所見をお伺いします。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から2点お答えを申し上げます。

まず学校統廃合に伴う通学支援についてお答えいたします。

県では平成23年度より小中学校の統廃合で必要となるスクールバスの購入について、国の補助に加えまして、県独自に同額の上乗せ支援を行っております。

また統廃合にかかる事務負担を考慮いたしまして、統廃合の前から教職員を加配する措置も行っているところです。

運行経費につきましては御紹介がありましたが、国の支援制度がございまして、5年間の補助期間が終了した後も、10人以上の登下校に運行するスクールバスにつきましては、普通交付税の措置がなされています。

また、10人未満の場合にも特別措置が措置をされているということでございます。

県としては国に対し遠距離通学の補助期間の恒久化、また、距離要件の緩和など、財政支援の拡充を要望しておりまして、引き続き国に求めてまいりたいと考えております。

次に学校再編の判断の在り方についてお答えいたします。

小中学校の小規模化が進んでいるというところですが、県内小規模校では日常的な異学年交流が行われておりまして、例えば上級生のリーダーシップが発揮されたり、また、その人数が少ないことにより発表する機会が増えるなど、小規模校ならではの特徴があります。

一方で生活集団に変化が乏しく、新しく人間関係を構築したり多様な考えに触れたりする機会が少ないなどの懸念があるところです。

小中学校の再編につきましては、こうした子どもたちの学びをいかに確保するのか、こうした観点から検討する必要があるとして、これまでも学校設置者である市町において、様々な地域の実情や御意見を踏まえ、丁寧に合意形成を図りながら、小中学校の再編等が進められてきております。

今後も市町が児童生徒にとって生徒にとってよりよい教育環境を整えるということを第一に、学校が地域で果たしている多面的な役割も考慮しながら、学校の再編について適切に

判断できるよう、県としても必要に応じて相談や協議に努めるなど丁寧に支援をしてまいります。

議長／三宅君。

三宅議員／ぜひよろしくお願いします。

4つ目のテーマは、自転車の通行空間の安全性向上についてです。

自転車は車道通行が原則、歩道通行は例外とされ、本年4月から青切符制度も導入されるなど、自転車を取り巻く環境というのは大きく変化しているかと思います。

車道を走る自転車の安全確保が課題となる一方、自動車のドライバーからも十分な間隔を確保して、安全に追い越せるかなど不安の声が聞かれます。

こうした中、既存の道路幅員の中で、車線や路肩等の配分を見直し、自転車の通行空間を確保する道路空間再配分という方法が注目されています。

越前市からの県への重要要望でも、県立高校への主要な通学経路となっている県道においてこの手法を活用した自転車活用空間の確保が求められているところであります。道路を広げるだけでなく、今ある道路空間を工夫し、自転車と自動車双方の安全性を高める取組に期待をしております。

そこで質問です。

この道路空間再配分という手法を県としてどのように評価しているのか、また、県立高校への主要な自転車通学経路など、必要性の高い県道からでも積極的に活用していく考え方はあるのか、所見を伺います。

議長／土木部長岩男君。

岩男土木部長／私からは、道路空間再配分による自転車通行の安全性向上についてお答えを申し上げます。

道路空間再配分によりまして、既存の道路幅員の範囲内で車線や路肩などの幅員を見直す手法は、自転車の通行空間を確保する上で非常に有効な手法であると認識しておりまして、県では鯖江市の国道417号において幅員構成を見直すことで自転車通行帯の確保を進めているところですが、これを県内全域に広げていきたいと考えているところでございます。また、これまでの様々な御意見を踏まえまして、今後の自転車通行空間の整備や安全対策の検討資料として活用するために、自転車通学を行っております県内の全ての高校を対象といたしまして、通学経路の状況や課題などについてのアンケート調査を実施しているところでございます。

先ほど発表されました国土交通省の令和9年度予算概算要求資料においても、中高生等の安全な自転車通学に向け、安全対策を推進する方針が新たに示されておりまして、県といたしましても、このアンケート調査や小中学校の通学路を対象といたしました通学路交通安全プログラムの結果も参考にし、市町の要望なども踏まえながら、高校や中学校の自転車通学経路を優先して自転車と自動車、双方が安全に通行できる道路空間の確保に努めて

まいります。

議長／三宅君。

三宅議員／ありがとうございます。

今の答弁を聞いて、そうした国の予算とかもついてくれば、もっと進んでいくのかなと思ってすごく期待をしたいなというふうに思っています。

本当に道路空間再配分だけではなくて、フラット型の歩道だったりにしていくとか、本当に改善してほしいなと思うポイントがすごくたくさん、今、道路手法として広がっておりますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

それでちょっと時間が余ったので、子どもの昼食環境の、長期休暇中の昼食のことについては、話が前後しちゃいますけれども、本当に理事者の皆さん及びいろんな議員の皆様含めて、みんなで推進していきたいなというふうに思っております。

国のせっかくの予算も活用できてないのも非常にもったいないですし、なぜ、どういったことができるのかも含めていろいろ、勉強も含めてさせていただきたいというふうに思っておりますので、御協力をお願いします。

そして、最後、知事に再質問となりますけれども、

一言いただきたいのが、情報発信、昨日も含めていろいろ、ほかの議員さんからも

お願いしますという声だったりが上がってきていると思うんですが、

一方で各部局にもそれぞれ各地域だったりから来てほしいとか、いろんな声が上がってきてる中で、公平性を踏まえた形で、あるいは知事の本来の業務といったらあれですけど、優先的にしなければならない業務とかも想像した上で、きっと取捨選択しかつ挑戦されているのかなと思っています。

むしろ、職員の皆様のいろんな観点から配慮もあるかなというふうに思っています。

議長／答弁時間を残して質問してください。

三宅議員／ただ、そこで知事がどうなのかということを発信することが、結構各部局が考えやすくなるかなと思いますので、私としては知事にもし可能であればもっと遠慮なく声を寄せてほしいというふうに言っていたらうれしいなと思っています。

その上で例えばですけども、聞いてよ知事みたいなようなワンストップのところも設けるなどご検討いただけないかなと思っています、よろしくお願いします

議長／知事石田君。

石田知事／御提案どうもありがとうございます。

私も個人的な思いとしては様々な声をいただく中で、その全てのサイトといいますか、場所、もの、人々、それらの福井のすばらしい魅力や価値を全て発信したいという気持ちは三宅議員と同じ思いでございますので、今のいただいた御提言を我々としても、それらを

含めて発信、しっかりとやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

三宅議員／ありがとうございます。

議長／以上で、三宅君の質問は終了いたしました。
ここで、休憩いたします。

＊ 休憩中 ＊

議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。
細川君。

細川議員／細川かをりです。

かぶる話もあるんですけども、御容赦ください。

8月の豪雨対応について伺います。

空気は暖まると、より多くの水蒸気を含むことができる性質があり、気温が1度上昇すると水蒸気は7%増える。

温暖化による気温の上昇で空気が水蒸気を蓄える容量が大きくなる一方、太平洋では海水温も上昇し、蒸発によって雨の原料ともいえる水蒸気量が増加。

大気中にたまったより大量の水蒸気がひとたび雨になって降り始めると、一気に放出されるというのが豪雨のメカニズムとみられる。

1日300ミリ以上の降雨回数は、この40年でほぼ倍増。

今のは、今月4日の日刊県民福井に記載された論説の一部です。

本当にそのとおり。

今後も先般のような豪雨があちらこちらで起こると思われます。

私は、災害ボランティア活動などを行ってきたので、国内被災地の対応情報が結構入ってきます。

率直な感想としては、福井県の対応は比較的早く、やること、ちゃんとやっておられる、です。

部長さん方の多くは福井豪雨の経験がおありですので、見通しを持ってある程度スピーディーな判断、対応できたんだろうと想像するところです。

坂本防災安全部長、平成16年の福井豪雨災害時に災害ボランティアの担当で、ボランティアと行政の狭間で御苦勞されていたお姿を今も覚えております。

しかしながら、災害は一つとして同じものではありません。

山際集落では泥水がついたりしましたが、今回際立ったのは、市街地での用水や消火栓の越水、内水氾濫です。

大きな河川堤防を壊して流れ出たのではなかったので、災害ボランティアのNPOから復旧作業への呼び掛けというのは、今回の水害は20年前の堤防が切れた福井豪雨と違って内

水氾濫なので、濁ってはいるものの、そんなに砂は入っていません。

こういうときはむしろ乾燥が大事。

和室があれば畳をめくり、その下地盤を全部めくっておく。

サーキュレーターや扇風機を床下に降ろし、10日ほど回し続けることにより乾燥が進むと思いますとか、最近の家は高断熱、高気密が高い住宅です。

基礎より高い冠水があれば、土台水切り下から床下に水が回り、なかなか抜けていきません。

床を穴開けたところから水も吸い込む掃除機で吸い取るのがよいかと思います。

ともかく、十分に乾燥させないと、床下でカビが大発生しますといったようなものでした。これは、全国の水害被災地も同様で、結果、サーキュレーターの不足、貸し合い、床下消毒のために薬剤をまくかどうかの議論など、何の薬剤がいいかも含め、新たな課題が浮かび上がりました。

補助資料1の画像は、岐阜県庁からサーキュレーターをお借りした際のもので、先週視察させていただいた昭和測器(?)の工場でも活躍していました。

岐阜県では、防災部局にもボランティア団体にもサーキュレーターの備蓄が多く、全国に貸し出して大変感謝されています。

福井県でも、サーキュレーター、さらには高圧洗浄機、ゼロポンプ、消毒液の噴霧器など、災害復旧現場で力を発揮する資機材のまとまった整備をすべきではないでしょうか、御所見を伺います。

災害復旧現場で困った問題は、先ほどもありましたが空き家です。

市街地でも多く点在しています。

一度水に浸かったもののにおいは臭いです。

布団など、すぐに臭くなるとか、

水に浸かって放置された家屋の匂いは、慣れた災害ボランティアさんたちでも顔をしかめるほどです。

時間がたつほどに臭いはひどくなり、カビ、虫、腐食など、近所迷惑極まりないと想像に難くありません。

この課題は福井だけの問題ではありませんので、全国的な呼びかけや何らかの形で、空き家、市町の行政代執行を可能にするなど、国へ課題解決を投げかけることが必要と思われます。

県はこの被災空き家の問題をどう認識し、今後どうすべきと思われるのか伺います。

もう一点、砂防堰堤について伺います。

補助資料2は、越前市両家町の砂防ダムの画像です。

夜の豪雨時、あふれる水とともに大きな石がごろごろと流れる音がして、本当に怖かったと住民の方々が訴えておられ、流れが収まってからではありますが、早速現場を見に行きました。

なるほど、集落を流れる細い河川上部の砂防堰堤の水を流すホールは詰まっているようです。

河川には折れた木がのしかかり、大きな石も河川の側面から落ちてきた様子で、ごろごろ

転がっています。

今回の大雨で、県内の砂防堰堤には、土砂、流木がどのくらいたまっているのかの状況把握と、必要に応じた対処、地区の方への説明などが必要かと思います。

まずはドローンなどを使っての状況把握、そして、緊急の土砂撤去や砂防堰堤の増築など、必要に応じた対処すべきと考えますが、御所見を伺います。

また、国も県も流域治水を推奨されていますが、シカによって木の皮が剥がされて木が折れる、イノシシが地面を掘り返すなど、鳥獣害によって山肌が荒れることで土砂が流出したり、人が入らず草木や干ばつされない木が生え放題なために、倒木や流木が増えたりするなど、山や森林の管理が適正にされていないために被害が大きくなっている可能性もあると思います。

さきに述べた両家町のような、今回被害があった場所、もしくは被害が大きかった場所を調査し、必要な対処をすることはもちろん、その調査結果を生かして、平常時からの森林整備や治山対策などに取り組んでいくべきと考えますが、御所見を伺います。

議長／防災安全部長坂本君。

坂本防災安全部長／細川議員の一般質問にお答えいたします。

私からは、サーキュレーターなど災害復旧現場で役立つ資機材のまとまった備蓄についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、サーキュレーターは床下浸水後の乾燥を促進し、住宅の早期復旧やカビの発生防止に非常に有効であります。

また、避難所の感染症対策や熱中症対策、換気の効率化にも活用できます。

平時、災害時を問わず、幅広い効果が期待できると考えております。

今回の大雨では、岐阜県や県内ボランティアを通じて、115台のサーキュレーター、協力を得ましたとともに、福井県においても235台のサーキュレーターを購入し、浸水被害を受けた住宅等に支援をしております。

一方で、災害対応に必要な資機材は多岐にわたりますことから、限られた財源の中で優先順位を踏まえ、計画的に整備していく必要があると考えております。

このため、資機材の整備に当たりましては、市町の備蓄状況や民間との協定による確保体制、被災現場のニーズなどを踏まえ、避難所運営や生活再建に役立つ資機材としての有効性を見極めながら、国の交付金等も活用し、市町と連携して必要な整備を進めてまいります。

議長／農林水産部長大石君。

大石農林水産部長／私からは、被害調査の結果を生かした森林整備と治山対策についてお答え申し上げます。

県ではこれまで、平常時から治山施設の点検や、昨年度には山地災害危険地区を見直すなど災害リスクの把握に努め、災害発生のおそれがある箇所については、市町と連携して、

現地調査を行い、治山調査の実施により山地災害の防止を図っております。

具体的には、流木や大きな岩を止める治山ダム設置など、治山対策、干ばつなど森林対策を行うことにより、森林の有する土砂流出防止機能の維持向上につなげております。

また、森林整備を行う際には鳥獣害被害も確認し、その対策も含め、適正な森林管理に向け、市町と連携しながら、森林整備と治山対策を一体的に推進しております。

議長／土木部長岩男君。

岩男土木部長／私からは２点、まずは、浸水した空き家への対応についてお答え申し上げます。

今回の豪雨によりまして空き家に浸水被害が発生したことへの対応については、先日、坂井市から要望書の提出があったところでございます。

空き家は個人の財産でございまして、その維持管理や処分については、原則として所有者の責任において適切に行われるべきものでございます。

しかしながら、浸水した空き家につきましては、議員御指摘のとおり、放置されると悪臭の発生など、周辺住民への悪影響が懸念されることから、今回、市町において所有者に対し、適正な管理を促す通知を送付するなどの対応を行っていると同っております。

その上で適切な管理が行われない場合には、各種支援制度を活用した修繕、除却を促すほか、状況に応じて特定空き家として認定し、行政代執行などの措置が講じられることとなると考えております。

一方で、今回の浸水被害が空き家に及ぼしている影響につきましては、現時点で十分に把握できていない面もあることから、県といたしましては、市町と連携し、実態把握に努めるとともに、全国の同様の事例における自治体の支援策などについても情報収集を行いまして、必要な対応について検討してまいります。

次に、砂防堰堤の状況把握と緊急の土砂撤去や増築など、必要に応じた対処についてお答え申し上げます。

砂防堰堤の状況確認につきましては、ドローン等の活用も含めまして、大雨後に職員や委託業者によるパトロールを行い、砂防堰堤の***機能を超える***を確認した場合には、緊急の土砂撤去を行うこととしています。

今回の大雨におきましても、土木事務所職員が砂防堰堤のパトロールを行っておりまして、議員御指摘の砂防堰堤も含めまして、緊急の土砂撤去が必要な箇所は確認されていないところでございます。

また、今回、土砂流出による人家などの被害が確認された箇所につきましては、新たな堰堤を早期に整備することを検討しているところでございます。

今後とも砂防堰堤の適切な維持管理や整備を行うことで、県民の安全・安心の確保に全力で取り組んでまいります。

議長／細川君。

細川議員／まず、サーキュレーターとか、いろんな資機材ですけれども、数は多分、まだまだ足りないというか、どのぐらいのレベルの範囲の被災になるか分からないので、装備するのはもちろんですけれども、やはり市町とか民間企業とか、あるいはほかの、他県の自治体とかのリストアップ、備蓄リスト、そういうのを作って、いざというときには助け合いするということなんかが必要なんだろうなと思いますので、またよろしく願いいたします。

それから、山のほうですけど、民家の放置林が一番やっかいですね。

日頃でもやっかいです。

日頃やっかいなものが、こういうときにますますやっかいになるんですけれども、投げかけるというか、何とかしなきゃいけないというような呼びかけなんかもしていただきたいと思います。

空き家はもう一つです。

特定空き家にも指定されることがあると聞いたので、少し胸をほっと下ろしましたがけれども、多分、市内、山際の離れたところというよりは、市街地の真ん中のほうが今回は水がつかまりましたので、特定空き家に指定して撤去しないと、本当に厄介なことになるんだろうなと思います。

積極的をお願いしたいと思うところです。

では、次に行きます。

男女共同参画について伺います。

先月、女性議員研究交流大会に派遣参加させていただきました。

女性研究員のパネルディスカッションのテーマは、公務での女性登用と人材の流用性です。女性採用者は、増えてはいるんですけれども、管理職、意思決定に参画できるポジションにはまだまだ少ないというのが今回のテーマでした。

福井県は、服部総務部長がそこにおられますから、職員が性別にとらわれることなく登用されるのかなとは思いますが、まだまだ数は少ないとお見受けします。

また、補助資料3のグラフにあるように、これは県というより全国のグラフですけれども、そもそも一番最初の監事職(?)かな、グループリーダーである係長というポジションに女性登用が伸び悩んでいる、この第一歩のところが多分一番の問題だろうと思ったりしておりますので、業務経験の幅を広げたり、議会対応経験を増やしたりすることがとにかく必要です。

女性公務員が社会で活躍することは、住民の意識も変化する、地域力向上という効果を生みます。

県は県内企業に対し、女性リーダー育成研修事業を行っていますが、県職員の女性管理職と県内企業の女性管理職の登用状況をそれぞれ伺います。

女性が企画に参加するというのはとても大事です。

分かりやすい事例ですと、例えば外食産業、私の知る女性客でにぎわっているお店は、女性好みの健康、おしゃれ、適量といったポイントをついたメニューがそろっていると感じます。

健康は、栄養バランスや素材のよさ、あるいはそのPR、おしゃれは器や店内の居心地の

よさ、適量は、多過ぎるとおいしくても食後が苦しいし、残すのももったいない罪悪感が残りますので、当然ながら適量を考えて注文します。

また、そういうお店を選ぶ。

こうしたことは、女性がメニュー作りや調整に参画できていれば、おのずとクリアできることです。

補助資料4を御覧ください。

内閣府によれば、女性役員比率が業種平均よりも低い企業は、ROA、総資産利益率も低い傾向が見られるということ、もっともです。

女性目線を大事にした企画や商品開発こそ強さや人気を生むと思いますので、県から企業や店舗などに対し、そうした呼びかけをすべきと考えます。

御所見を伺います。

議長／総務部長服部君。

細川議員／男女共同参画に関しては、3年ほど前にも質問させていただき、県からは、福井県は全国トップの共働き社会であって働く女性が大変多いという一方で、家事育児時間の男女差も大きく、ゆとり時間が全国46位というような状況。

講演会やセミナーの中で経営層や人事担当者のほうにできる限りこれらの現状を伝え、柔軟で働きやすい職場環境づくりを呼び掛ける旨の回答を3年ほど前にいただきました。

それをもう一步進めて、女性の企画への参加、女性管理職の登用を促していただくことを求めます。

以上です。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私からは、県職員の女性管理職の登用状況についてお答え申し上げます。

県では、これまでも女性職員の管理職登用を積極的に進めてまいりましたが、本年4月の人事異動の結果を見ますと、女性管理職は過去最多の130人、管理職に占める割合も10年間で約2.5倍となりまして、25.6%ということで、過去最高の数値となっているところでございます。

また、管理職候補となる課長補佐やグループリーダーにつきましても、本年4月の女性登用の割合が過去最高の35.6%となったほか、防災、あるいはDX分野において、女性が活躍できる職域の拡大も進めているところでございます。

今後も多様な考え方がより多く反映される組織づくりに向けまして、さらなる登用を進めてまいりたいと考えております。

議長／未来創造部長田中君。

田中未来創造部長／私からは、県内企業の女性管理職の登用状況についてお答えいたしま

す。

毎年実施しております福井県勤労者就業環境基礎調査によりますと、県内企業の女性管理職の割合は、約10年前の平成28年度12.5%から、令和7年度16.8ポイントへ4.3ポイント上昇しております。

また、管理職候補となる女性リーダーの割合は、平成28年度22.9%から、令和7年度28.0%に5.1ポイント上昇しております。

引き続き女性のキャリア形成を応援し、女性が***の場で活躍できるように取り組んでまいります。

議長／産業労働部長田中君。

田中産業労働部長／私からは、女性目線を大事にした企画や商品開発についてお答え申し上げます。

女性は、社会の半分を占める重要な消費者層でございます。

その消費者層に向けた商品やサービスの企画開発については、議員お示しのとおり、女性の視点や意見を基に進めることが効果的であると認識しております。

実例を挙げますと、新商品開発を支援するエフトラッド事業がございます。

購買層としては、女性の割合が高いことを踏まえまして、女性プロジェクトマネージャーが中心となって、色彩や使い勝手、PR手法に至るまで、女性の感性を生かした企画開発を進めております。

その結果、開発した商品は若い女性を中心に人気となり、年間約2500万円の売上げがございます。

また、これは別話でございますが、新規創業支援補助金などでは、女性からの申請を重点採択するなど、県として女性経営者の育成にも取り組んでおります。

県といたしましては、これらの取組を通じて女性が商品開発や企画に関わる機会の創出を後押しし、県内企業の競争力向上につなげてまいります。

議長／細川君。

細川議員／ぜひよろしくお願いします。

福井県、いいですね、頑張っているの、この調子でお願いします。

ただ、やっぱり外国なんか目を見ますと、例えばアメリカミネソタ州のセントポール市の市議会で、定員7名の議員、7名とも女性だとか、あるいはイタリアのトリノ工科大学ですけど、女性研究者が圧倒的に多いとか、まだまだ上もありますので、満足せず、ぜひよろしくお願いいたします。

次、冠山トンネルの開業効果について伺います。

これも、国道417号冠山峠道路が開通した3年ほど前に質問しました。

道路の通行料が増えたことや、冬場には県境を挟んでの積雪量がかなり違うことから、必要な交通規制や積雪量の案内などの安全設備の設置、携帯電話の不感地域解消などを求め

たわけですが、まずその後の進捗を伺います。

先月、夫が北信越国体の審判のために、開催地の長野県飯田市まで車で冠山トンネルを通り、国道417号と303号を使って、本巢インターから中央道に乗るルートで行ったのですが、岐阜県に入ってから信号2つだけで、飯田まで3時間ほどやったと驚いていました。

補助資料5の地図を御覧ください。

距離が短く、高速料金も安く、名古屋市近辺の渋滞にも遭わず、すいすいと中央道にたどり着けるのがお分かりかと思います。

以前の質問で、岐阜、名古屋方面への観光PR強化を図る旨、伺いましたが、今、冠山トンネル利用で増えた来県客は、岐阜・中京に限らず、関東、東北へと広がっています。

通る車のナンバープレートを見ての実感です。

また、逆に、本県から岐阜を抜けて遊びに行く車も激増です。

こうした流れをしっかりとつかんでいただきたい。

今、北陸新幹線小浜・京都ルートや中部縦貫自動車道の完成を求めています。結局のところ、新たな人流ができたとして、それをつかめなければ意味が薄いです。

まず、この冠山トンネルなどによってもたらされた新たな人流をどうつかむか、その新たな人流を生かすにはどういったアプローチが効果的かを検証、検討し、次の観光戦略に生かすべきと考えますが、御所見を伺います。

議長／未来創造部長田中君。

田中未来創造部長／私からは、冠山峠道路の携帯電話の不感地域解消についてお答えいたします。

冠山峠道路につきましては、本年4月、主な通信事業者におきまして、スマートフォンと衛星の直接通信サービスが開始されまして、エリア外であっても、空が見える状況であればメッセージの送受信などが可能となっております。

一方で、トンネル内では衛星の電波が届かず、また、悪天候時には通信が不安定となるおそれもあります。

県としましては、冠山トンネル大野の不感対策について総務省及びデジタル庁に対しまして重要要望を行うなど、今後とも岐阜県や地元自治体と連携し、国や通信事業者に対し、強く要望してまいります。

議長／交流文化部長中村君。

中村交流文化部長／私からは、冠山トンネルによる新たな人流を生かすアプローチと観光戦略への活用についてお答えいたします。

県におきましては、新幹線開業を機に、GPSに基づくビッグデータやアンケートなどを通じて、観光客の居住地であるとか周遊履歴等を、定量、定性の両面で把握分析し、全県下でモデルコースの造成を行ってまいりました。

その結果、観光客の入り込み数、観光消費額ともに、開業後2年連続で過去最高を更新し

ております。

こうした実績を、今後、特に冠山峠道路であるとか中部縦貫自動車道県内全線開通に生かしまして、沿道市町の誘客拡大、また、丹南地域への観光客の引き込みも図っていきたいと考えております。

先月、県が立ち上げました冠山峠道路等の開通効果を最大化、持続化するための道づくり検討会、この検討会で収集されるデータや分析結果も参考にするなど、引き続き人流データを積極的に活用しながら、効果検証を重ねて、今後の観光施策につなげてまいりたいと考えております。

議長／土木部長岩男君。

岩男土木部長／私からは、積雪量の案内など、安全設備の設置についてお答え申し上げます。

以前の答弁にございましたとおり、令和5年11月の国道417号冠山峠道路の開通時におきましては、道路状況確認カメラ3台と積雪深計1基を整備していたところでございますけれども、その後、道路状況確認カメラを2台、道路情報板を2基調節いたしまして、みち情報ネットふくいで公開するとともに、岐阜県側の道路情報板におきましても、福井県側の積雪に関する情報を表示いただくことで注意喚起を行っているところでございます。

また、道路の交通量が増えたことを受けまして、交通安全対策につきましても、警察と協働しながら、急カーブの注意看板や減速マークの設置を行っております。

また、なだれの危険性が高い箇所に対しましても、***の進めているところでございます。

引き続き道路利用者が安全で安心に通行できるよう、警察や岐阜県と連携しながら、道路情報の提供及び安全対策の推進に努めてまいります。

議長／警察本部長平野君。

平野警察本部長／私のほうからは、必要な交通規制の進捗についてお話ししたいと思います。

県警察におきましては、冠山峠トンネルの開通に当たり、県土木部、池田町と交通安全対策に関する協議を行い、横断歩道や一時停止標示の見直しなどを実施してきたところですが、トンネル開通後、交通量が増加しており、池田町や地域住民から、冠山峠トンネルから通行する車両速度が速いと相談を受けていたところ、昨年11月には路線沿いに住宅が建ち並ぶ***地区などの約2キロの区間について、40キロの最高速度規制を実施したところでございます。

県警察におきましては、引き続き交通事故の傾向や住民の方々の意見を踏まえながら、必要な交通対策につきましても、適切に判断していきたいと考えております。

議長／細川君。

細川議員／いろいろありがとうございます。

携帯の不感地域は3年前のような気がしますので、また御尽力をよろしくお願いします。

最後に、知事の政治姿勢について伺います。

石田知事は本年1月末に知事御就任以来、県内の様々なところへ出向いて地域の実情を調査されている。

若い知事で特に女性に人気があり、PR効果抜群というのが私の印象です。

先月には、大雨で被害が出て危機管理の県リーダーとして瞬時、瞬時の判断が求められ、大変だっただろうなとも推察します。

私の質問の最後、これまでの私の経験を基に、老婆心により思うところを述べさせていただきます。

まず1点目、タイトルをつけるとしたら、現実を捉えるに際しといったところです。

かつて私は小学校教諭でした。

教員は校内の仕事を分担して担当、音楽主任とか清掃担当とか、多々あります。

校務分掌といって、楽しいものも気が重いものもありました。

ある年、生徒指導部の担当を仰せつかり、地域小学校の生徒指導部会議に出席したのですが、女は私1人でした。

指導部長の校長先生から、それぞれの学校の状況を伺いますとなったとき、ほとんどの他校の担当者から、うちは問題ありませんといった回答がありました。

私はびっくり。

現場情報として、荒れている学校の話などを聞いていたからです。

自分の学校状況が分かっていないんだろうかとも思いましたが、そうではなくて、メンツかなと想像したりもしました。

今でもそのときの様子が目に浮かびます。

もう一つ、新潟県中越地震が起きたときのことです。

中越地震が起きたのは平成16年10月、逆断層型の内陸地殻内地震で、震度7、当時の新潟県では、災害ボランティアセンターの開設運営が初めてだったので、福井のボラセン運営経験者が、バックアップのため現地入りしていました。

当時の新潟県知事は泉田裕彦氏、知事就任2日前の発災でしたが、県の災害対策本部会議などに即挑まれています。

しかしながら、そこから上がってくる情報と、泉田氏に直接入ってくる被災者の声、状況との間に乖離があり、疑問に思った泉田氏は、さきに述べた災害ボランティアセンターに、実際のところ現地はどうかという調査依頼をかけています。

それを受けたのが、福井から行ったボラセン運営指導者でした。

そうだろうと思います。

何かを説明するときにプラス評価のことは述べやすく、マイナス評価されそうなことは言いにくいものです。

縦組織は、大きな組織であればあるほど上部に上がる情報はフィルターがかかるもの、私はそう考えていますので、報告が100%とは思わず、多角度から、いろんな立場から物事を

見聞きしなければと努めるように心がけています。

知事、羨ましいほどお若く、これからいろんなことを見聞きされると思いますが、私の経験談などを少し心におとめいただけると幸いです。

乾式貯蔵施設や今回の大雨への対応を含め、知事就任後の経験を振り返っていただいた上で、私の話を踏まえての御所見を伺います。

最後に、その乾式貯蔵施設についてです。

国や事業者の説明どおり進んだのであれば、これほど悩まなかったのにというのが核燃料サイクルです。

新型転換炉ふげんの操業停止・廃炉、高速増殖炉もんじゅの破綻、六ヶ所再処理工場の27回に及ぶ完成遅延など、核燃料サイクルはまだ回らぬまま、福井県にとって最も重要な使用済み燃料の着実な県外搬出が進んでおりません。

使用済み電力が、結局若狭湾にたまり続けるのを懸念しています。

先月の議会全員協議会での乾式貯蔵施設設置の事前了解に関する議論で、関西電力は、使用済み燃料の数を原則、今の制限数より増やさないと説明しますが、例外ありという抜け穴がありますので、我が会派は、期限に関する協定といった、形ある確実な歯止めを求めた次第です。

その際、県は引き続きロードマップの実行状況を適時、的確に確認し、国と事業者に対して責任ある対応を求めていくと説明され、午後に知事は事前了解を表明されました。

そして、9月議会が始まり、先週の代表質問で驚いたのが、民主・みらいの渡辺議員の最後の質問に対する回答です。

関西電力は、乾式貯蔵施設の貯蔵量を中間貯蔵施設の受入れ可能量を超えないように管理し、毎年度、搬入・搬出計画を県と立地町に提出する。

でも、仮に乾式貯蔵施設に搬入する時点で中間貯蔵施設が決まっていなければ、受入れ可能量が分からないため、搬入計画を認めることはできないというもので、驚きました。

翌日の新聞などでも、乾式貯蔵施設への使用済み燃料の搬入をめぐる、福井県知事、中間貯蔵施設が決まらないなら認めない、明言といった見出しが躍りました。

使用済み燃料が若狭湾にたまり続けるのを懸念している我が会派ですので、搬出の確認ができてからの搬入許可という歯止めは賛同するところです。

もしも想定外のことが起こり、若狭湾が使用済み燃料の最終処分場にでもなってしまったら、どうしてこんなことになったのかと責任追及があるでしょう。

乾式貯蔵施設建設の事前了解となった今議会、議員、判断された知事が責められるでしょう。

そんなことにならないように、厳しく国、事業者を進捗管理しなければいけません。

ただし、よい政策であっても、あるいは大きな組織や多くの対象者に関わることであればあるほど、意思決定の方法や手順、稟議の順番を大事にしないと、後に何らかのしこりが残るということです。

その点は気をつけていただきたいです。

今回、全員協議会で詳細説明がなかった中間貯蔵施設の受入れ可能量と乾式貯蔵施設への

搬入量の関係性に関しては、記者会見の席上で明言されてから代表質問で回答されているのではないのでしょうか。

だとしたら、順序としては残念でした。

改めまして、乾式貯蔵施設建設事前了解の判断と使用済み燃料の制限についての知事のお考え、県民の安全・安心のための知事のお覚悟を伺います。

議長／知事石田君。

石田知事／まず私から、議員の話を踏まえての所感についてお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、県政運営に当たりましては、組織からの報告だけではなく、現場の実情や県民の皆様の率直な御意見、そして、課題を私が直接把握することによって、県庁内における課題の認識を統一することが重要であるというふうに考えております。

こういった考えの下、知事の現場実践プロジェクトということで、これまで様々な企業や学校、子育ての支援施設、地域づくりの現場といったものを訪問させていただきまして、現場を自らの目で見て、県民の皆様や事業者の皆様から直接お話を伺って、課題把握に努めてきた次第でございます。

庁内では、徹底した県民目線を基本に、職員とのミーティングであるとかヒアリングの場において、特に現場で生じている課題等々を中心にしっかりと聞き取って、議論を交わすことによって、この課題認識の共有に取り組んでいるところでございます。

今後もあらゆる世代の県民の皆様の声をお聞きするとともに、職員との闊達な議論の中で、課題認識を共有する等々、自由に意見を交わせる風通しのよい組織づくりを進めながら、県民目線にしっかりと立った県政を進めていきたいと思っております。

続きまして、乾式貯蔵施設の事前了解の判断と使用済み燃料の制限についての考え、そして、知事の覚悟についてお答え申し上げます。

先月28日の全員協議会で御説明したとおり、関西電力は、乾式貯蔵施設の貯蔵量について、中間貯蔵施設の受入れ可能量を超えないように管理するとした上で、毎年度、搬入・搬出計画を県、立地町に提出するとしておりまして、県として事前に搬入計画を確認する必要があるということから、県と立地町の確認を得なければ搬入が認められることはないと考えております。

あわせて、貯蔵容量の拡大への懸念に対しましても、関西電力は、例外となるケースは県と立地町の理解を得た場合に限るという考え方を示しておりまして、県としては、こうした関西電力の方針に基づく内容を事前了解の通知文書にしっかりと明記し、厳格に監視、指導していく、そういった方針であることを全員協議会の場で御説明させていただきました。

御指摘の代表質問での答弁につきましては、関西電力の方針を踏まえ、仮の話として、乾式貯蔵施設の搬入する、その時点で中間貯蔵施設が決まっていなければ、受入れ可能量は分からないということで、一般的な考え方を申し上げた次第でございます。

いずれにしましても、県としましては、関西電力が示す搬入計画をしっかりと確認してい

く所存でございます。

ロードマップの着実な実行に当たりましては、使用済み燃料の必要な搬出容量を確保していくことが重要であると考えております。

県としましては、今後も適時適切に関西電力から報告を受け、厳しく監視するとともに、国と事業者に対して、責任ある対応を強く求めていく次第でございます。

議長／細川君。

細川議員／現場主義、あるいは県民の安全を守る、本当にそのスタイル、姿勢をずっと貫いていていただくことを心よりお願いいたしまして、質問を終わります。

議長／以上で、細川君の質問は終了いたしました。

三田村君。

三田村議員／皆さんこんにちは。

民主・みらいの三田村輝士です。

ただいまから一般質問を行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

9月定例議会の最後の一般質問者となりました。

大変皆さん、お疲れのこととは思いますが、もうしばらくお願いをいたします。

さて、今年の夏は、全国各地で地震や豪雨などによる大規模な自然災害が発生をいたしました。

7月28日に発生しました熊本地震では、最大震度7を観測し、甚大な被害が発生をいたしました。

その後も千葉県を中心とした豪雨や石川県、富山県などで大雨による被害が発生するなど、全国各地で自然災害の発生が相次いでおります。

本県におきましても、大変たくさんの、皆さんの質疑にもありましたが、8月下旬の大雨により、嶺北地域の広い範囲で道路の冠水や住宅、農地、事業所等の浸水被害が発生をしております。

被災された皆様方に心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興を願うものであります。

近年は、災害の激甚化・頻発化し、いつ、どこで、どのように災害が発生するのか分かりません。

災害に備え、被災者支援や避難所の環境整備、要配慮者への支援など、平時からの備えをさらに強化することが重要だと考えます。

先日、大雨の中でありましたが、産業・土木警察常任委員会の被災地視察に参加をさせていただきまして、スーパーや浸水被害を受けた工場、土砂が流入した農地、斜面崩壊現場などを視察させていただきました。

改めて被害の大きさを目の当たりにしたところであります。

一日も早い復旧復興に向け、県として継続的な支援をしていく必要があると強く感じたと

ころであります。

被災地への今後の支援につきましては、今議会の一般質問で13名の議員が様々な角度から問題提起をし、提案がなされました。

重ならない点について質問をさせていただきたいと思っております。

県は緊急支援メニューを打ち出し、また、今議会で追加の補正予算を上程されるところですが、被害は広範囲に及んでおり、現時点でも被害の全容把握には時間を要しているものと思います。

時間がたってから被害が判明し、さらなる支援が必要となることも想定されるところでございます。

そこで今議会で示される追加補正予算に加え、今後、被害状況の把握が進む中で、追加の予算対応についても検討していくのか、県の所見をお尋ねいたします。

熊本地震から1か月半が経過をいたしました。

被災地では、避難所の運営や要配慮者への支援、被災者の生活再建に加え、猛暑の中での熱中症対策など、長期化する避難生活への対応が課題となっております。

また、トイレ、水、入浴、食事などの生活環境に加え、車中泊や在宅避難を選択する方も多く、避難所に来ない被災者への支援の重要性も明らかになりました。

災害関連死を防ぐためにも、単に避難所を確保するだけではなく、誰もが安心して避難生活を送ることができる環境を整えていくことが重要であります。

そこで熊本地震など、近年の災害から得られた教訓を踏まえて、本県の対応について伺うことを通告しておりましたが、昨日、時田議員とこの質問は重なりますので、近年の災害から得られた教訓を本県の地域防災計画や今後の防災対策にしっかりと反映していただくことを要望して、次の質問とさせていただきます。

地震や豪雨は、季節を選んで発生するものではありません。

熊本地震は、猛暑の中での避難生活となったことから、熱中症対策や長期避難の生活環境の面で大きな課題となりました。

近年の厳しい暑さを考えれば、避難所の空調設備を整備し、熱中症から被災者の命と健康を守ることは重要な防災対策であります。

先日の笹原議員の代表質問では、避難所となる公立小中学校の体育館について、今年度末の空調設置率が25%になる見込みとの答弁があり、国は令和13年度までに100%とする方針であるとの答弁がありました。

一方で、県立高校や特別支援学校など、県有施設も避難所として指定されております。

市町が指定する避難所だけではなく、県が管理する施設についても災害時に避難者が安心して過ごせる環境を確保していくことが必要であります。

そこで避難所となる県有施設の空調設備について、現在の整備状況と今後の整備計画について伺います。

また、県有施設を避難所として活用する場合には、開設時の受付、物資の配布、衛生管理、情報共有、要配慮者への対応など、様々な業務が発生をいたします。

大規模災害時に市町の職員だけで避難所の運営を担うには限界があります。

そのため、避難所と指定されている県有施設には、避難生活に必要な物資を平時から整え

ておくことが重要だと考えますが、所見を伺います。

また、実際に避難所として開設する場合には、県教育委員会と連携をして、県職員の配置や市町との役割分担をあらかじめ明確にしておく必要があると考えますが、所見をお伺いします。

次に、道の駅を活用した地域防災拠点の整備について伺います。

大規模災害時には、学校や公共施設などの指定避難所だけで全ての住民を受け入れることには限界があります。

また、豪雨などによる道路冠水などでは、車両の水没が避難や救助活動、災害復旧の妨げになる場合もあります。

現在、県内では越前おおの荒島の郷とシーサイド高浜の2か所が国から防災道の駅に選定をされております。

一方で、そのほかの道の駅についても、広い駐車場やトイレ、電気、通信設備などを整えていることから、災害時の一時避難や車両避難、物資輸送、救援活動、情報発信など、地域防災拠点として活用できる可能性があります。

そこで、県内19か所の道の駅についても、市町や国と連携をし、非常用電源や蓄電池、給水設備、災害用トイレ、衛星通信設備などを計画的に整備し、地域防災拠点として位置づけていくべきと考えますが、県の所見を伺います。

特に、道の駅越前たけふは北陸新幹線越前たけふ駅に実施し、国道8号線、北陸自動車道武生インターチェンジにも近接するなど、丹南地域の重要な交通拠点です。

また、広い駐車場や多目的広場、災害時に活用できるスペースなどを有しており、整備段階から災害時に臨時駐車場として活用することも想定されております。

こうした立地や機能を考えれば、越前たけふ駅と道の駅、越前たけふ周辺を丹南地域における広域的な防災拠点として位置づけ、必要な防災機能を整備していくべきと考えますが、県の所見をお伺いします。

最後に、要配慮者の避難支援について伺います。

今回の大雨では、県内でも高齢者施設や障害福祉施設、13か所とお聞きをしておりますが、床上・床下浸水するなど、被害が発生をしました。

幸い、各事業者の適切な対応により人的被害はなかったということを承知しております。

水害時において利用者の命を守るためには、日頃から避難確保計画に基づいた訓練を実施し、実際の災害を想定した対応力を高めていくことが重要であります。

国によりますと、洪水想定訓練を義務づけられている全国約13万の要配慮利用施設のうち、24年度に実施したのは40%弱にとどまっているということでもあります。

そこで、県内の高齢者施設や障がい者福祉施設など、要配慮者利用施設における避難訓練の実施状況を伺うとともに、訓練の実施を促進するため、県としてどのような取組を行っているのか伺います。

よろしくお願いします。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／三田村議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私からは、大雨被害に対する追加の予算対応についてお答え申し上げます。

県では今月4日、被災された方々や事業者の皆様が一日も早く日常生活や事業活動を取り戻せるよう、住家被害に対する見舞金や事業者向けの融資制度など、緊急的な融資制度を取りまとめ、公表したところでございます。

また、現在、市町や関係機関と連携しながら被害状況の把握を***被害の状況や被災者の皆様の声を十分に把握した上で、道路や河川、農業施設等の復旧に加え、事業者や農業生産者等への支援など、必要な対策を盛り込んだ追加の補正予算を今議会に上程する準備を進めております。

一方で、林道や治山施設など山間地における被害や、農作物の収量等への影響など、今後さらに実態の把握が進むことで新たな課題が明らかになることも想定されます。

県としては、まずは現時点で把握している被害に対し、追加補正予算を通じて迅速に対応するとともに、今後、新たな被害や支援ニーズが判明した場合は、速やかに必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

議長／防災安全部長坂本君。

坂本防災安全部長／私から4点、お答えいたします。

まず、避難所となる県有施設の空調設備の整備状況と設置率、今後の整備計画についてお答えいたします。

避難所となる県有施設の空調設備につきましては、近年の猛暑を踏まえ、避難者の健康と生活環境の確保を図る観点から、計画的に整備を進めているところです。

現在、指定避難所となっている県有施設、44施設ございます。

そのうち、19施設において、空調設備の整備が完了しております。

設置率は約43%となっております。

また、来年の夏までに13施設を新たに整備し、令和10年の夏までにさらに11施設を整備する予定でありまして、ほぼ全ての施設において整備が完了する見込みであります。

次に、平時からの避難所指定県有施設への物資の備蓄、開設時の市町等との役割分担についてお答えいたします。

避難所として指定されています県有施設につきましては、発災直後から避難者の生活を支えられるよう、県において段ボールベッドやプライベートテントなどの備蓄を進めております。

市町と連携して、食料や飲料水、毛布、簡易トイレなどを配布できる体制としております。

また、県有施設を避難所として円滑に開設、運営するためには、施設管理者である県教育委員会等と市町との連携が重要でありますことから、連絡先の共有、あるいは鍵の開閉方法、備蓄物資の保管場所の確認をはじめ、避難所開設時の連絡体制、運営支援の在り方などについて、あらかじめ役割分担を明確にしていくことが重要であると考えております。

今後とも、県教育委員会等や市町と緊密に連携をし、避難所開設時の体制整備を進め、災害時に県有施設が避難所として円滑に機能するよう努めてまいります。

次に、道の駅を活用した地域防災拠点の整備についてお答えいたします。

道の駅は主要な幹線道路に面し、広い駐車場や休憩施設、情報発信機能を有しております。災害時における一時避難や物資輸送、応援部隊の活動を支える施設として重要な役割を担うことが期待されております。

道の駅を防災拠点として位置づけていくためには、非常用電源でありますとか、通信設備、防災倉庫、防災トイレ等の機能強化とともに業務継続計画、いわゆるBCPであります。業務継続計画の作成も求められることから、国や市町に意見を聞きながら、機能強化に向けた検討を行う必要があります。

県としましては、各道の駅における防災機能の整備状況も踏まえながら、市町等と連携し、地域の実情に応じた防災拠点としての活用を進め、地域防災力の向上を図ってまいります。最後に、越前たけふ駅と道の駅越前たけふ周辺の広域防災拠点化についてお答えいたします。

県では既に丹南地域の広域防災拠点として、丹南防災基地を整備しております。

これは災害時の物資輸送の拠点として活用することとしております。

一方、越前たけふ駅と道の駅越前たけふ周辺は、国道8号や北陸自動車道武生インターチェンジに近接するなど、交通の利便性が高く、災害時における物資輸送や応援部隊の活動拠点として、有効な条件を備えているものと認識しております。

県としましては、それぞれの施設が有する機能や特性を踏まえながら、災害時における物資輸送や応援部隊の受入れなど、どのような活用が可能かについて、越前市とも十分に協議をし、丹南防災基地との役割分担や連携も考慮しながら、広域防災拠点としての位置づけについて検討してまいりたいと考えております。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／私からは、要配慮者利用施設における避難訓練の実施状況の把握と実施促進についてお答えいたします。

要配慮者利用施設における避難体制の実効性を確保するため、令和3年の水防法等の改正により、市町地域防災計画に位置づけられた高齢者施設や障がい者福祉施設等につきましては、避難確保計画に基づく避難訓練の実施と、その結果の市町への報告が義務づけられております。

県では、社会福祉施設、医療機関など、要配慮者利用施設における避難訓練の実施状況を市町の危機管理部局から報告を受けております。

避難訓練の実施率は約4割と全国平均並みであるものの、避難確保計画は98.4%策定されており、計画と訓練を結びつけるところに課題があると認識しております。

このため、県では、施設、市町に対する集団指導を通じて、図上訓練等の取り組みやすい手法を助言するなど、訓練の実施を働きかけております。

今後も、市町と連携しながら、各施設における日頃からの訓練実施を促し、要配慮者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

議長／三田村君。

三田村議員／今後の嶺北一帯の被災については、新たな課題が見つければ必要な支援も考えるということですので、しっかりお願いしたいと思いますし、また、県有施設を避難所とした場合の役割分担、ぜひ県がリーダーシップを取っていただいて、市町とよく連携をいただければありがたいと思いますし、避難所は市町ですよというわけではなくて、県もしっかり噛んで、加わってほしいと思います。

道の駅についても、ぜひ県のリーダーシップをよろしくお願いいたします。

あと、質問はまた後ほど、時間があればさせていただきますので、次の質問に移ります。

次に、使用済燃料の県外搬出について伺います。

石田知事は8月の28日の記者会見において、乾式貯蔵施設の設置について事前了解を表明されました。

その理由として、再処理工場の竣工に向けた国や事業所の取組、立地町の意見など、県として判断するための必要な判断材料がそろったと説明をしておられました。

一方で、知事は乾式貯蔵施設からの搬出先は中間貯蔵施設であり、再処理工場の竣工や操業開始時期が直接影響するものではないとしながらも、事前了解に当たっては、再処理工場の審査終了の見通しが立つことが重要とも説明してこられました。

6月議会では、事前了解の判断時期について、補正申請、保安規定、検査など、再処理工場の状況を含めて検討すると答弁をしております。

その後、これらの工程がどこまで進んだのか明確ではありません。

再処理工場の審査終了についても具体的な見通しが示されておられません。

乾式貯蔵施設は、使用済燃料を県外の中間貯蔵施設へ円滑に搬出するための施設と位置づけられている以上、一体的に考える必要があると考えます。

本来、中間貯蔵施設が完成した後に乾式貯蔵施設が完成する流れなら理解できます。

しかし、今示されている流れでは、乾式貯蔵施設が完成した後に中間貯蔵施設が完成する流れとなっております。

しかし、その肝腎の中間貯蔵施設の具体像が全く見えない状況の中で事前了解がなされました。

関西電力は、再処理工場の竣工時期が遅れた場合、日本原燃が示す実現性の高い工程を基に、必要な排出容量を確保し、着実に発電が継続して運転できるよう使用済燃料を県外に継続的、安定的に搬出できることが見通せる実効性のあるロードマップを速やかに示しております。

そこで伺います。

県は、単に新たな工程表の提出を求めるだけでなく、乾式貯蔵施設での保管期限や具体的な搬出先、具体的な搬出時期、再処理工場の操業開始までの代替的な搬出手段、4点を明確にした実効性のあるロードマップの提出を求めるべきと考えます。

知事の所見をお伺いいたします。

関西電力は、乾式貯蔵と貯蔵プールを合わせた使用済核燃料の貯蔵容量について、原則増やさないとしている約束の例外は、県と立地町の理解を得た場合としております。

どのような場合に知事が理解するのか、その判断基準をあらかじめ示さなければ、県民から見れば、結果として貯蔵容量が増えるのではないかという不安が残ります。例外を県として理解する際の考え方を示すべきと考えますが、知事の所見をお伺いします。お願いします。

議長／知事石田君。

石田知事／私からまず、保管期限、搬出先等を明確にした実効性のあるロードマップの提出を求めることについてお答え申し上げます。

関西電力は、仮に再処理工場の竣工遅れが明らかになった場合には、電力各社と連携、協力して必要な搬出容量を確保し、着実に発電所が継続して運転できるよう、使用済燃料を県外に継続的、安定的に搬出することが見通せる実効性のあるロードマップ、これを速やかに示すとしております。

あわせて、貯蔵量の推移見通しを定量的に示すともしております。

県としましては、今後も適時、適切にロードマップの実行状況の報告を受け、厳しく監視するとともに、国と事業者責任ある対応を強く求めてまいります。

また、再処理工場の新たな工程表、これが示された段階で、明確な竣工時期や操業開始時期、具体的な搬出量の見通しなど、ロードマップの実効性を厳正に確認していく所存でございます。

なお、乾式貯蔵施設での保管につきましては、関西電力は、遅くとも2035年末までに中間貯蔵施設への搬出を開始するとしております。

さらに、貯蔵量は中間貯蔵施設の受入れ可能量を超えないように管理するとしておりまして、乾式貯蔵施設にいつまでも置いておくことはなく、県外搬出を着実に進めていくと、そうした考え方を示していると認識しております。

続きまして、乾式貯蔵施設によって貯蔵容量を増やす例外を認める際の考え方についてお答え申し上げます。

関西電力は、この例外の考え方について、国内外の情勢変化であるとか、自然災害等々、自社の事由によらない事象によって搬出が滞り、日本全体のエネルギー安定供給に貢献できなくなる可能性がある場合に限られ、六ヶ所再処理工場の竣工や操業開始の遅延をもって例外には当たらないというふうにしております。

その上で、例外が認められるケースについては、関西電力は、県議会にも報告した上で、県及び立地町の理解が得られた場合に限るものであり、限定的であると、そうした考えを示しているということです。

どのような場合が例外に当たるかについては、実際の状況を踏まえて判断されるべきものであるというふうに考えております。

そうした際には、改めて国や事業者の考えを確認するとともに、県議会での御議論等々を踏まえて判断していくということになると考えております。

県と立地町が認めない限り、例外に当たることはないというふうに考えております。

議長／三田村君。

三田村議員／その知事が例外と考えることをもう少し具体的にお聞きしたかったんですが、改めて整理をしていただけるといいのかなと思います。

では、3点目に行きます。

次に、障がい者の待機者対策と地域生活支援について伺います。

初めに、医療的ケア者を生活介護で受入れ、手厚い介助を行っている事業所に対し、県独自の加算制度を創設いただいたことについて、利用者や事業者から本当に助かりますと感謝の声が届いていることを報告いたします。

感謝申し上げます。

さて、現在、市町では令和9年度から始まる次期障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に向け、当事者や家族の意見を聞きながら必要なサービス量を把握に努めています。

県においても市町の見込みを集約し、次期計画を策定することになります。

こうした中、共同通信の全国調査では、施設入所やグループホームを希望しているにもかかわらず、利用できずに待機している障がい者が30都府県で少なくとも述べ2万人を超えることが明らかになりました。

特に、強度高度障がいや医療的ケアなど、支援の必要性が高い方ほど受入れ先が見つかりにくく、家族が長期間にわたり、介助を担っている実態があります。

お聞きした話ですが、数年間にわたり新規入所を受け入れていない事業所があるという話とか、あるいは長期間、10年近くですが、待機した末に入所できないまま亡くなった方もいるということでもあります。

国は、地域移行を進めていますが、施設やグループホームを必要としても利用できない方がいる現状も踏まえ、次期計画にこうした実態を的確に反映することが重要であります。そこで伺います。

県内で障がい者支援施設への入所やグループホームの利用を希望しているにもかかわらず、利用できずに待機している方は何人いらっしゃるのでしょうか。

国は地域移行を進めたいとしておりますが、現状はなかなか難しい状況にあります。

県は障がいの程度や必要とする支援、待機期間、家族の介護状況、入所・利用に至らない理由などについて、どこまで実態を把握しているのか伺います。

入所施設やグループホームの受皿が不足し、家族による介護に依存せざるを得ない方がいる現状について、県はどのように受け止めているのでしょうか。

特に、強度行動障がいや医療的ケアなど、支援の必要性が高い方の受皿をどのように確保していくのか伺うとともに、来年度からの次期障害福祉計画・障害児福祉計画についても、今回の待機者の実態を十分に把握した上で必要なサービス量が確保できるよう計画すべきと考えますが、所見をお尋ねいたします。

次に、親亡き後の問題について伺います。

昨年の民間団体の調査では、18歳以上の障がいのある方の家族の90.2%が親亡き後の生活を心配していると回答しております。

また、国の調査でも19歳から64歳の知的障がい者の68.5%が親と同居しており、依然とし

て家族が重要な支えとなっています。

しかし、親の高齢化と障がいのある方の加齢・重症化が進む中、家族だけで支えることには限界があります。

地域移行を進めるのであれば、親亡き後も安心して地域で暮らせる支援体制の整備が必要です。

県は、障がいのある方を家族だけで支えることが難しくなっている現状と、親亡き後の生活に対する家族の深刻な不安をどのように受け止めているのでしょうか。

また、地域で安心して暮らし続けられるよう、次期計画における住まい、相談、日中活動、訪問、居宅支援、短期入所などの支援体制の目標について、どのように充実させていくのか、お尋ねをいたします。

先日、障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に向けたワークショップに参加をいたしました。

そこで、楽しかったことと、困ったことについて、当事者の皆さんから話を伺いました。

楽しかったことや楽しみとして多く挙げられたのが、出かけることでした。

一方で、出かけたいと思っても段差やバリアが多い、バスに乗れない、ユニバーサルシートがない、バギー型の車いすではトイレに入れない、介護タクシーの予約が取れない、様々な困りごとが出されました。

障がいのある方にとって出かけるという当たり前の楽しみが様々な社会的障壁によって制限されている実態があります。

そこで伺います。

県が現在進めている福祉のまちづくりに係る整備基準の見直しでは、こうした当事者の声を踏まえた項目が追加される方向であり、当事者の声をしっかりと聞いていただいているなということについては評価をいたします。

一方で、新たに追加される項目の対象施設の規模を1万平方メートル以上と検討しているとのことであります。

バリアフリー法における基準は2000平米以上とされていることから、1万平米以上という基準では、実際に当事者が利用する多くの施設が対象から外れてしまうのではないかと懸念されます。

新築する場合、既存の建物を改修する場合、公共施設、民間施設などそれぞれの特性を踏まえ、対象となる施設の規模要件を見直すべきではないかと考えますが、所見をお伺いします。

お願いします。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／三田村議員の御質問に、私から4点お答えさせていただきます。

まず1点目、障害者施設等の待機者の実態把握についてお答えいたします。

県内の障害者入所施設の待機者数は、今年5月現在、18名でございます。

グループホームにつきましては、調査いたしました結果、待機者がいるとの御報告はござ

いませんでした。

入所施設全体の定員充足率は94%、グループホームにつきましては、令和元年の71施設から102施設に増加し、定員充足率も87.7%となっております。

数字の上では定員に空きはございますが、御希望に合う施設への入所に至っていないのが現状でございます。

県ではこれまで、高度行動障がいのある方の受入れ施設の整備支援や、高度な知識と実践力を持ち、障がい特性に応じた環境調整を指導できる専門人材を8名育成しておりまして、強度行動障がいのある方を受け入れる入所施設は、令和2年の18施設から25施設に増加し、受入れ基盤の整備は着実に進んでいるものと認識しております。

入所を希望する方の待機期間や御家族の状況につきましては、おおむね把握しておりまして、その多くは自宅から近い入所先や人材、設備など、支援の環境が整った施設に希望が集中しているため、入所できないとお聞きしております。

今後とも、市町や事業所を通じて、入所施設などの待機者の実態を的確に把握してまいりたいと思っています。

続きまして、2点目、障がい者の受入れ体制の確保についてお答えいたします。

障がいのある方ができるだけ住み慣れた地域で生活できるよう、身近に受入れ先を確保することが重要であると考えております。

県といたしましては、医療的ケア児・者など、特に支援の必要性が高い方の受入れ事業所を増やすことで、在宅生活の負担軽減に努めておりまして、事業所数は、平成27年度の12事業所から64事業所となっております。

さらに、医療的ケアなど、障がいの重度化や介護者の高齢化などにより家族の負担が増加し、在宅生活が困難となりますことから、県では医療的ケア者を受け入れられるグループホームの整備を新たに進めております。

現在、改定中の障がい福祉計画、障がい児福祉計画では、各市町でのサービス利用実績や障がいのある方の人数、障がい特性などを踏まえ、必要なサービス料の見込み量の精査を進めているところでございます。

県といたしましても、アンケートなどで待機者の状況や利用者の意向を十分に把握した上で、実態を踏まえてきめ細かく見込むよう市町に改めて依頼し、地域の実情を踏まえた必要量を確実に見込んだ県全体の計画にしていまいりたいと考えております。

その上で、今後のサービス提供などについて、具体的な対応策を検討し、強度行動障がいや医療的ケア児の受皿を含め、必要なサービスを確保してまいります。

続きまして、障がい者の地域生活、支援体制の充実についてお答えいたします。

保護者の高齢化や障がいの重度化により生活継続が困難となる場合もありますことから、親亡き後に不安を抱える御家族の思いは重く受け止めております。

県では、親亡き後も障がいのある方が地域で安心して暮らし続けられますよう、市町と連携し、緊急時の相談や受入れを担う地域生活支援拠点の整備を進めておりまして、本年4月に全市町に整備が完了いたしました。

また、医療的ケア児・者の住まいの確保は特に必要性が高い一方、医療的ケアに対応できるグループホームは県内に1か所もなく、令和2年、県議会請願以降も、専門人材の確保

や採算性の面から事業者の算入が進まなかったことから、令和7年、県独自での支援制度を設け、本年度初めて整備に着手できたところでございます。

来年度からは、グループホーム管理者を対象とした研修を実施し、適切な事業運営や利用者の意思を尊重したサービス提供を実施できる人材を育成してまいります。

次期計画において、住まいや相談に加え、短期入所などを含めた支援体制の充実を図ってまいります。

最後に、福祉のまちづくりに係る整備の基準の見直しについてお答えいたします。

出かけるという当たり前の楽しみが、施設の設備によって制限されるとの御指摘は重く受け止めております。

今回の見直しでは、当事者の御意見を踏まえ、フラッシュライトの設置、出入口周辺の転倒対策(?）、授乳室やおむつ交換台、ユニバーサルシート、少し広めの一般トイレ、休憩スペースの6項目の追加を検討しております。

高齢者や子育て世帯、介護者を含む幅広い県民を対象としたアンケート1164件、150人が参加した5回のタウンミーティングにおきまして、利用者が長く、長時間の利用が見込まれる、大規模な商業施設等への設置を求める御意見をいただきました。

加えて、設置には一定のスペースと整備費用を要することもあり、これらを踏まえて、対象規模を1万平米としたところでございます。

今後も、商業施設や文化施設など、用途区分ごとの利用実態や影響の範囲につきまして、福祉のまちづくり推進協議会や事業者、建築関係団体に対して御意見を伺いながら、令和9年4月(?)の交付に向け、引き続き検討してまいりたいと考えております。

議長／三田村君。

三田村議員／もう時間がないんですが、今年5月で待機者18名というのは、全国30府県で2万人という話でしたが、ちょっと調査の仕方が違うのか、乖離しているような気がしますので、調査の仕方をもう一度、改めて調べてほしいと思います。

1点、しっかりとお聞きしたい項目がありましたが、時間がないので、私の質問はこれで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長／以上で、三田村君の質問は終了いたしました。

本日、午前中の山岸みつる議員の一般質問の発言のうち、一部を取り消したい旨の申出がありましたので、会議規則第63条の規定により、この取消しを許可したいと存じますので、御了承願います。

以上で、通告による質疑及び質問は終了いたしましたので、ほかはないものと認め、日程第1の各議案に対する質疑及び県政全般にわたる質問は終結いたしました。

この際、お諮りいたします。

日程第1のうち議案18件を、会議規則第38条第1項の規定により、配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと存じますが、これに御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長／御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第2の予算決算特別委員会への権限の付与についてを議題といたします。

この際、お諮りいたします。

予算決算特別委員会に対しては、第74号及び第75号の決算関係議案の審査のため、地方自治法第98条第1項の地方公共団体の事務の管理、議決の執行及び出納の検査に関する権限を付与することにいたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長／御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

各委員会付託案件審査等のため、明16日から10月6日までは休会にいたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長／御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

各委員会は、休会中十分審査され、来る10月7日に、その審査の経過及び結果について、御報告願います。

なお、来る10月7日は、午後2時より会議を開くこととし、議事日程は当日お知らせいたしますので、御了承願います。

本日は、以上で散会いたします。